

平成13年9月10日(月曜日)第3回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
小松仁一	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
松田英彰	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	那須義行	病院事務長
保科弘治	教育長	芳賀友幸	管理課長
草苺和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	選挙管理委員会事務局長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	監査委員
真木憲一	農業委員会事務局長		事務局長
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第1号

第3回定例会

平成13年9月10日(月)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
(1) 定例監査結果等報告について
- ” 4 行政報告
(1) 寒河江チェリークア・パーク民活エリア分譲土地(譲渡人中国パール販売株式会社)の買戻しについて
- ” 5 議第 57号 寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- ” 6 議案説明
- ” 7 委員会付託
- ” 8 質疑、討論、採決
- ” 9 議第 58号 表彰について
- ” 10 議案説明
- ” 11 委員会付託
- ” 12 質疑、討論、採決
- ” 13 認第 1号 平成12年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- ” 14 認第 2号 平成12年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- ” 15 議第 59号 平成13年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)
- ” 16 議第 60号 平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第2号)
- ” 17 議第 61号 平成13年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- ” 18 議第 62号 寒河江市市税条例の一部改正について
- ” 19 議第 63号 西村山広域行政事務組合規約の一部変更について
- ” 20 議第 64号 字の区域及び名称の変更について
- ” 21 議第 65号 市道路線の廃止について
- ” 22 議第 66号 市道路線の認定について
- ” 23 請願第 3号 学校事務職員及び学校栄養職員の給与費等について、現行の義務教育費国庫負担制度を維持するよう、国に対して「意見書」の提出を求める請願
- ” 24 請願第 4号 30人以下学級実現可能な教育予算増となるよう国に対して意見書提出を求める請願
- ” 25 陳情第 1号 幸生幼児学級存続に対する陳情
- ” 26 議案説明
- ” 27 監査委員報告
- ” 28 質 疑
- ” 29 予算特別委員会設置
- ” 30 決算特別委員会設置
- ” 31 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

佐藤 清議長 おはようございます。これより平成13年第3回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本定例会の運営については、9月5日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員の指名

佐藤 清議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において7番柏倉信一議員、20番那須 稔議員を指名いたします。

会期決定

佐藤 清議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から9月20日までの11日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決定いたしました。

第3回定例会日程

平成13年9月10日(月)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
9月10日(月)	午前9時30分	本会議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、固定資産評価審査委員会委員選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、表彰議案上程、同説明、質疑・討論・採決、議案・請願・陳情上程、同説明、監査委員報告、質疑、予算特別委員会設置、決算特別委員会設置、委員会付託	議 場
			本会議終了後	
9月11日(火)	休 会			
9月12日(水)	午前9時30分	本会議	一般質問	議 場
9月13日(木)	午前9時30分	本会議	一般質問	議 場
9月14日(金)	休 会			
9月15日(土)	休 会			
9月16日(日)	休 会			
9月17日(月)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		文教経済委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室

		厚生委員会 分科会	付託案件審査	議会図書室
		建設委員会 分科会	付託案件審査	2階会議室
9月18日(火)	午前9時30分	決算特別委員会	付託案件審査	議 場
9月19日(水)	休 会			
9月20日(木)	午前9時30分	予算特別委員会	付託案件審査	議 場
	予算特別委員会 終了後	本会議	議案・請願・陳情上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

諸般の報告

佐藤 清議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

定例監査結果等報告について。

このことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行政報告

佐藤 清議長 日程第4、行政報告であります。

寒河江チェリークア・パーク民活エリア分譲土地（譲渡人中国パール販売株式会社）の買戻しについて、市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 中国パール販売株式会社に分譲した寒河江チェリークア・パーク民活エリア分譲土地の買戻しについて御報告申し上げます。

平成13年8月10日、寒河江市議会第3回臨時会において、寒河江チェリークア・パーク民活エリア分譲土地の買戻しに伴う土地の処分についての一部変更議案と、土地分譲代金返還に伴う補正予算の議決をいただきました。同日付で中国パール販売株式会社に対し、平成13年8月13日に分譲土地の買戻しを行うとともに、平成10年5月26日に受領した分譲代金の返還をする旨の通知を行い、あわせて買戻しまでの分譲代金利息相当額の納入の通知をいたしたところであります。8月13日に、受領した分譲代金を返還するとともに、同日付で分譲土地について寒河江市への所有権移転登記を行いました。

なお、分譲代金利息相当額については、8月23日に振り込みいただいているところであります。

以上報告申し上げます。

以上です。

佐藤 清議長 ただいまの行政報告について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案上程

佐藤 清議長 日程第5、議第57号を議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 日程第 6、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第 57 号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

寒河江市固定資産評価審査委員会委員のうち、海野善範委員が本年 9 月 15 日をもって任期満了となりますので、同氏を引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めようとするものであります。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

以上です。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第 7、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 57 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 57 号は委員会付託を省略することに決しました。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 9、議第 58 号を議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 日程第 10、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議題 58 号表彰について御説明申し上げます。

地方自治の振興や本市の交流、発展に寄与され、市政に功労のあった方々について表彰を行うため、本市の表彰条例に基づき議会の同意を得ようとするものであります。

松村眞一郎氏は、平成元年 6 月から約 3 期 12 年の長期にわたり寒河江市助役として市民の意識が複雑多様化、そして高度化する中であって、多くの行政課題に的確に対応され、今日の本市発展に大きく貢献されました。また、寒河江市土地開発公社理事長として住宅団地や工業団地の造成など、本市発展基盤の整備にも尽力されました。

秋場正良氏は、昭和 60 年 3 月から 4 期 16 年の長期にわたり、寒河江市教育委員会委員として、寒河江市教育研究所の創設、寒河江市教育相談室の設置を初め、国際化、情報化に対応できる人材の育成に尽力されるなど、本市教育行政の発展に貢献されました。

後藤昭市郎氏は、昭和 54 年 4 月から平成 13 年 4 月まで、22 年余の長期にわたり、寒河江市消防団団長として市消防操法大会を実施されたのを初め、県消防協会会長、副会長、さらには日本消防協会副会長、理事などを歴任され、本市はもとより山形県の消防行政の振興に大きく貢献されました。

三氏の功績、経歴等の詳細については、別紙資料のとおりであります。

また、この件につきましては、去る 8 月 28 日に開催いたしました表彰審査委員会において審査していただいた結果、全員一致をもって表彰することが適当である旨、報告を得ましたので、御提案申し上げます。

以上、よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

以上です。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第 11、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 58 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 58 号は委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 12、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 58 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 58 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 58 号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 58 号はこれに同意することに決しました。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 13、認第 1 号から日程第 25、陳情第 1 号までの 13 案件を一括議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 日程第 26、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、認第 1 号平成 12 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

平成 12 年度の市立病院事業は、年々高度化、多様化する地域住民の医療ニーズにこたえ、本市及び西村山地域における中核的な公的医療機関として医療施設の改善、高度医療器械の導入等を計画的に進め、質の高い医療サービスの提供に努めてまいりました。

建設改良事業としては、乳房 X 線撮影装置などを新たに導入するとともに、腹部超音波診断装置、大腸ビデオスコープなどの更新を行い、受診動向に即した医療機器整備を進め、診断、治療の一層の向上を図るなど、医療供給体制の充実に努めてまいりました。

経営面では、前年度対比で申し上げますと、入院収益、外来収益とも増加し、医業収益は 2.6%の増加となりました。一方、医業費用では材料費、減価償却費は増加しましたが、人件費上昇が小幅であったことなどから、4.0%の増加にとどまり、収益的収支では 5,550 万 1,662 円の純利益の計上となりました。

以下、決算の概要について御説明申し上げます。

初めに、収益的収支について申し上げます。

収入については、病院事業収益は 25 億 6,217 万 8,538 円で、そのうち医業収益は 23 億 2,949 万 5,267 円、医業外収益は 2 億 3,268 万 3,271 円であります。これを前年度と比較してみますと、医業収益は 5,888 万 2,953 円の増加で 2.6%の増、医業外収益は 2,161 万 1,217 円の増加で、10.2%の増、病院事業収益では 8,049 万 4,170 円の増加となり、3.2%の伸びとなりました。

次に、支出について申し上げます。

病院事業費用は 25 億 667 万 6,876 円で、そのうち医業費用は 24 億 3,524 万 6,328 円で、医業外費用は 7,143 万 548 円であります。対前年度比較では、病院事業費用は 9,353 万 152 円の増加、3.9%の伸びとなりました。

これにより、収益的収支において 5,550 万 1,662 円の純利益となりました。次に、資本的収支について申し上げます。収入については、8,447 万 5,000 円で、うち企業債が 8,080 万円、補助金 367 万 5,000 円であります。

支出については、1 億 7,212 万 6,695 円で、内訳は建設改良費 8,791 万 2,405 円と、企業債償還金 8,421 万 4,290 円であります。その結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は 8,765 万 1,695 円となりますが、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

損益計算書では経常利益 25 億 6,217 万 8,538 円に対し、経常費用 25 億 667 万 6,876 円となり、5,550 万 1,662 円の経常利益となりました。

剰余金計算書については、繰越欠損金は 3,093 万 8,305 円でしたが、当年度純利益が 5,550 万 1,662 円となり、これにより累積欠損金が解消され、当年度未処分利益剰余金が 2,456 万 3,357 円となりました。

剰余金処分計算書については、当年度未処分利益剰余金のうち、200 万円を法定積立金である減債積立金に積み立て、2,256 万 3,357 円については、翌年度繰越利益剰余金とするものであります。その他、資産、負債、資本の内容及び状況については、貸借対照表に記載のとおりであります。

今後とも医療サービスの一層の向上と経営の健全化に努めてまいり所存であります。

次に、認第2号平成12年度寒河江市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

平成12年度の水道事業は効率的な事業運営による健全経営の維持、良質な水道水の安定供給の確保及び水道水の有効利用の一層の促進を重点目標に掲げ運営してまいりました。このため、建設改良事業では、施設の維持・補修、自己水源の保全管理及び漏水調査の実施などにより、経営基盤の補強を図りながら、国庫補助制度などを活用し、最終事業年度となった石綿管更新事業の実施と、公共事業である下水道整備等に並行しての配水管の布設、あるいは布設替えなど配水管網の整備に積極的に取り組み、市民サービスの一層の向上に努めてまいりました。

また、財政運営については、経費の節減、効率的な予算の執行及び計画的投資により、健全財政の維持に努めてまいったところであります。

以下、決算の概要を御説明申し上げます。

初めに、平成12年度水道事業決算報告書について御説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出であります。収入面では人口増による給水件数の増加及び公共下水道の普及に伴う生活水準の向上など、水量増の要因がありましたが、気象条件が影響する夏季及び冬季における使用水量が昨年に及ばなかったことや、受託工事収益の減などから、水道事業収益総額は11億9,316万2,293円で、前年度比1.1%の減となりました。

一方、支出面では村山広域水道料金の引き下げや受託工事などの減少により、水道事業費用総額は9億6,842万1,112円で、対前年度比8.5%の減となりました。この結果、収益的収支では、差し引き2億2,474万1,181円収益が費用を上回るところとなり、純利益として2億1,010万4,412円を計上することができました。次に資本的収入及び支出であります。収入は企業債、工事負担金及び石綿管更新事業に対する国庫補助金で、収入総額は1億4,876万4,604円となりました。

支出は建設改良費3億330万7,789円、企業債償還金1億2,172万3,413円で、支出総額は4億2,503万1,202円となりました。この結果、資本的収支では差し引き2億7,626万6,598円の資金不足となりましたが、これについては過年度分損益勘定留保資金1,412万1,033円、当年度分損益勘定留保資金2億581万3,650円、建設改良積立金4,200万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,433万1,915円で補てんいたしました。次に、平成12年度水道事業剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

当年度の未処分利益剰余金は2億5,999万4,972円ですが、このうち減債積立金に2,000万円、建設改良積立金に1億9,000万円を処分しようとするものであります。その結果、4,999万4,972円を翌年度繰越利益剰余金とするものであります。その他剰余金及び資産、負債、資本の内容、状況などについては、それぞれ剰余金計算書及び貸借対照表に記載のとおりであります。

以上2件の決算について、よろしく御審議の上、御認定くださるようお願い申し上げます。

次に、議第59号平成13年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、寒河江地区クリーンセンター分担金や森林病虫害等防除事業費の追加を初め、小型ロータリー除雪車購入費及び市民文化会館整備事業費などを計上するものであります。その結果、3億9,024万7,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ153億9,617万2,000円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

第3款民生費については、総合福祉保健センター駐車場整備事業費として1,000万円を計上するほか、児童手当交付金返還金に222万8,000円を追加計上するのが主なものであります。

第4款衛生費については、インフルエンザ予防接種委託料として225万円を計上するほか、普通交付税に寒河江地区クリーンセンター分として措置された1億6,313万2,000円を追加計上するのが主なものであります。

第 6 款農林水産業費については、森林病虫害等防除事業費に 2,500 万円を追加計上するほか、松薬剤処理事業費として 850 万円を計上するのが主なものであります。

第 7 款商工費については、ロードヒーター埋設事業費 283 万 5,000 円及び中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備補助金返還金 251 万円を計上するものであります。

第 8 款土木費については、道路橋りょう等の整備事業費に 2,962 万円、市営住宅整備事業に 900 万円、街なみ環境整備事業に 630 万円を追加計上するほか、小型ロータリー除雪車購入費として 1,300 万円を計上するのが主なものであります。

第 9 款消防費については、消防団員退職報償負担金に 117 万 2,000 円を追加計上するのが主なものであります。

第 10 款教育費については、不審者対策監視カメラ設置事業や給水管更生事業を初めとした各小・中学校の施設整備事業費に 3,005 万円を追加計上するほか、市民文化会館舞台改修等事業費として 2,800 万円を計上するのが主なものであります。

第 11 款災害復旧費については、豪雨等により被害を受けた農業用施設災害復旧事業費に 1,099 万 5,000 円、道路河川等災害復旧事業費に 2,682 万 8,000 円を追加計上するものであります。

これら歳出予算に対する歳入については、地方交付税 3 億 2,696 万 2,000 円、国県支出金 1,286 万 5,000 円、諸収入 965 万 5,000 円、市債 3,960 万円などの追加で対応することにいたしました。第 2 表地方債補正については、臨時市道整備事業ほか 3 事業の地方債の限度額をそれぞれ変更するものであります。

次に、議第 60 号平成 13 年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第 2 号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、JRバス代行に伴う羽前長崎駅周辺道路の排雪等を行うため、負担金として 324 万 2,000 円を計上するとともに、駅南側の雨水排水路整備事業に 1,100 万円を追加計上するものであります。これに対する歳入については、一般会計繰入金 324 万 2,000 円、市債 1,100 万円を追加計上し、対応するものであります。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ 43 億 7,384 万 2,000 円となるものであります。第 2 表地方債補正については、市街地整備事業債の限度額を変更するものであります。

次に、議第 61 号平成 13 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、介護保険財政の円滑な運営を図るため、介護保険給付費準備基金積立金 985 万 6,000 円を計上するとともに、平成 12 年度の介護保険給付費国庫負担金等を精算するため返還金 3,093 万 1,000 円を計上するものであります。

これに対する歳入については、繰越金を追加計上し対応するものであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ 18 億 278 万 7,000 円となるものであります。

次に議第 62 号寒河江市市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税にかかる長期所有上場株式等の譲渡所得について、特別控除を行う特例措置を新たに講ずることとなったため、所要の改正をしようとするものであります。

議第 63 号西村山広域行政事務組合規約の一部変更について御説明申し上げます。

西村山広域行政事務組合において、組合の事務所を寒河江市中心市街地活性化センターに移転するため、組合規約の一部を変更する必要があると、地方自治法第 290 条の規定により提案するものであります。

次に、議第 64 号字の区域及び名称の変更について御説明申し上げます。

平成 12 年度に国土調査法に基づく地籍調査を実施しました田代地区内の飛び地や混在する字界について整然とした字の区域に変更し、住民の利便を図ろうとするものであります。

次に、議第 65 号市道路線の廃止について及び議第 66 号市道路線の認定について、関連がありますので一括

して御説明申し上げます。

寒河江駅前土地区画整理事業並びに都市計画街路事業山西鶴田線整備に伴い、駅南高瀬山線ほか5路線は道路網を再編するため、認定替えを行うべく廃止しようとするものであり、新たに寒河江駅高瀬山線ほか7路線を認定し、円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に寄与しようとするものであります。

以上、8議案について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

以上です。

監査委員報告

佐藤 清議長 日程第 27、監査委員報告であります。

なお、詳細につきましては、後日開会されます決算特別委員会において報告を求めるとし、この際、簡略をお願いします。安孫子監査委員。

〔安孫子雅美監査委員 登壇〕

安孫子雅美監査委員 監査委員を代表いたしまして、私から平成 12 年度寒河江市公営企業会計決算審査の結果につきまして御報告申し上げます。

第 1、審査の対象になりました会計は、平成 12 年度寒河江市立病院事業会計決算及び平成 12 年度寒河江市水道事業会計決算の 2 会計決算であります。

第 2、審査の方法であります。平成 13 年 6 月 13 日付をもって市長から審査に付された決算報告書及び財務諸表がその事業の経営成績並びに財政状態が適正に表示されているか、計数に誤りがないかを重点的に会計伝票、関係諸証拠書類の提出を求め照合し、必要に応じて関係職員の説明を求める方法で審査をいたしました。

なお、貯蔵品につきましては、本年 3 月 30 日に行った実地棚卸しに立ち会い、現物の確認をいたしております。

第 3、審査の結果であります。審査に付された決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び各事業の会計規程等に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示しており、決算計数も誤りがなく適正であると認められました。

なお、各事業の決算諸表の表示するところにより、業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財政状態を分析した結果につきましては、後日開会されます決算特別委員会におきまして御報告を申し上げることを御了承願ひまして、報告を終わらせていただきます。

質 疑

佐藤 清議長 日程第 28、これより質疑に入ります。

認第 1 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第 2 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 59 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 60 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 61 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 62 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤 清議長 議第 63 号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 広域事務組合にフローラの一室を貸すことについてであります。他の団体へ貸す場合にそれぞれ契約を締結をしておりますし、それぞれの条件があったというふうに思うんですが、広域事務組合に貸す場合、期間というものをどのようになされるのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。そして、もし貸していった場合に、どういうふうな契約を結ぶかということも関連してくるというふうに思うんですが、借りた場合の借りた側の借家権といいますか、そういう権利などは生ずるのかどうか。広域事務組合側にそういう権利が生ずることになるのかどうかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

佐藤 清議長 企画課長。

荒木 恒企画調整課長 広域事務組合と建物の使用貸借のための契約は結んでおります。その中で、使用貸借期間を平成 13 年 12 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 10 年間といたしております。

借家権等のお話がありましたが、それは建物の一部の使用貸借を認めているものでありまして、ちょっと私そこまで深く検討いたしておりませんので、お答えを控えさせていただきますと思います。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 64 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 65 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 66 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第 3 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第 4 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

陳情第 1 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

予算特別委員会の設置

佐藤 清議長 日程第 29、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第 59 号については、議長を除く 23 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 59 号については議長を除く 23 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

決算特別委員会の設置

佐藤 清議長 日程第 30、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第 1 号及び認第 2 号については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く 22 人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第 1 号及び認第 2 号については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く 22 人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第 31、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付託案件
総務委員会	議第 6 2 号、議第 6 3 号 議第 6 4 号
文教経済委員会	請願第 3 号、請願第 4 号 陳情第 1 号
厚生委員会	議第 6 1 号
建設委員会	議第 6 0 号、議第 6 5 号 議第 6 6 号
予算特別委員会	議第 5 9 号
決算特別委員会	認第 1 号、認第 2 号

平成 13 年 9 月第 3 回定例会

散 会 午前 10 時 11 分

佐藤 清議長 本日はこれで散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成13年9月12日(水曜日)第3回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
小松仁一	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
松田英彰	健康福祉課長	兼子俊弥	会計課長補佐
浦山邦憲	水道事業所長	那須義行	病院事務長
保科弘治	教育長	芳賀友幸	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	選挙管理委員会 事務局長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	監査委員 事務局長
柴崎裕一	農業委員会 事務局長補佐		
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成13年9月第3回定例会

議事日程第2号

第3回定例会

平成13年9月12日(水)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再　　開　　午前9時30分

佐藤 清議長　　おはようございます。これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

佐藤 清議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は1議員につき答弁時間を含め1時間30分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成13年9月12日(水)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	行政問題について	「小泉バブル」と地方行政の対応について	9番 伊藤 忠 男	市 長
2	市立病院の医薬分業について	医薬分業における院外処方せん発行について オーダーリングシステムの採用について	8番 鈴木 賢 也	市 長
3	生活排水路における年間通水について	生活排水路における9月から5月までの期間の通水について	8番 鈴木 賢 也	市 長
4	商工業の活性化について	中心市街地の活性化対策について パックドール(株)の民事再生法申請にともなう本市への影響について	15番 伊藤 諭	市 長
5	インターネットを活用した行政の推進について	ホームページの充実とインターネットを使った情報公開の促進について		市 長

6	学童保育について	未実施の学区にも学童保育の実施を求める声がある。市は積極的な支援を行うとともに、既に実施しているところにも内容の充実に対して支援を強化すべきと思うがどうか	16番 佐藤 暘子	市長
7	幼児学級廃止について	教育委員会は平成2年2月に「幼児教育のあり方について」の指針を出している。今回行革の中で幼児学級を廃止しようとしているが、この指針と矛盾するのではないか 幼児学級は住民の意志を尊重し、強引な廃止はすべきでないと思うがどうか		教育委員長
8	30人学級の実施について	県は2～3年後には県内の各小中学校に30人学級を実施すると発表した。これを受けて寒河江市でも早急に実施にふみ切るべきと思うがどうか		教育委員長
9	産業廃棄物処理について	農業用使用済プラスチックリサイクルについて	11番 高橋 勝文	市長

伊藤忠男議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 1 番について、9 番伊藤忠男議員。

〔9 番 伊藤忠男議員 登壇〕

伊藤忠男議員 おはようございます。

質問の前に、米国におけるテロ事件により大勢の犠牲が出ているようであります。心から哀悼を捧げたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

私は、緑政会の一員として、また寒河江市を愛し、誇りに思い、佐藤市政を信頼している大勢の市民が国と地方関係が「小泉改革」で争点になっている地方交付税交付金、権限、財源、税源の移譲、不良債権処理に伴う「小泉バブル」、「小泉ボンド」などなど、地方自治体を取り巻く環境の変化を心配し、相談に見えられております。相談に見えられた市民を代表し、通告番号 1 番、「小泉バブルと地方行政の対応」について御質問、御提言申し上げ、市長の御見解をお伺いいたします。

デフレスパイラル、すなわち物価が下落し、物価下落は売り上げ減少となり、売り上げ減少は利益減少を来し、利益減少はリストラ、すなわち雇用減少を来し、結果として「価格の加速的下落」を引き起こす悪循環であります。

デフレ経済の原因を追ってみますと、1989 年 11 月ベルリンの壁が撤去され、1 カ月後には東証株価が天井を打ちバブル崩壊の始まりであります。これを境に「土地本位制」は崩れ、不良債権の膨れ上がりの始まりであります。ボーダーレス経済、ボーダーレス価格革命の始まりであり、各国の経済政策の自由を奪い始め、資本も物もサービスも国境を越えて自由に行き来する経済社会では、政策効果は国境にてしり抜けとなり、日本では 10 年間で 100 兆円以上の公共工事などなどにつぎ込んで、ざるに水を注ぐような結果となったことは皆様も御存じのとおりであります。

1989 年、ベルリンの壁の撤去と同時に、社会主義政権にかわって登場した旧東側諸国の新政権は、資本主義経済の仕組みや制度を導入し、西側市場に参入したことであります。参入すれば自分たちも西側先進諸国並みの豊かな生活ができると思ったことであります。ところが、彼らは大切なことを見落としておりました。資本主義経済社会では何かを売らなければ対価としてお金を手にすることができないという、単純であるが資本主義社会の原則を見落としていたことであります。彼らにあるのは労働力を売ることであり、しかもあり余る低賃金労働力であります。これに目をつけた西側資本は直接投資のラッシュを行い、続々と工場を建設し、低価格商品の生産ラッシュであります。

これに一段とだめ押ししたのが中国であります。この巨大な中国は、社会主義政治体制を維持しながら市場主義の経済運営を導入し、小平氏により深・地区を自由市場経済開放区として開放し、今や深・地区は人口 500 万人、人口平均年齢が 27 歳と考えられないほど若く、人口の 80% の人が家電、電子、通信機器部品生産に従事していると言われております。賃金は日本の 20 分の 1 と言われ、深・地区労働賃金は月 8,000 円で、深・地区以外の中国労働者賃金は月 4,000 円で、深・地区は 2 倍であり、続々と若い労働者が押しかけ、他地区より流入防止策として居住制限法をとっておりましたが、去る 6 月朱鎔基首相により解禁が打ち出され、自由区の設定増加とあわせ、ますます低価格商品が生産されるだろうとの見通しであります。

1989 年の世界人口は約 54 億人、そのうち 20 億人強が東側諸国の人口と言われ、西側市場にとってみれば、従業員 30 人の会社にある日突然に 20 人の労働者が「給料は 10 分の 1 で結構ですから働かせてください」と言って押しかけてきたと同じ状況であります。低賃金で生産された製品がなだれを打って入ってくる、つくるのはだれかといったら日本を初めとする先進諸国のメーカーであります。日本国内の製品が太刀打ちできない

のは火を見るより明らかであります。ありとあらゆる商品分野で物価はどんどん下がる、ポーターレス経済時代その本質は、大供給過剰下のデフレ時代であり、世界規模での激しい価格革命であり、理論的には 20 億人分の労働力供給過剰が何らかの形で解消しない限り、このデフレ圧力は消えないと言われております。

加えて、中国人口 12 億 5,000 万人、日本の約 10 倍の人口を有し、1978 年、鄧小平氏の経済改革開放政策により悪かろう安かろう時代は過ぎ、今や中国製品は世界の価格、そして世界の品質をつくると言われるまでに成長し、2001 年の今年で携帯電話ではアジアのトップになるなど、IT 関連製品、素材などの分野で世界の工場と言われるまでに成長している現実であります。

2000 年の消費者物価は前年比マイナス 0.7%、物価引き下げに寄与した主なる製品別比率を見ると最も大きいのは農水畜産物のマイナス 0.42%、工業製品はマイナス 0.22%であります。下落の主なる原因は輸入価格の下落であり、農水畜産物関連の中で野菜輸入数量全体のシェアを見ると中国は 47.4%でトップであります。98 年ではネギは前年の 2 倍、キャベツは 22 倍、2000 年ではネギはさらに 2 倍、キャベツは 4 割ダウンしておりますが、2000 年におけるネギもキャベツも市場価格では 3 割も下落している現実であります。

農水関連については同僚議員の高橋勝文議員が取り上げておりますので省略いたしますが、工業製品でも同様であり、日本の機械機器輸入額全体の中でアジアの占めるシェアは 98 年の 38.5%から 2000 年は 49.7%と上昇し、価格は下落を示し、中でも繊維製品は 95 年では 50%のシェアであった中国が 2000 年では 65%までにアップし、2000 年における中国繊維製品輸入価格は、98 年比でマイナス 21%と大幅に下落している現状であります。

2 年続きの消費者物価下落、デフレ経済の起因は中国からの輸入品の低価格が主因と言われるゆえんであります。なぜ中国からの輸入が伸びているのか、重要なかぎは朱鎔基首相による国有企業改革に伴う品質や生産性の大幅向上であります。農業問題で言えば、「日本の農民はこんなにお人よしだった」の表現で大きな話題となった日本の種苗会社が種を中国に販売し、栽培技術、品質管理、日本人の消費者嗜好まで徹底指導を朱鎔基首相のもとに積極的に取り入れられたことが主因だと言われております。

消費者物価下落は物価全体へのインパクトはそれほどでもないが、国内卸売物価や企業向けサービス価格の下落、そして地価下落が大きく問題視されております。企業向けサービス価格の下落とは情報通信関連の技術進歩と規制緩和であります。具体的に言えば光ファイバーやデジタル携帯電話の導入による通信コストの料金低下であります。

一方、地価下落の波及の一例を挙げれば、外食の価格低下、これは生鮮食品などの材料費下落もあるが、地価下落による出店コストが下がったことが一番大きいと言われております。

1990 年から 1998 年の間のいわゆるバブル崩壊で、消失した株式、土地資産額は日本全体で約 1,300 兆円と言われ、世界史上最大の資産デフレであります。家計、企業、銀行、さらに政府、自治体に下方圧力を加え続けている今日であります。資産デフレの巨大なデフレ圧力、供給面では冷戦終えんに伴う世界的大競争のポーターレス経済、加えて米国を主導とする IT 革命の津波、今なお残る資産デフレのウミは、不良債権として金融システムに残存する日本、日本の労働コスト、地価水準は国際的に割高であり、執拗に下方圧力の続けられている今日、ポーターレス経済時代で大競争状況への体制適応が整うまで数年はかかるだろうと言われております。

日本古来の土地本位制を崩壊させ、1,300 兆円の資産デフレ、中でも土地バブルは解消したのでしょうか。ある生命保険会社の我が国における「不動産評価の指針である不動産鑑定評価基準」の中で、現況において一番適正であろうと言われる「収益還元法」による算出を見ると、バブル期に形成された実勢地価がどの程度適正地価から乖離したかを見ると、6 大都市の商業地では実勢地価と適正地価の乖離率は 90 年の 517%がピークで、現在では 16%にまで収束してきていると言われております。実勢地価が適正地価に達するには、現在よりさらに 17%低下の 2004 年ごろだろうとの予想であります。経済の変化などにより変動するので一概には言

えないが、この予想よりしますと今後 33%の地価下落であります。

大都市と比較はできないとしても、小泉純一郎首相の人気は不良債権ビジネス業界では隠れた静かな人気であります。いわゆる小泉バブルであります。ある外資系のサービスの社長の言葉「小泉バブルが始まる、忙しくなるぞ。ターゲットはあらゆる自治体も含めてだ」の言葉であります。小泉バブルの仕組みは5月7日の小泉首相の「構造改革なくして日本の再生と発展はない。2ないし3年以内に不良債権の最終処理を目指す」の所信表明であります。サービス、すなわち1999年2月、「債権管理回収業に関する特別措置法」、いわゆるサービス法であります。金融筋によりますと97年より2000年12月まで外国資本が購入した不良債権の総額は簿価で30兆円に上り、買ったたかれにたかれ簿価の10分の1が購入価格であり、外資系のサービスに大幅な利益を上げられております。日本人としてグローバルなボーダーレス経済社会は理解できるとしても、感情的におもしろくないところですが、十数年前は日本人に日本の資本にやられたのは外国の私たちですよの言葉、何か割り切れないところでもあります。

1999年4月の解禁時には4社だったサービスが現在では53社、2000年12月末における1年間の取り扱いを見てみますと件数で145万9,270件、債権金額にして19兆600億1,831万7,000円、債務者数126万6,966人で、債権回収額が8,097億8,731万7,000円で回収率たったの4.2%で、その差額18兆2,502億3,128万3,000円は、一体どこに消えたのでしょうか。寒河江市の一般会計1カ年の予算150億円としますと何と1,217年分に相当する膨大な金額であります。

1989年ベルリンの壁の撤去より11年間ボーダーレス経済社会、価格革命の推移、変化を申し述べてきましたが、世界的うねりの中での日本、その中での寒河江市という地方自治体を考えるとき、政府の方針に沿った行政執行はある面では当然としても、市民との対話、市民のニーズを的確にとらえ、当市の将来を展望し、大きく発展させ、数々の荣誉ある受賞に輝いた高い行政手腕の佐藤市政に心から敬意を表する一人であります。今後の当市を考え、心配している市民の方々より質問、意見、要望など数多く受けておりますが、市議会議員である以上当然だなと思っているところであります。

ことしの1月、そして去る7月、佐藤市政を高く評価し、信頼なされているある団体の会合にお誘いを受け出席したところ、主なる議題は寒河江市の今後の展望という内容でありました。実感として随分と勉強もしておられますし、自分の住むまちを心から愛し、誇りを持ち、真剣に考えておられ、それぞれ個性ある考えの方もおられました。さすが寒河江市民だと思ふと同時に、市議会議員としてもっと勉強しろと叱咤激励を受けた感じでありました。

市議会議員としての私個人に対する質問、討論の要点を列記しますと、一つが行政に企業経営感覚を進めるという私のキャッチフレーズの主旨とねらいについて、二つ目、フローラ・SAGAEを市で購入すべきと一般質問で提言したのは伊藤さんと聞く、バブル崩壊の後遺症の一部として理解しているか否かについて、三つ目が小泉バブルの言葉どおり来年のペイオフ解禁とあわせて今後地方の寒河江市にも影響が大と想定されるが、考え方について、四つ目が、市で土地を新たに購入予定と聞いているが、などの質問、考え方を聞かれ、討論したところでありましたが、その皆さんの考え方は駅前再開発、チェリークア・パーク、フローラ・SAGAE等について十分に理解し、賛同していただける方々で、現在の経済状況下での行政の立場も理解されている方々と理解してきたところであります。

バブル崩壊後の世界的経済のうねり、今後の動向について述べてきたところでありますが、私個人としてはデフレ経済、資産デフレ、地価下落が続くと予想されるに加え、来年にはペイオフ解禁年であり、大幅な資金の移動が行われると予想されるところであります。ここ一、二年内に大きな変化が起こり得ると判断しております。

政府は中心市街地、商店街活性化支援を打ち出しているところでありますが、都会の一部では中心市街地と郊外との逆転現象も始まっているところもあると聞いているところであります。サービスが予想する「小泉

バブル」により中心市街地が一段と厳しい状況が先見されますが、万一を予想し、行政で土地購入、開発などについて今後は一段も二段もの慎重さと4万4,000人市民に公平であるか否か、ケース・バイ・ケースで判断すべきと考えますと私の個人の意見を述べてきたところでありますが、市長の御見解をお伺いしたいと思っております。

第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 うんちくを傾けられました御発言、御提言に感謝いたします。

議員がおっしゃるように小泉総理大臣は5月7日の国会における所信表明演説におきまして、御案内のように三つの経済・財政の構造改革を断行すると表明いたしまして、その中でおっしゃられましたように今後2年ないし3年以内に不良債権の最終処理を目指すことといたしておるわけでございます。

不良債権処理というものを経済再生の第一歩と位置づけておるわけでございます。そのことによりまして不良債権を抱えた金融機関というものは新規融資というものを絞ったり、あるいは経済活動を支える金融面の仲介業たる機能というものが働かないというようにもなったり、あるいは成長産業に資金が回らないというような状態を招くとともに、また金融機関は取引先企業の財務状況の洗い直し、そしてまた担保不動産の再評価をやってきているようでございます。不良債権の最終処理が本格化することによりまして、全国的に不良債権化した土地や建物が放出されるケースがふえてくると、このように思うところでございます。

本県並びに本市の場合は土地バブルは少なかったと思っております。そのためにバブル崩壊後におきましても都会のように大幅な地価下落が生じておらず、土地バブルに伴う不良債権が大幅に増加しているという状況にはなっていないと思っておりますが、国土交通省が公共用地の買収価格及び一般の土地取り引きの指標として毎年公示している地価公示によりますと、商業地については本市の場合も全国的な傾向と同様、下落傾向にあるのも事実でございます。

また、中心市街地の都市的機能の弱体化ということが全国各地の都市で顕在化しつつございます。活力ある中心市街地への再生というのが大きな課題でございまして、国におきましても都市再生本部というものの設置をさきの所信表明でも述べているところでございます。本市におきましても以前から中心市街地の再生に向けた諸施策を取り込んだり、整備に向けて実施しておるわけでございます。都市計画道路の整備、駅前地区の市街地整備事業等に積極的に取り組んでおるところでございます。これらの一層の促進を図るにつきましては、都市施設及び商業施設等の集積というものを高めていくなどの所期の目的達成には中心市街地における有効な、また必要な土地の利用というものを考慮することが求められているものと思っております。

しかしながら、そういう中にありまして御質問にもありましたように市が土地を購入する場合におきましては、市民から単に売却される土地が発生したから購入したのではないかというようなことがあってはならないと考えております。本市におきましては、土地利用計画及び市のビジョンに沿って、公共施設用地の利用計画の策定及び取得するに当たりましては土地利用検討委員会を設置して検討いたしております。この中で市が土地を購入する場合には、本市振興計画に示された事業の具現化を図り、魅力あるまちづくりを推進する観点からその妥当性を検討しておるところでございます。

これまでの土地の購入に際しましてもその都度、この土地利用検討委員会で検討し、魅力あるまちづくりを推進するのに必要である用地または市の事務事業を執行する上で特に必要であるという結論に達したものを購入してまいったところでございます。最近の市街地での用地の取得について申し上げますと、フローラ・SAGAEにつきましては、中心市街地の真ん中にあの大きな空ビルが生じることになれば、周囲の商店街や駅前開発に悪影響を及ぼすとともにまちのイメージが大幅にダウンすることが憂慮されること、また市民が気軽に集える公共施設の機能も付加することで中心市街地をよりにぎわいのあるものにしたいということからビルを取得し整備を進めたものでございます。現在、フローラ・SAGAEは多くの市民から利用され活況を呈しておりまして、フローラの整備につきましては、多くの市民から好評を得ているものと思っております。

ハートフルセンターに隣接する土地については駐車場が不足し、利用者に不便を来している状況にかんがみ、隣接するまとまった土地は、この機会を逃せば取得できなくなるのではないかとということで、ぜひ取得すべき

だとの結論に基づき購入したものでございます。今後、仮に売却される土地がふえるようなことがあったにしても、市での購入に当たりましては将来のまちづくりをも考慮しつつ、これまで同様土地利用検討委員会に諮り検討いたすとともに、きちんとした行政目的のもとに対処し、市民の理解を得た上で対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 伊藤忠男議員。

伊藤忠男議員 質問の主旨を御理解していただきまして、御回答いただきましてありがとうございました。

2 問に入りますが、市民の大きな話題は二つだなというふうに今言われております。一つは小泉バブルのいわゆる不良債権処理は避けて通れないだろうということでありまして。その時点での行政がどうするかと、これがやはり大きい問題だろうと。そして、もう 1 点が、来年 4 月の解禁によるペイオフとそれに対する行政の対応だろうというふうに今話題になっております。

ペイオフについては 11 年 12 月議会で御提言申し上げておりますので簡単に申し上げますが、今地方自治体で金融機関に預けている公金は全体で 20 兆円というふうに言われています。内訳を見ますと制度融資にかかわる預託金が 4 兆 7,240 億円、社会福祉などの各種積立基金が 8 兆 1,420 億円、歳計現金が 5 兆 360 億円となっております。当然として寒河江市でも制度融資があるわけですから預託金はとっているということだろうと思います。

今そのペイオフ解禁に伴ってある地方自治体では預託金を廃止して、制度融資残高の約 0.5% を補助金として支払う「利子補給方式」、あるいは自己資本比率 10% 未満の金融機関には預金しないと、これによって大きな問題となっております。結果として地方自治体はその金融機関の首を絞めかねない、いわゆる風評の恐ろしさだなというふうにとらえているところであります。心配されている市民の大勢の人は、市長はやはり佐藤誠六氏以外にはいないという信頼、あるいは支援している方なんです、そういう方たちが大勢いられるだけに、このペイオフに対する地方自治体の対応が非常に問題だなというふうに心配なされているようでございますので、くれぐれも慎重なる行政執行をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

鈴木賢也議員の質問

佐藤 清議長 次に、通告番号 2 番、3 番について、8 番鈴木賢也議員

〔8 番 鈴木賢也議員 登壇〕

鈴木賢也議員 緑政会の一員として通告番号 2 番、市立病院の医薬分業について、3 番、生活排水路における年間通水について、質問、提言させていただきます。

今日、県内の病院の多くが院外処方せんを発行し、患者は自分の選んだ薬局で調剤してもらって薬を服用しております。これは医薬分業というスタイルで、日本では既に明治の初期に制度化されております。そもそも医薬分業という制度は、1240 年にローマ帝国のフリードリヒ二世が医薬令を公布して、医と薬を分離して医師の薬局所有を禁じたのであります。これはフリードリヒ二世が毒殺されるのを極度に警戒したからだと言われております。

我が国では昔から医師が診断し、それに合った薬を患者を直接渡すのが当たり前のこととして行われてきました。しかし、今日の医療の現状を見ますと医薬品の数は膨大な数に上り、またその作用も強いものが多く出ていると聞いております。また、患者側も保険医療のおかげで気軽に受診できるわけですが、その結果、多科受診や複数の医院を回る患者も多く見られ、そしてせっかくいただいた薬もデータによれば 3 割以上が服用されないで放棄されていると聞いております。また、多くの薬を一緒に服用することによって思わぬ副作用を生じていることがたびたび報道されております。

院外処方せんが発行されれば、患者は病院から薬局に行かなければならないというわずらわしさ、また、負担金が少しふえるというデメリットがあると言われております。しかし、かかりつけの薬局を持つことによって薬について詳しい説明が受けられます。そのことによって自分で勝手に服用していたのが、薬を理解することによって医師の指示されたとおりきちんと服用することになります。また、相互作用、重複投薬のチェックにより副作用を未然に防止することもできます。デメリットの何倍にもメリットが患者にもたらされております。

また、病院にとりましてさまざまなメリットが期待できます。既に県立病院はすべて院外処方せんとなったわけですが、先日の新聞にも院外処方せんを発行することによって経済的メリットが少なくなかったと報じられております。また、薬剤師が病棟業務に参画することによって、入院患者に対してより適切な服薬指導がなされるものと思います。さらに薬の在庫は大幅に減るでしょうし、新薬の採用も今まで以上にスムーズになされることと思います。

院外処方せんに移行するに当たって各県立病院では、オーダーリングシステムというのが採用されております。市立病院でも今年度オーダーリングシステムを導入する準備をしているようですが、これは医師がコンピューター端末を操作しなければなりません。そのため、ある県立病院では診察は 1 分、処方せんを出すのに 15 分も端末操作にかかっていると聞いております。極端な例かと思いますが、コンピューター導入に当たっては、医師の負担を今までよりも減らすという工夫と十分な準備が必要と強く思っております。市立病院でも医薬分業を新制整備検討する時期に来ておるのではないかと。

また、これは厳しいことですが、雇用打開の見地からも公的において仕事をふやすことになるのではないかと思います。医薬分業、オーダーリングシステムによるしくをお願いしたいと思います。

農業生活用排水路については、12 年 9 月議会において一般質問させていただきました。市長からは誠実なる答弁をいただき、まことにありがとうございました。

本市は、「花と緑、せせらぎ」をまちづくりの主要なテーマとしております。二の堰や沼川など市街地を流れる河川や水路は、その歴史的な背景や市街地の形成に応じた整備を進め、潤いとゆとりある環境の創出と親

水性の向上に努め、農業用排水路についてはその機能と維持と確保に努めながら、景観に配慮した整備を図っております。同時に、都市排水における雨水排水についても積極的な整備を図っていくことが市の国土利用の基本方向であります。河川の清流化など、地域住民の水に対する啓蒙を図っていかねばならないことを9月議会で申し上げました。今年度昭和堰頭首工整備が完了することに心から感謝と敬意を表します。また、高松堰頭首工整備がいち早く完了することを願うものであります。頭首工完了により市民は念願の年間通水、特に9月から5月までの通水を切に願っております。

また、通水は融雪に対する効果も大であります。この点からもぜひ実現してほしいものであります。河北町の大堰土地改良区では住民との水使用協定ができているとお聞きしております。市民の方も通水に対して負担率、住民負担も考えなければならぬと思っております。

以上、申し上げた点について当局のお考えをお願いしたいと思います。

終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、医薬分業についてでございます。

御案内のように医薬分業とは医療機関の医師が作成した処方せんに基づきまして、院外の薬局の薬剤師が調剤し、患者に治療薬を提供することでございます。医療機関と薬局が独立性を保ち、おのおのの専門分野でそれぞれの機能を発揮することによりまして、医療行為の有効性と安全性の確保、医療の質的向上が図られると言われており、いわゆる「薬漬け医療」の防止やら医療費削減などに効果が高いと言われております。

厚生労働省は、6月下旬に平成11年度の国民医療費を発表しましたが、その額は30兆9,337億円で、前年度比3.7%の増加となりました。1990年代、いわゆる平成2年から平成11年まででございますが、この10年間の日本の経済成長率は年平均1.6%でございましたが、国民医療費は約3倍の年平均4.6%の伸びを示してきております。こうしたことから、世界に冠たる日本の医療保険制度の崩壊の危機が叫ばれ、国、厚生労働省は医療費の抑制や保険制度の改正など、さまざまな施策を展開してきましたが、医薬分業は医療費抑制策の有効な手段の一つとして推進されてきたものでございます。

具体的には院外処方の処方せん料の引き上げや薬価基準の引き下げによる薬価差益の大幅な縮小など、医薬分業を誘導する制度改正が行われ、医療機関でも徐々に実施している現状にございまして、平成12年度の全国の分業実施率は39.5%となっております。県内におきましては、主な病院62施設のうち22施設で実施され、県全体の平成12年度の実施率は39.1%となっております。市内でも診療所30施設のうち6施設で実施されているようでございます。

御指摘いただいたとおり医薬分業の長所につきましては、保険調剤薬局の患者さんごとの薬歴管理による適切かつ安全な治療薬提供の実現、医療機関の薬剤管理部門の軽減などが上げられておりますし、短所につきましては、現行の診療報酬制度では患者さんの医療費の支払いが若干増加すること、また、医療機関と保険調剤薬局に二度足を運ばなければならないという不便が生ずることなどが上げられるわけでございます。

既に実施しているところの地域の状況につきましては、患者さんの多くが「かかりつけ薬局」を持っていないために「門前薬局」を利用することから、保険調剤薬局の薬歴管理機能が十分に発揮されていないことや、個々の保険調剤薬局が多種多様な薬剤を確保し、その管理をすることが容易でないことなど、大きな課題を抱えていると聞いているところでございます。

このように医薬分業は、本格的に取り組まれてから日が浅く、未成熟な部分も多く、患者さんと病院、双方にとっての長所を生かすためには保険調剤薬局の立地や必要な薬剤を常時供給できる体制の整備などが求められていると感じているところでございます。

このようなことから、医薬分業を市立病院に取り入れることにつきましては、薬価基準改定や関係団体の動向などを考慮し、今後さらに検討させていただきたいと考えているところでございます。

次に、オーダーリングシステムでございますが、御案内のようにオーダーリングシステムとは、医師が診察の際に行う医療上の処置、検査の指示、処方せんの発行などについて、手書き伝票などによるところの持ち運びの伝達から、コンピューターによるデータ送信にかえるものでございます。受信側の院内の各部署のシステムをあわせて構築し、それらを結ぶことによりまして送信されたデータが院内の各部署に瞬時に伝わることとなりまして、病院の業務改善や患者さんの待ち時間短縮などに有効な手法であると言われております。なお、これらのシステムを総称して「医療情報処理システム」と呼ばれているようでございます。

本市立病院では、これまで業務改善を図るために患者の受け付け、会計の処理などを行う医事システム、それから錠剤の自動分包、そして薬袋の印字などを行う調剤システムを導入してきたところでございます。今年

度につきましては、御案内のように「医療情報処理システム」を導入することとしており、年度内に新システムに移行するために医事、調剤システムの更新を初め、各種検査に関するデータを統合処理する検査システム、給食に関するさまざまなデータを処理する給食システム、処方、検査、入退院による患者移動などの情報を発生源から各システムに送信し、ネットワークを形成するオーダリングシステムの構築作業に取り組んでいるところでございます。

先ほど御指摘いただいたとおり新しいシステムへの移行に当たって混乱を来した病院もあると聞いておりますので、市立病院の医療情報処理システムへの移行につきましては、各システムの稼働開始を段階的に行うことや、パソコン操作に習熟した医療事務従事者を入力補助者として配置することなどによりまして、混乱を来さないよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、年間通水のことについてお尋ねがございました。お答えいたします。

農業用水は、基本的には田畑をかんがいするためのもので、9月中旬以降は非かんがい期となるために通常は落水するものであります。しかし、農業用水路に生活排水が入っている現状から、農業用水が落水すれば水の流れが悪くなり、農業用水路をも汚してしまうのが実情でございます。このようなことから、市におきましては昭和62年に農業用水路の管理者でありますところの土地改良区と協議をしながら、二の堰幹線水路の八鍬地区から沼川との交差点までの区間や、その支線である北堰や家浦堰などについてはできる限り年間を通して通水することにしているところでございます。

しかしながら、水質障害対策事業や平成元年から6年までの水環境整備事業、そして平成11年からの国営かんがい排水事業による昭和堰頭首工の工事や寒河江川サイホン工事などによりまして冬期間は断水せざるを得ない状況でございました。

その後、工事も順調に進み、完成間近となりますし、地域用水環境整備事業で取り込んでいる石持地内の幹線水路工事も11月末ごろには完成することといたしておりますので、平成14年1月には通年通水できるようにしていきたいと関係機関と協議をしているところでございます。

さらに、沼川との交差点から元町、島地区に向けての下流部分については、屋根からの落雪による水路閉鎖のおそれがある区間がありますので、水管理が難しく、落水後は断水しているのが現状であります。どのような解決策があるか、土地改良区と協議してまいりたいと考えておりますが、難しい状況にあると思っております。

また、高松堰の幹線水路につきましては、非かんがい期はでき得る限り通水に努めているところではございますが、冬季間については特に西覚寺地内の除雪や西覚寺地内から平野山のすそ、木ノ沢に至るところの水路、さらに金谷集落内は勾配が緩いことなどから、通年通水はなかなか難しいことだと思っております。

歴史的にも水とは深いかわりのある中で、農業用水路が日常生活に欠くことのできない重要な役割を持っているものであり、通年通水を初めとしてこれらの施設を有効に活かしながら、今後ともうるおいのあるまちづくりに一層努力してまいりたいと考えております。

以上です。

佐藤 清議長 鈴木賢也議員。

鈴木賢也議員 どうもありがとうございました。

やはり院外処方せんを行うに当たって、朝日新聞などにもいろいろ問題が載りまして、薬剤師と患者の問題とかいろいろな問題が残っています。また、お年寄りが大変だということも載っておりますし、これから実施するに当たってやはりいろいろ検討していただきまして、寒河江市ならではの十分な準備をしていただきまして、寒河江市ならではのシステムを確立していただきまして、そしてやはり県の 1998 年に作成した 2005 年までに半分以上の医療機関が院外処方せんを発行することを目指しているということでございますので、そうあせらないでも十分な検討をしていただきまして、実施していただくようお願いしたいと思います。

また、通水の方も 14 年に一部年間通水するということでございますので、少しずつでも地区ごとに通水できますよう頑張ってくださいまして、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

伊藤 諭議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 4 番、5 番について、15 番伊藤 諭議員。

〔15 番 伊藤 諭議員 登壇〕

伊藤 諭議員 私は、社会民主党・市民連合と通告している課題に関心を持っている市民を代表し質問を行いますので、市長の誠意ある答弁をお願いするものであります。

最初に、通告番号 4 番、商工業の活性化についてであります。

中心市街地の活性化については、これまで私を初め同僚議員も何回か質問をしてきました。現在、駅前区画整理事業については仮換地も関係者の努力と協力により 9 割以上決定され、順次店舗や住宅の建設が始まっています。この区画整理事業の成否のかぎを握っているのがまち全体の魅力を出せるかどうかにかかっていると思います。確かに区画整理事業を行ったまちは家並みやデザインが統一され、整然としてきれいであります。しかし、それだけでは「仏つくって魂入れず」のことわざのとおり、形だけが整っているが活力のないまちになってしまいます。活力あるまちづくりはまちの魅力、人を引きつける魅力であります。あの商店街へ行ってみたい、あの店へもう一度行ってみたいという魅力をどうつくるかであります。新しい駅前の商店街はこうした人を引きつける魅力あるまち、商店街として生まれ変わるのかどうか、全市民が関心を持って見つめていると思います。

もとより市当局及び関係者はそうした魅力のあるまち、魅力ある商店街を目指して今まで頑張ってきたものと思います。しかし、私が今まで指摘し改善や検討を求めてきた何点かの課題があります。こうした課題がどうなったのか質問をしたいと思います。

市長は、駅前商店街の活性化の柱として「ワンストップショッピングができる専門店がそろう商店街にしたい」と述べてきました。ワンストップショッピングを可能にするためには消費者の要望、要求を満たす多種多様な店舗がなければなりません。そのためには私は市の内外から新しい店舗を誘致する必要性があることを提案してきました。市長も店舗の誘致の必要性を認め、具体的な手だてを講じていく考えを示したのであります。このことを踏まえ 3 点について質問します。

第 1 は、駅前商店街へ新たに進出した店舗はあったのか。あったとすればどのような業種で何店舗あったのか伺います。

第 2 に、区域内から撤退した店舗、廃業した店舗などもあったと思いますが、新たに進出した店舗や撤退や廃業した店舗などを差し引いて、区画整理事業を行う前と仮換地指定後の現在の店舗数はどのように変化したのか伺います。

第 3 に、駅前商店街にかかわらず中心商店街へ新たに進出しようとする店舗を促進するための対策としてどのような対策を考えているのか、具体的に伺いたいと思います。

次に、商店街の活性化にとって魅力ある商店街の形成とともに、重要なことは消費者人口の問題です。魅力ある商店街をつくっても商店街周辺の人口が減少しては、せっかくのまちづくりが生かされません。商店街の売り上げにも影響してくると思います。区画内の定住人口を確保するための集合住宅、マンション・アパート建設について昨年の 6 月議会において市長は「住宅ゾーンを想定している街区の中に新たなアパートやマンションの集合住宅の建設が可能でありますので、ある程度は整備されるのではないかと考えております」と答弁していますが、現在、どのような状況になっているのかお尋ねします。さらに、集合住宅の建設が困難な場合、区画整理内の定住者の人口はどのように変化するのかあわせてお尋ねします。

駅前商店街の活性化についてはこのようにまだ多くの課題があると思います。こうした現状を見ると、区画整理事業が駅前商店街の活性化に本当につながるのか心配するものであります。市長はこうした現状を踏ま

え、駅前商店街の活性化についてどのような見解をお持ちなのかお伺いしたいと思います。

区画整理事業について、もう1点だけお尋ねしますが、みこし会館の問題です。

みこし会館建設については今までも話としては出ていました。しかし、市長は図書館分室や地区公民館などの複合施設建設の要望に対して、一貫して箱物の建設については否定的な態度をとってきました。昨年6月議会においてもみこし会館建設について質問をしましたが、答弁がありませんでした。だれしものがみこし会館建設は考えていないのだなと思ったと思います。ところが、最近、みこし蔵建設が決まったとの話を聞きました。それが本当だとすればみこし蔵建設に至った経緯、建設の時期、建設主体、管理運営など概要についてお伺いします。

次に、フローラ・SAGAEがオープンして1年がたちました。フローラ・SAGAEの全体的な営業状況についてどのような状況なのかお尋ねします。中でもチャレンジショップの結果はどうであったのかお伺いをしたいと思います。

また、フローラ・SAGAEに併設されているというか、市民駐車場であります。フローラの休業日も車が多く駐車しております。営業日には駐車スペースを探すのに苦労するときがしばしばです。市民駐車場でありますからいろいろな市民が駐車しているものと思いますが、実態調査など行っているのかお尋ねをしたいと思います。

次に、パックドール株式会社の民事再生法申請に伴う本市への影響についてお伺いいたします。

中国パール販売株式会社及びパックドール株式会社の民事再生法申請に伴う本市への影響は大変大きいものがあると思います。民事再生法申請以降、パックドール株式会社に対して今後の営業や対応などについて調査や話し合いなど行ったのかお尋ねをします。

話し合いを行ったとすればパックドール株式会社の負債総額など判明したのか、また、寒河江市内関係者の負債額などはどうであったのか、わかれば教えていただきたいと思います。

さらに、現在のパックドール株式会社の受注販売など営業状況や従業員の処遇、解雇や賃金への影響などについてどのようになっているのか伺いたいと思います。

また、寒河江市内の下請関連会社などへの営業などに対する影響などは把握しているのか、把握しているとすれば関連下請会社などの営業状況についてお伺いしたいと思います。

次に、通告番号5番、インターネットを活用した行政の推進について質問を行います。

前回の3月議会において同僚議員から「高度情報化社会の対応について」、「IT革命に対応した電子市役所の構築について」など、高度な質問が出されましたが、私は現在本市でも公開しているホームページをもっと充実し、市民が知りたい情報をインターネットを通して公開することを促進すべきであるという視点で何点が提案と質問を行いますので、市長の御見解、考え方を示しいただきたいと思います。

日本は情報化社会、IT革命にアメリカやヨーロッパなどにおくれをとっていると言われております。このため日本においても短期間にIT国家を目指し、IT国家戦略の方針をまとめ、具体的に動き出しております。こうした動きの一つが本市でも実施されているIT講習会であると思います。このIT講習会はパソコンも触ったことのない一般市民がパソコンに触り、パソコンの知識を習得するまたとない機会であり、パソコンやインターネットを広める上で大きな効果があるものと思います。しかし、1回だけの講習会では完全にマスターできない人もいないかと思われ、今回は受講できなかったが、来年受講したいと思っている人もいないかと思われ、また、中級程度の勉強をさらに受講したいと思っている人もいないかと思われ、こうした方々の要望にこたえるための対応についてお伺いをします。

1点目は、来年度以降も初級者向けの講習会を継続して実施する計画はあるのかということです。

第2に、初級者向けの講習会を受講した人の相談窓口などアフターケアはどのように考えているのか。

第3に、今後初級以外の中級程度の講習会を考えているのか。

以上、3点について考え方を伺いたいと思います。

やはりIT講習会を実施してそれで終わりでは、せっかくの講習会を生かし切れなかったとは言えないのではないのでしょうか。受講者の実態や要望を分析し、パソコン人口、インターネット人口をふやしていくことに活かしてこそIT講習会の成功と言えるのではないのでしょうか。

そのためには今回の受講者でパソコンを持っている人は何人いたのか、そのうちインターネットをやっている人は、あるいはやっていないが講習会を機にインターネットをやりたい、あるいはパソコンを持っていないがパソコンを購入したい、中級程度の勉強をさらに受講したいなどなど、受講した人の実態や受講後の感想や要望などアンケートなどによる調査は、今後のITの取り組みを行うに当たって大変参考になる重要なことであると思います。こうした調査を行っているとするば調査の概要についてお伺いしたいと思います。

なお、本市の市役所で使われているパソコンの台数は何台あるのか、そのうち個人所有の台数があるとするばそれらについてお尋ねをしたいと思います。

次に、本市のホームページの充実であります、本市のホームページを見ますと大変工夫してある部分もありますが、観光中心のホームページと言わざるを得ません。私は市民がもっと知りたい情報、例えば議会の日程、議会の概要などホームページに載せれば議会に対する関心も高まるものと思いますし、また、駅前区画整理事業やチェリークア・パーク事業など、市が取り組んでいる重要事業の進捗状況などももっと積極的に掲載すべきだと思います。特に駅前再開発事業については駅舎移転工事が始まり、バスの代行運転が始まっています。代行バスの時間表など掲載すればタイムリーなものとなったと思います。

さらに審議会や委員会の開催状況と審議結果の掲載なども市民が知りたい情報であると思います。また、情報公開条例に基づく情報公開の申請で一番多いのが入札結果の情報であるそうですが、入札結果をホームページで公開すれば事務の簡素化にもつながるものと思いますがいかがでしょうか。ホームページの充実について市長の見解をお伺いします。

それから、インターネットの最大の特性、メリットは、世界のどこの国の人ともいながらにして通信ができることでもあります。この最大の特性、メリットをもっと活かすべきであります。つまりインターネットを活用して市政に対する意見や質問をもっと積極的に受けられるようにすべきであると思います。電子メールを生かした市政に対する意見や質問の受け付けと、意見や質問に対する回答も含めてホームページで公開していくことが求められていると思います。こうしたホームページの活用について市長の見解を伺いたいと思います。

最後に、今年度に電子市役所の構築に向けて全庁的な推進体制を立ち上げたいと前回の6月議会で答弁されました。早速8月に第1回の会議が開かれたそうですが、その組織や今後の進め方、こういった内容を検討するのか、概要についてお伺いして第1問とします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

何点かございました。まず、魅力あるにぎわいのある商店街の形成についてでございます。

現在、区画整理事業施行地内には店舗及び事務所がある中で、今後とも営業を継続されていく経営者というものは区画整理後の商店街形成を図る上で中心的役割を担う方々でございます。区画整理におきましては、御案内のようにゾーンごとの専門性というものを高めるため、これらの方々の店舗の土地所有者をそれぞれの業種ごとにショッピングモールゾーン、商業業務ゾーン、飲食ゾーンへ仮換地しております。さらに、駅前のお点駐車場を含んだ複合ゾーンにつきましては、現在、市と地元地権者と商工会とによる業種、店舗構成についての検討会を行っているところでございます。

今後、ショッピングモールゾーン、商業業務ゾーンについては、駐車場を配置したにぎわいのある楽しい商業地、飲食ゾーンについては沼川沿いに水辺の潤いと趣のある飲食店のかわいさを歩いて楽しめるエリアに、複合ゾーンにつきましては拠点駐車場を配置しまして、共同店舗を中心とした駅前の商業施設の拠点となるエリアを目指し、幅広い年代の方々が利用されるにぎわいと特色のある商店街の形成を促してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、新たな店舗の出店誘導を図るための対策でございますが、本市の中小企業者の経営基盤の確立と近代化を図るために必要な資金を融資いたしまして、産業の振興及び中小企業の経営の安定に資するため設置しておりますところの中小企業振興資金融資制度の融資限度額というものを今年度より 1,000 万円から 1,500 万円に引き上げました。返済についても新たに 6 カ月の据え置き期間を設定するなどの拡充を図ったところでございます。駅前土地区画整理事業施行区域内で店舗等の新築、増改築、駐車場の整備を行う方についても融資を受けやすくしているところでございます。

また、貸店舗対策につきましては、仮換地がほぼ終了したことに伴いまして、貸店舗の計画が立てられる環境が順次整い始めるのを受け、「融資及び貸店舗の借り主に係る意向調査」によりまして、貸店舗の建主の把握を行い、さらに駅前商店街協同組合と一体となり貸店舗の借り主募集や集客を図るためのインターネットホームページを現在作成しているところでございまして、これからも魅力ある個店の集積を図るために努めていきたいと思っております。

店舗の業種ごとの総数についてでございますが、これまで営業してきている方については区画整理後も営業を続けていただけるものと思っておりますし、また先ほどの融資及び貸店舗の借り主に係る意向調査では、新たに貸店舗の建築を考えている方もいるようでございます。今後、区画整理が進み、さらに景観に配慮した美しい魅力ある街なみに整備されることから、市内の魅力ある店舗の誘導に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

次に、活性化対策に結びつくところの考え方でございますが、駅前中心市街地整備事業につきましては、これまでも何回となくあらゆる場所でお話し申し上げておるわけでございますけれども、21 世紀におけるところの本市のまちの顔といたしまして、魅力とにぎわいのある中心市街地の形成を図るため、区画整理事業というものを基幹事業といたしまして、街なか再生土地区画整理事業、それからまちづくり総合支援事業、中心市街地活性化公園広場整備事業、ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業というものを導入しておりまして、都市施設の充実強化、商業施設の再編などによる都市機能の再構築を進めているところでございます。

また、来年度に開催されるところの第 19 回全国都市緑化やまがた花咲かフェア '02 の来訪者を迎える玄関口としまして、地元関係者皆様の御理解と御協力をいただきながら一層の事業の促進を図っているところでございます。

そういう中で、駅前中心市街地のまちづくりというものは、市内外はもとより、お年寄りから子供まで駅前に来ていただいて、幅広く交流していただけるまちづくりが活性化につながると考えております。このため歩いて楽しい美しい景観のまち、駅前中心市街地らしい他地区にない個性あふれるまちづくりが大事でございます。商店街を含めたところの民有空間と道路・広場などの公共空間の調和ある整備が必要であると考えてきたところでございます。

何にしましても、まちづくりというものは市と商店街等の地元が一体となり進めていくことが重要でございます。これまでに地元組織でありますところの駅前開発検討委員会、駅前商店街協同組合、さらにはまちづくりやグレードアップのための「ふるさとの顔づくり計画策定委員会」、「まちづくり専門部会」を組織いたしまして協議を重ねてまいりました。その中で本市を代表する日本一の「さくらんぼ」、東北一のみこし祭りの「みこし」を公共施設の整備イメージとして取り入れております。

民有空間につきましては、地区計画とまちづくりガイドラインを策定いたしまして、街並み景観に配慮した建築物等の誘導を図り、歩いて楽しい魅力ある美しいまちづくりを進めてきているところでございます。それから、やはりグレードアップしなければならないと思っております。

公共空間につきましては、子供からお年寄りまで集まって交流できる安心で安全な人にやさしいバリアフリーに対応した整備を進めるとともに、都市計画道路などの電線類の地中化を行い、さくらんぼなどをモチーフにしたモニュメントやストリートファニチャーなどの設置を行ってまいりたいと考えております。

また、沼川の水辺空間を活用した親水公園や緑道、人道橋を整備しまして、潤いとやすらぎのあるまちづくりを図ってまいりたいと、このように思っております。

さらには、車社会にも対応するため、市内外の来訪者及び来客を受けとめる駐車場として、核駐車場と（核になるところの駐車場）、核駐車場と2カ所の補完駐車場の整備を行ってまいりたいと思っております。

御案内のように事業地内で第1号の竣工となった丑町橋は寒河江川の自然石を敷き詰めた護岸やふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業により、高欄には市の花つつじと、それから日本一の生産額を誇るバラのレリーフを配置してありまして、白を基調に品格のあるイメージでまとめ、寒河江の顔として変わりつつある街並みと調和した風格のある姿に生まれ変わったものと思っております。

それから、みこし会館のことについての御質問がございました。

駅前エリアはJR、山交など公共交通機関が集まるところの交通結節点でございます。広域からの来訪者を受け入れる市の玄関口で、顔であり、また公園や駅前広場等の広い空間を有し、寒河江市を広く市内外へ紹介できる場所でもあるわけでございます。駅前開発検討委員会などからも御意見が出されておりました寒河江を代表する一つである「みこし」を取り入れた施設を考えてきたところでございます。

また、駅前広場やみこし公園などの広い空間を一体的に整備することにより、各種イベントや祭りの発着地として活用できるのではないかと考えておるところでございます。

整備につきましては、補助事業であるところの「まちづくり総合支援事業」による整備を計画しており、まちづくり専門部会やら神輿会など地元関係者の御意見というのを十分お聞きしてまいり、本年度においては詳細設計を行ってまいりますが、駅前に建設するところの駐車場と一体的な構造でみこしの展示等も考えておるところでございます。

順序が逆になったようでございますが、定住人口のことについてお尋ねがございました。

何にしましても、中心市街地の活性化にはそこに住む人、定住する人がいることが重要であろうと思っております。駅前中心市街地におけるところの定住人口は、一般住宅に住まいする方、店舗または事務所等の併用住宅に住まいする方やアパート、マンションの集合住宅に住まいする方でございます。

マンションの構想につきましては、まちづくりについてのいろいろな意見の中の一つでございます。これまでその可能性、実現性について駅前開発検討委員会において検討していただくとともに、アパートを経営して

こられた地権者に対しましても、個別説明会や補償交渉の際にお願いしてきているところでございます。

今後におきましては、中心市街地は利便性が高く、中心市街地を見ますと新たなマンションが建設されているようでございます。駅前地区はこれからもマンションなどの集合住宅の建設も可能なわけでありまして、新たなまちとしての形があらわれてきておりますので、住みたくなる方や新たに建設していただける方が出てくるのではないかと考えております。

これらのことから魅力あるまちづくりが大切でございますし、市と地元の方々と一体となって取り組んでいく必要があるかと考えております。

次に、フローラ・SAGAEのことについてのお尋ねがございました。

まず、フローラに入居しているチャレンジショップについてでございますが、チャレンジショップは新たに商業者として操業を行ったお店で、フローラにはオープンより4店舗が入居し営業を行っております。フローラのチャレンジショップの場合、市としましても募集段階から新たな創業者の発掘を目指しまして創設したことから、一般のテナントと比較して優遇しながら育成に努めておるわけでございます。

まず、賃料につきましては、一般テナントの7割としておりますし、経営に関する研修の機会を設けているところでございます。したがって、チャレンジショップとして入居できるのは最長で4年間で、その後も営業を続けていく場合には一般テナントとして入居していくこととなります。現在4店舗はそれぞれの営業方針、目標に沿って商売を行ってきており、他のテナントの方々との交わりの中で、商売に関する情報を得ながら商業者として成長を遂げてきております。

そして、4店舗とも今後とも頑張っていきたいという意欲を持って営業を行っているところでありますので、市といたしましても今後とも研修会を開催するなど支援を行ってまいりたいと考えております。

それから、駐車場のことについてのお尋ねがございました。

この本町駐車場は中心市街地に用事のある方が気軽に駐車できる市民駐車場として利用され、連日多くの車が駐車しておるわけでございまして、このため通勤や通学、さらには自宅の駐車場がわりに使用している車の排除を、テナント会とともに繰り返し行うとともに、イベントなどで混雑が予想される場合には、交通整理員を配置するなどしまして対応してきたところでございます。

そして、先ごろできるだけスムーズに駐車でき、駐車場内が運行しやすくするために駐車場ラインの引き直しを行ったところでございます。

このような経過の中で、以前に比較しましてスムーズな運行がなされてきていると考えております。今後とも不適駐車等の排除などを繰り返し行うなど利用しやすい駐車場とすべく努力してまいりたいと考えております。

次に、パックドールのことについてお答えいたします。

パックドールにつきましては、御案内のとおり平成13年7月6日に民事再生手続開始の決定が行われ、現在再生債権の届け出をもとに再生債権の一般調査が行われております。その後、再生債権の確定が行われ、これに基づいて再生計画案が示されることになっております。したがって、負債総額につきましては、現在調査期間中でありまして確定しておりません。

現在の操業状況についてでございますが、パックドールの再生手続開始前と現在の状況につきましては、操業規模、関連企業との取り引き及び従業員の雇用につきましては、再生手続前とかわらず操業しているとのことでございます。

また、再生手続開始に伴う雇用の不安を解消するため、従業員に対して説明会を開催したとのことでございます。

関連企業への影響につきましては、市内に事業を有する3社を訪問いたしまして聞き取り調査を行ったわけでございますが、全社とも従業員の雇用、取り引き及び生産への影響は出ておらず、再生手続前と変わらずに

操業しているとのことでありますので、業者からの相談は現在のところ受けておりません。

次に、インターネットのことについてお答えいたします。

本市におきましては、総務省におけますところの「IT講習推進特別交付事業」というものを活用いたしまして、専門の業者に委託の上、5月から11月までの予定でIT講習会を開催しておるわけでございまして、9月10日までに71講座を開催いたしました。募集定員枠1,420名に対し1,067名の方々から申し込みを受けました。

今回の講習会は、初心者向けにパソコンやインターネットの利用等の基礎知識の習得を目指したものでありますが、申し込み受け付けのときや会場で伺ったところでも、インターネットとか電子メールを行ってみたいという受講者が多かったようでございます。また、受講者へのアンケートを見ますと、大方の受講者が目的を達成できた、説明もわかりやすかったと答えておりまして、大変好評のようでございます。市民のITに関する知識、技能レベルの向上に大きく効果があったものと思っておるわけでございまして、今回の講習を修了した方のうち、1回は受講したがまだ理解できないという方につきましては、定員に余裕があれば再度受講していただいておりますし、一歩進んだ文書処理や表計算などの受講希望者には、技術交流プラザの講座を紹介することなども行ってまいりました。

今後ともパソコンなどに関する市民からの相談については、その都度対応してまいりたいと思っております。

また、来年度以降におけるIT講習会については、国の方針はまだ現在示されておりませんが、市民のさらなる知識、技能向上のためには、技術交流プラザで開催している市民パソコン講座とも調整を図りながら少し上位レベルの講習の開催、もしくはソフト別の講習を充実することなども検討してみる必要があるものと思っておるところでございます。

それから、ホームページ等々についてのお尋ねがございまして。

情報通信技術の発展等は目覚ましいものでございまして、私たちの生活の中にまで入ってきております。インターネットを主とした利用者は増加の一途をたどっております。NTTにおいては、本市においてもこの9月末からは大容量の定額通信サービスが開始される予定であるなど、本市内におけるインターネットの利用者はますますふえるのではないかと考えております。

また、パソコンのみならず携帯電話の普及もインターネットの利用に拍車をかけるものであると考えております。

このようなインターネットを利用したホームページというものは、全世界に向けて情報を発信するに極めて便利かつ有効な情報伝達手段でもあるわけでございます。このようなことを踏まえまして、御案内のように本市でも平成10年8月、3年前になるわけでございますが、ホームページを開設し、各課からの情報をもとに提供しておるところでございます。

その提供する内容等につきましては、関係する課の職員で構成するところの「寒河江市ホームページ開設運営庁内連絡会議」で定期的に協議、検討を加えながら、市の観光、物産情報を初め緑化フェアなどのイベント情報や市報の記事、さらには市立病院の紹介などで構成したタイムリーな情報提供や魅力あるページづくりに努めておるわけでございます。

これも情報の更新というものが必要なわけでございまして、市報や生涯学習のまどなどの定期刊行物については発行後直ちに、その他の情報につきましては随時更新を行っております。

昨年9月から本年8月までの1年間で約5万3,400件のアクセス件数がありまして、開設当初から今日までですと9万6,000件余となっておりますような状況でございます。

それから、議会関係やあるいは市の行政情報をホームページでもっと閲覧できるようにするのはどうかというようなお尋ねもございまして。また、電子メールをもっと活用すべきではないかというようなお尋ねもあったわけでございますけれども、インターネットで情報を公開するには改ざんの問題等もあります。今以上に情

報セキュリティというものを高めなければならない場合もありますが、これまでの情報に加え議会の日程等のお知らせなどについてもホームページ開設運営庁内連絡会議に諮りまして、可能なものから提供すべく検討してまいりたいと考えております。

それから、御案内のようにこの10月からは市民サービスのさらなる向上を図るため、本市のホームページ上に申請書等の様式を公開し、市民がインターネットを介して取り出せるようにする、いわゆるダウンロードサービスを新たに開始すべく準備を進めているところであります。申請書用紙などが24時間いつでも入手でき、あらかじめ申請内容を記入の上、窓口に来れるなど市民の利便性がより向上されるものと思っております。

それから、電子メールの活用につきましては、現在においてもトップページ上にアドレスを公開の上、常時、意見・質問等ができるようになっております。質問等があった場合には担当課の方に回付の上、必要なものについては速やかにメールで回答しております。今後におきましても市民の意見や質問を聴取する手段の一つとして取り扱ってまいりたいと思っております。

それから、全庁的な推進体制でございますが、8月に助役を初めとして庁内の関係する課における行政手続事務の類似性を考慮した上で、課長等15名を委員とした「寒河江市情報化検討委員会」を新たに組織いたしまして、また委員会のもとには課長補佐からなる幹事会を設けまして、行政の情報化や地域の情報化について検討を進めております。

検討のまとめにつきましては、本年度中は無理かとは思っておりますが、ダウンロードサービスや住民基本台帳ネットワークシステムのように比較的簡単に実施でき、確実な効果が期待できるものや、全国一斉に推進しなければならないものなどについては、検討結果のまとめを待たずに進めていかなければならないもの、かように考えておるところでございます。

以上でございます。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休 憩 午前11時07分

再 開 午前11時20分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤議員。

伊藤 諭議員 答弁をいただきましてありがとうございました。

若干ちょっと答弁がなかった質問などもありますし、再度質問させていただきたいと思います。

一つ、店舗数の問題ですけれども、区画整理事業をする前はあの区画内に 8 業種、45 店舗があったというふうに記憶しているわけでありますが、端的に、区画整理後現在、何業種、何店舗になっているのか、具体的に教えていただきたいと思います。

あと、進出した店舗数、私はちょっと聞き漏らしたのかどうかわかりませんが、あったのかどうか、これも再度お尋ねをしておきたいと思います。

それから、先ほどの私の第 1 問で、同僚議員の質問が 6 月議会であったと、こういうふうに申し上げましたけれども、3 月議会において質問があったということで訂正をさせていただきたいと思います。

それから、中心市街地の新店舗の誘致対策について、市長から中小企業融資制度などの融資枠なんかを拡大をしたり、駅前についても駐車場整備などに対してもこうしたものを適用させていきたい、こういうような答弁があったわけでありますが、私はそうしたものも確かに必要だというふうに思いますが、それと同時に、やはり今全国的にこういう中心市街地の低下を何とか活性化しようということで各自治体が努力をしているわけでありますが、一つフローラのチャレンジショップなんかにもやられたような定額家賃制度を導入したり、家賃に対しての補助制度、あるいは極端にいうと無料化、一定期間です、1 年とか半年とか、そうしたことなんかを取り組んでいる自治体もあるようであります。

そういうことで、融資制度だけでなくそうした制度なんかも検討できないのかどうか、その辺についての御見解をお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、定住人口対策についてでありますけれども、答弁があった内容は、私が前回、前回というのは平成 12 年度 6 月議会で質問したときの答弁とほとんど同じと、こういうことであります。つまりアパート、マンションの建設についてでありますけれども、もうこの問題というか、駅前の区画整理事業はもう 8 年目ぐらいいに入るわけでありますが、まだそうしたものが具体的にないのはかなり困難だ、こういうことであるのではないかと思いますけれども、この辺の見通しについて、もう今具体的に店舗建設や住宅建設が始まっているわけですから、困難であれば困難だ、これは主体的にやる人がいなければむを得ないわけでありまして、こうした見通しについてあるのかどうかお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、活性化については基本的な考え方を伺いましたけれども、その中で歩いて楽しいまちづくり、魅力あるまちづくりについてかなり力を入れているというふうに聞こえたんですけども、いわゆるバリアフリーのまちづくりなんかも含めて非常にそれは結構なことだというふうに思いますが、歩道や沼川沿いのそうした緑道なんかを整備をして楽しめるということも重要だというふうに思いますが、やはり商店街ですから店に入ってもらおうという工夫、入りやすい工夫、そういうものがやはり必要なのではないかと、あるいは商店街をもっと気軽に歩いて疲れたときには一服すると、そうした休み石なんかを随時取り入れている商店街もありますし、そうしたお年寄りが気軽に歩いて疲れたら休める、こういった配慮とか、あと店の出入り口についてもできるだけ自動ドアを設置をしてもらって車いすでも気軽に入れる、あるいは店舗の中も車いすで自由に買い物ができるような構造、こういうものなんかもやはり商店街を活性化をする大きな要素になってくるのではないかと、この辺について検討した経過などあれば教えていただきたいというふうに思います。

それと、駐車場の問題ですけれども、私は行政側としてはこの問題についてはかなり努力をしたというふうに思っています。核駐車場に補完駐車場、そういうことで市当局はその確保にはかなり努力をして力を入れて

きたのではないかというふうに私は思っておりますが、問題はやはり各商店主、あるいは商店街の独自の自前の駐車場をやっていく必要があるのではないかと。

特にこうした公的な駐車場についてはフローラ・SAGAEの駐車場、市民駐車場についても申し上げましたけれども、買い物客以外のお客さんが、市民が駐車をするという傾向に、これもやはりなってくるのではないかというふうに思うんです。それをなかなか市営駐車場、公的駐車場ですと規制できない、こういうことでせっかく買い物に来た人が駐車場にとめられないという問題なんかも出てくるのではないかというふうに思います。私はやはり買い物をするための駐車場は自前で、1台分でも2台分でも確保するというような努力というものを求めていく必要があるのではないかというふうに思うんです。

これは駅前の区画整理事業は、もちろん地権者の協力があって初めてできるわけでありましてけれども、多くの税金も投入をして活性化を図っているわけですから、そうした点での行政の指導力、そういうものも必要なのではないかというふうに思います。

この駐車場の問題について、地区計画に伴うガイドラインがあるわけですがけれども、個人の駐車場についてのガイドラインのルールをちょっと読むと、疑問があるんです。

それは駐車場は建物の裏面を原則とし、入り口部分の緑化やデザイン的な配置に配慮する、こういうことで原則裏側に駐車場をつくれと、こういうガイドラインになっているわけです。これではお客さんは非常に入りづらいし、裏にとめるために店を狭くして通路をつくらなければならないと、こういうことになってくるのではないかというふうに私は思うんですが、こうしたガイドラインが果たして活性化につながるのかどうか疑問を持っているわけでありまして。

私はそういう意味では、むしろ駐車場は店頭駐車場、店の前に1台でも2台でもとめられる。しかもA店ならA店に来たお客さんだけがとめるのではなくて隣のB店へ来たお客さんなんかもA店にとめられる、お互いに利用できるような店頭駐車場、こういうものがやはり一番お客さんにとってもとめやすいし、買い物の出入りにも便利なのではないかということで、前にもそうしたものを検討すべきではないかという提案をしてきたんですが、残念ながらこのガイドラインでは裏側、こういうことになったんですが、こうしたことになった見解、考え方、駐車場の作り方、こうしたことについての、何か考えがあつたと思いますので、駐車場の作り方の対応についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、パックドールの関係については申請前と変わらず営業をしているということでありまして、私どももこれは調査をする力はありませんので当局の御答弁を信頼、信用するしかありませんが、本当になのかということをお心配しておりますので、引き続き指導なり調査、そういうものをお願いしたいというふうにお願いをしておきたいと思っております。

二つ目のインターネットを活用した行政の推進についてでありますけれども、庁内の検討委員会を設置をしてこれからまとめていきたい、最後にやれるものからまとめを待たずに実施もするんだという市長の答弁もあったので、それに期待をしておきたいというふうに思いますけれども、そういうことでぜひやれるものからどんどん実行していかないと、やはり情報化時代におくれるのではないかと。特にインターネットに掲載をするとなると、公開をするとなるとやはり文書などをデジタル化というか、そういう作業が必要なわけですから、まとめてからデジタル化したのでは作業が大幅におくれるのではないかというふうに思いますので、こうした文書のデジタル化の取り組みなどは並行してやっていく必要があるのではないかと。まとまったらすぐ公開できるような体制をつくっていく必要があるのではないかというふうに思っています。

もう既に当然市長や担当の課などでは、全国の自治体のホームページがどういう状況にあるのかということは既に御存じだというふうには思いますけれども、既に多くの自治体でホームページで議事録なんかも全部公開をしている、こういう自治体もありますし、あるいは庁内の全文書をデータ化をして公開可能なものはほとんどインターネットで検索、閲覧ができるようにしているという自治体もあります。

さらにはインターネットを利用しての入札、参加、申請、そしてもう既に電子メールで受け付けてやると、こういうこともやっている自治体なんかも数多くあるわけですので、当然それらについては御存じだというふうに思いますけれども、やれるものからどんどんやっていただきたい、こういうふうに思っております。

それに関連して、電子メールの質問や意見は常時受付をしているということでメールで回答しているという答弁がありました。が、こうしたものをどういう質問があったのか、どういう回答をしたのかということをご公開をして、市民全体のものにすればもっとこうした市政に対する意見や質問が生かされるのではないかと、このように思いますので、その辺の検討をぜひお願いをしておきたいと思っております。

そうした意見や質問の交換が私が見た範囲では、一番最初のページに市役所の電子メールのアドレスが載っているだけで、いろいろな場所にそうした意見を市民の皆さんからお寄せくださいというようなことを入れて掲載をすれば、もっと多くの人から意見やそういうものが出されるのではないかと、このように思いますので、その辺の工夫なんかをぜひお願いをしたいと思います。

以上申し上げて2問にさせていただきます。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点かありましたが、店舗数でございますけれども、これは現在進行中なものでございますから移動するわけでございまして、新たに入ろうとする方、入った方とかございますので今私は資料を持ち合わせておりませんが、もしも担当が持っているならばそちらの方から答弁させますけれども、非常に数えにくい数字ではないかと思っております。

この店舗につきましても、寒河江市の現在やっているところの再生事業、区画整理事業を核といたしましていろいろな先ほど申し上げました事業をやっておるわけでございますし、駅舎の移設、踏切の移転、そして道路が通り抜けるというふうな状態になって、あるいは沼川が新しく整備されるということになりますと、まちの様相も大変変わってくるわけでございまして、本当に一変するのではないかと思っております。

そういう中で、やはり新たに張り付けをする方の店舗というようなものもまた考えも変わってきてくれますし、ふえてくるだろうと思っておりますので、そういうまちの再生した姿というものが出てきたときに非常に店舗の考え方、進出者の考え方というものもまた変わってくるのではなからうかなと私は思っております。

それから、誘致対策でございますけれども、低額とか無料とかそういうことを検討してはということでございますけれども、これはちょっと無理ではないかと私は思っておりますし、どういうことをお考えになって何に対して低額にしようというのか、あるいは無料にしようというのかちょっとわかりませんが、こういう家賃までを波及させるというのは、考え方としては無理があるのではなからうかと、このように思っております。

それから、アパート、マンションについての具体的な動きについてでございますけれども、先ほど答弁したとおりでございますし、いろいろ考えていらっしゃる方もいらっしゃるかと思いますけれども、具現化までにはまだ至っていないということでございますし、また非常に現在寒河江市におきましても横道通り等々に分譲住宅等考えておるわけでございまして、そんなことが普及徹底しておる中で、そちらに期待しておるというようなこともあろうかと思いますので、定住される方、住みたいという方の需要というものが非常にわかりにくいということも民間の供給側としてあるのではなからうかと、このように私は思っております。

それから、何にしましても魅力化を付加するというのはこれは当然でございますし、これは集客力におきましても誘客するにおきましても、これは商店街に魅力をつける、そして楽しい商店街を形成するということは当然でございますし、それにおきましていろいろ地元の方々とも検討しておりますし、専門の方々の御意見なども聞いている段階なわけでございまして、うちの方で市と行政としてできるものは、まずはやって手を尽くしておるのではないかと思っております。あとは商店街の方々にやっていただくという分野が非常に大きくなってきておると、このように思っておるわけでございまして、その一つとしての地区計画を立て、そしてそれを自主的に守っていく、そして自分たちの商店街だという認識に立って進んでいらっしゃるわけでございますので、そういう商店街の方々、あるいは店舗店舗を持つ方々の意識というものがこれからもっともっと進んでくるのではなからうかなと期待しておるところでございます。

それから、駐車場につきまして、自前の駐車場の考え方でございますが、これは歩道から入ったところからすぐ駐車場、それぞれを持つということもこれも便利かと思っておりますけれども、歩いて楽しめる歩道ということからいきますと、これも若干私は問題があるのではなからうかと。こういうことを考えれば、その辺についての商店街の方々と、あるいは全体としての商店街のあり方というようなことから考えあわせて、いろいろ地区計画などもとったところでございます。その辺についての具体的な詳細につきましては、担当の方から申し上げたいと思っております。

それから、パソコン、インターネットのことでございますけれども、いろいろ先ほど答弁申し上げましたように、庁内の検討委員会を設けまして検討を進めさせておるわけでございますので、そういう中で御意見の中

で取り入れられるものがございましたならば考えさせてもらいますし、無理なことは無理でございますし、その辺は十分勉強しながら電子市役所、IT市役所にふさわしいようなものに進んでいかなくてはならない、このように思っております。

以上です。

佐藤 清議長 都市計画課長。

片桐久志都市計画課長 店舗数の移動についてのお答えでございますけれども、区画整理を始める前と比較してどのように変わっているかというふうな御質問かと思えますけれども、公共用地の先買いをしたわけでございます。それに伴いまして店舗専用の方が 2 件、それから店舗併用住宅の方が 9 件、公共事業の公共用地の先買いに御協力いただいています。

しかしながら、現在御覧になっておわかりのように駅前通りには商店もあり、また一般住宅もありというふうな混在地域になっております。現在、一般住宅になっている方も新たに 1 階部分に貸し店舗を建てたいというような方も多くおられますので、それらの方々と、さらには J A 寒河江の方で支所の機能も駅前を持つことになってございます。その中に貸し店舗ブースも設計の中で御検討いただくというようなことになってございますので、私どもは新たに 10 ないし 15 ぐらいのテナントブースが出てくるのかなというふうに思っています。

ですから、着手前、それから完成時を比較しますと逆に店舗の数としては多くなってくるのではないかとこのように思っております。

それから、新たに進出したお店があるのかということがありますが、今まだ建築に着手したばかりの区域でございますので、新たに花屋さんが 1 軒、駅前の区域外から進出していただいております。

それから、駐車場の件があったわけでございますが、ガイドラインはあくまで地区計画と違いまして、皆さんで何とかお互い協力し合いながらもっていこうというふうな制度でございますので、原則的には建物の裏面にとってくださいというふうなことでございます。ただし敷地のスペースとか敷地の形状によりまして、なかなか裏側にとれないというふうな方もあるわけございまして、その方については前にとる場合は 2 台程度を原則にしながら、そして植化や緑化などを施しながら、店とバランスのとれた駐車空間をつくってくださいというふうなことを申し合わせております。

原則裏通りにしたというふうな理由でございますが、このガイドラインを定めるに当たって、まちづくり専門部会を地元の方、さらには大学の先生、商業コンサルなどを入れて、本当に何回も何回も会議をしながらまとめたものでございまして、地元の皆さんの御意向というふうなものを十分組み入れながら、本当に歩いて楽しい、そしてきれいな、ウインドーショッピングもできるようなというふうなことになるれば、極力裏通りではないかというふうなことで、原則的な結論に達したというふうなことでございます。

それから、セットバック、駅前メインストリートにはセットバック 1 メートルずつしてもらうことになってございます。これはほとんどの方が守っていただくことになってございますが、せっかくセットバックしたところに駐車スペースというふうなことよりだったら、そのセットバックしたところの空間を有効利用することも必要なのではないかと。例えばストリートイベントとか、そういうさまざまなことを考えますと極力駐車スペースは裏通り、やむを得ず前の方にとる方については先ほど申し上げた理由で、とっていただいても結構ですというふうなガイドラインになったということで御理解をいただきたいと思えます。

佐藤 清議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 一つだけ、新たな店舗の進出対策ということで市長はこうした家賃の無料化、低額化、あるいは補助制度は無理な考えだ、こういうような見解を示されたんですが、やはり落ち込んでいる商店街を抱えている自治体ではこういう制度なんかも積極的に、国の制度やそういうところに頼らないで自前でそういう制度をつくってやっているところもあるということを申し上げておきます。やっているところがあるわけですから、絶対無理だということではないというふうに私は考えておりますので、その辺ぜひ機会があれば勉強していただいて、まな板に上げていただければ幸いですというふうに思います。

以上申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 50 分

再 開 午後 1 時 00 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤暘子議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 6 番、7 番、8 番について、16 番佐藤暘子議員。

〔16 番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 私は、日本共産党を代表し、通告している内容について、市長並びに教育委員長に順次お尋ねしてまいります。4 万市民の立場に立った誠意ある御答弁をお願いいたします。

まず初めに、学童保育についてお伺いいたします。

私は、これまで何度となくこのテーマでの質問をしてまいりました。ことに学童保育施設の充実や指導員の待遇改善等について、市長の見解をただしてきたところですが、今年度手狭で老朽化していたわんぱくクラブについては元町の旧さくらんぼ共生園の跡をお借りして移転し、寒小学区のきらきらクラブも本町 2 丁目の個人の建物をお借りして移転しました。両施設ともびっくりするほどきれいで、広くなり、子供たちもゆったりしたスペースの中で伸び伸びと宿題をしたり、遊んだりしておりました。父母や指導員も要望が実現したことに大変喜んでおりました。父母たちの声に真剣に耳を傾け、努力してくださった担当課の皆さんと当局に感謝を申し上げます。

さて、寒河江市内の三つの学区内にある学童保育所は、児童数も年々ふえており、放課後児童が安全に健全に過ごせる場所として父母や学校、地域からも認められてきております。そして、学区内にまだ学童保育所がないところからも実施を求める声が上げられております。

学童保育所は、単なる放課後の児童を安全に家庭的な雰囲気の中で保育するというだけにとどまらず、異年齢の集団の中で低学年の子の面倒を見たり、力を合わせて何かをやるとか、けんかをしたりとかを繰り返しながら、人との接し方や協調性などが自然に身についてくるものと思われまます。

少子化の中でなかなか育ちにくい協調性や社会性などを育て、健全育成に果たしている役割は非常に大きなものがあります。学童保育所が欲しいと望んでいるところにはぜひ積極的な支援をすべきだと思いますし、全区に設置されるべきだと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

また、来年度からは学校が完全週 5 日制となり、子供たちは毎週土日が休みとなります。週 5 日制は子供たちを地域に返し、学校の授業だけでは得ることのできない自然体験や生活体験、スポーツや文化活動などを体験することを目的としているようですが、だれがどういう支援をしていくのか、具体的な役割やプランが明確にならないままでは、親が仕事等で留守にする家庭や、だれも世話をしてくれる人がいない家庭では、子供たちの休日の過ごし方が心配の種となっているのです。

学童保育は現在、休みとなっている第 2、第 4 土曜日も朝 8 時から夕方 6 時過ぎまで 10 時間もの長い時間を安全に気を配りながら、家庭的な雰囲気の中で子供たちを預かっているのです。完全週 5 日制となる来年度から学童保育所の果たす役割はもっと大きくなるでしょう。したがって、5 日制に対応するための指導員の確保や待遇の改善などが問題になってまいります。市長は週 5 日制に対する学童の役割をどのように認識され、対処していく考えかお伺いいたします。

さらに、私は以前にも指導員の待遇改善について市長の考えを伺っておりますが、市長は運営については運営委員会の中で自主的に判断すべきことで、行政が立ち入るべきではないと答弁されております。もちろん運営は父母たちの自主性に任せられるべきだと思います。現在、なかよし、わんぱく、きらきらの三つの学童クラブが手をつないで、寒河江市学童保育連絡協議会をつくり協力しながら、よりよい学童保育所づくりに取り組んでいるところですが、それぞれのクラブの保育料も指導員の給料や身分の保障もまちまちです。

市では児童 10 名に 1 人の指導員の割合で人件費の 2 分の 1 を出していると言っています。しかし、各クラブによって児童の数に差があり、わんぱくのように 50 人を超えているところもあれば、なかよし、きらきらのように三十数名、二十数名のところもあります。さらに、その年々によって児童の数の増減があり流動的です。保育料にしる市よりの委託料にしる収入が一定ではありません。指導員の人件費や身分保障にしても不安

定な状態です。したがって、指導員が希望しても雇用保険や社会保険等への加入もなかなかままならないのです。

学童保育所は、父母が子供の放課後が安全であることを願って自主的につくったクラブです。それを行政が支援し、さらに平成4年からは児童福祉法の中で法的に認められるようになったものです。今では子供たちの放課後対策というだけにとどまらず、少子化対策としても大きな役割を担っているのです。指導員たちはその仕事に情熱を傾け、よりよい保育を目指し頑張っているのです。せめて常勤の指導員が安心して仕事に専念できるように行政の責任で雇用保険、社会保険へ加入し、身分の保障をすべきではないかと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、幼児学級廃止についてお伺いいたします。

平成13年5月、寒河江市は13年度から3カ年間に新たな行政改革を実施していくとして、行政改革実施計画を市議会全員協議会に示しました。計画には行政改革を推進するための六つの重点事項を掲げておりますが、その一つに時代に即応した組織機構の見直しの項があります。その中で実施しようとしているものに幼児学級の見直しがあります。この行革の対象となった幼児学級の廃止については、ことし6月議会で松田孝議員が一般質問に立ち、廃止の理由や住民の意向等について教育委員長にお尋ねをしています。私からも行政改革の実施対象とすることが、寒河江市の幼児教育の基本理念に矛盾するのではないかとといった観点から教育委員長の見解を伺いたいと思います。

寒河江市の幼児学級のあり方の中には、幼児学級は昭和32年から学校施設を利用して始められたもので、昭和37年にはその性格を明らかにするために幼児学級の設置条例を制定し、寒河江市の中心部を除く9地区に幼児学級を設置したとあります。その後、昭和47年に南部小学校の幼児学級をみなみ保育所に切りかえたのを初め、次々と保育所への切りかえが行われました。

この間、醍醐、三泉の統合保育所の機運もありましたが、実現せず、幼児学級として続いていることや、幸生、田代についても幼児数や地域の実情から幼児学級として続いていること、そしてこれらの保育所並びに幼児学級は住民の意識の変化やニーズに適切にこたえてきたことから、地域に根ざした幼児教育の場として今日に至っていると記されております。このことから言えることは、住民のニーズにこたえ、地域に根ざした幼児教育の場の重要性を説いているのではないのでしょうか。

また、幼児学級について次のように述べています。「幼児学級は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条及び30条の規定に基づく教育委員会が所管する教育機関である。幼児学級の性格からすれば幼稚園、保育所の両機能を可能にし得るものであると同時に、文部省が強調している幼小間の教育の連続性を実現し得る特性を持っている」と幼児学級が幼稚園と保育所の両方の機能を有すること、そして連動して小学校教育に移行していくことを可能にする特性を持っていると文部省が幼児学級の教育効果について強調しているのです。

そして、四つの幼児学級とも教育内容が明確でないことから、幼稚園教育要領の改定期にあわせ、それに即した内容で検討し、改善を図っていく必要があると教育内容をさらに充実させていく方向を打ち出しているのです。

さらに、幼児学級の振興については新しい幼稚園教育要領に則し、指導体制の確立や教育目標等の明確化を図りながら教員の資質の向上や研究会の実施、共同研究を進めながら整備、充実に努めると施設整備等についても充実を図る必要性を述べているのです。幼児学級についても、その教育的効果や地域に根ざした教育機関としての役割をあげて、さらなる振興を図ると述べているのです。

今回の行革の実実施計画の中に平成15年度までに醍醐、三泉、幸生、田代の四つの幼児学級を順次廃止していく計画が出されています。寒河江市は平成2年2月に議会の全員協議会に示した幼児教育のあり方の方針とは明らかに矛盾すると思われかもしれませんがいかがでしょうか。

また、今回の幼児学級廃止に対しては、地域住民の間になくさないで欲しいという声が多く出されております。理由としては、自分たちの身近にある幼児学級に子供を通わせたい、保育料の負担が少なく済む、豊

かな自然環境の中で地域とのかかわりを持ちながら子育てをしたいなどの理由のほかに、幼児学級が閉級になることで過疎化、高齢化にますます拍車がかかるのではないかといった将来への不安など、さまざまなことが上げられております。現に幸生地区からは幼児学級を存続してほしいといった内容の陳情書が議会と教育委員会に同時に出されております。

6月議会における松田議員の質問に、あくまでも住民との対話を重視し、住民の意思を尊重すると答えておられますが、教育委員長は地域住民の総意として提出されたこの陳情書をどのように受けとめ、対処されようとしているのかお伺いいたします。

次に、30人学級についてお伺いいたします。

去る8月27日、高橋山形県知事は雇用情勢に関する記者会見の中で、県内小・中学校において30人学級を実施すると表明されました。実施時期についても二、三年のうちにと述べております。秋田県や新潟県など小学校低学年を中心に特定の学年で30人程度の少人数クラスを編成する動きが出始めておりますが、県内すべての小・中学校に30人学級の導入を目指すのは全国で初めてということで、このことが実現すれば全国的な30人学級推進への大きな力になるものと期待されます。また、子供たちへの教育効果が期待されるどころです。

30人学級を望む声はいじめや不登校、学力低下などの現象が顕著になるにつれ、全国的な運動として広がってゆきました。寒河江市議会へも3団体より意見書提出の請願が出され、一昨年、国・県に対し30人学級の実施を求める意見書が提出されたことは記憶に新しいところです。今回、高橋知事が県内の小・中学校を30人学級にすると表明した理由としては、雇用情勢が一段と冷え込んでいる中で、県内の雇用をふやし、有能な人材を定着させることを考えたことが上げられています。

さらに、知事は記者会見の中で、30人学級の本格的な実現ということをごさういう時期にこそ考えていいのではないかと、国の制度を待ってということもあるが、さらに将来を展望すると、山形の将来を担う若手の新規就労者というものを今の時期に対応しておくのも重要なことかと考えていると述べておられます。

さらに、30人学級については、教科にかかわらず30人学級が担任の先生、あるいは教科の先生が把握しやすい人数だろうと思うので、全教科にわたってそういうことを実現するのが望ましいと思うと、学級定数を30人にする考えを明らかにしています。職員の身分についても臨時ではなく本教員として採用したいと言っております。

すべての面で知事の考えどおりに順調に進むことはないにしても、いじめや不登校、勉強についていけずに悩んでいる子供たちや親たちにとって展望の持てる政策であり、先生たちにとっても1人ひとりの子供に目が届き、行き届いた教育ができるものと期待されます。

一日も早い30人学級の実現のために教育委員会としても力強く支援をしていくべきと思いますが、教育委員長の見解をお伺いいたします。

30人学級については今年3月、遠藤議員が質問をしています。小学校に少人数での授業を進めるために県が単独で教員を増員し、1クラス36人以上の学級を抱える学年に非常勤講師を加配するというもので、「やまびこプラン」と呼ばれるものです。このプランに該当するのは何校あり、何名の教師が加配されるのか、また加配教員の運用はどのように行われているのかお尋ねしたのですが、国や県の予算が成立していない状態で明快なものになっていないとの答弁でした。改めて寒河江市の少人数学級への職員が何名配置され、どのように運用されているのか、またその成果や問題点についてお伺いいたします。

以上で第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、学童保育のことでございます。

御案内のように本市におきましては、平成 9 年度に少子化時代における子育て支援社会の形成と 21 世紀を担う子供たちの健全育成というものを基本テーマとして、寒河江子どもプランを策定いたしました。これらに基づいて子育て支援に関連する所要の施策を推進しているところでございます。

今年度はファミリーサポートセンターを設置いたしまして、家庭型の育児支援システムを初め、施設型一時保育システムとして市立保育所での一時保育を実施いたしまして、さらに N P O 法人による一時保育事業への新たな取り組み、私立幼稚園の時間延長など民間における支援態勢も進められておりますし、子育て家庭の状況に応じた施設や保育サービスを選択的に利用できるような子育て家庭の育児支援態勢が整ってきております。

特に、ファミリーサポートセンターによる子育て支援事業や N P O 法人の子供一時預かり事業は、小学校児童も対象としたものでありまして、学童保育所のない地域ではその代替的な役割を果たせるものと期待しております。ファミリーサポートセンターの登録会員数は、中心市街地とその周辺地域に集中しているものの全市から申し込みがあり、7 月から 2 カ月余りで 128 名の登録者を数え、一時預かりも数件整い、育児支援の機能を担っているところでございます。センターでは交流を通してお互いをよく知る、子育てを託せるパートナー探しを目的に、これまで 3 回の育児や救命方法の研修会を開催しており、信頼関係の構築、確保に会員とともに取り組んでいるところでございます。

さらに、今年度は学童保育所関係におきましても放課後児童数が増加し、活動施設が狭隘となっております。たわんぱくクラブときらきらクラブの移転事業に取り組みまして、それが完了し、両クラブとも新しい施設で伸び伸びと子供たちが活動しており、必要な整備について積極的に支援しているところでございまして、御承知のとおりでございます。

まず、学童保育所のない地域への対応でございますが、本市は昭和 63 年度に他市に先駆けて放課後児童対策事業に取り組んでから 14 年目を迎えております。当時振興住宅地における小学校低学年のかぎっ子対策が急務であったことから、児童の健全育成を図るために学童保育所の開設を進めてきたものであり、現在では中心市街地と周辺地域に三つの学童保育所があり、114 名の児童が入所しております。

今日、本市は周辺市街地へのアクセス道路網形成や市街地の拡大によって市全体の人口も増加しており、特に周辺市街地への人口増加が目立ち、若い世代の家庭が多いようでございます。このような状況にある西根地区では、学童保育所があれば安心して子育てできる、西根地区全体の振興のためにも学童保育所を地域の問題として取り上げ、地域の子供を地域が育てるとの考えのもと、町会長などを中心に設置に向けた取り組みがなされており、市としましては近い将来に実現が図られるようお互いに情報交換し、これらの動向、結論に沿って支援してまいりたいと考えてございます。

その他の地域においても、学童保育所設置に対する地域としての盛り上がり、理解と協力が得られることなどのほか、将来ともに適正な運営基盤を確立するために 10 名以上の入所児童数を確実に確保できることを基本条件として、これをクリアできる地域に運営委員会を設置していただいて、これをこれまで同様学童保育所として使用できるように建物の改修を含め全面的に支援してまいりたいと考えてございます。

それから、学校 5 日制に伴う対応でございますが、5 日制に伴う学童保育所の支援につきましては、家庭ばかりでなく地域での取り組み、動きというものをしながら対応すべき課題であると考えております。これらのことを踏まえた上で、現在それぞれの学童保育所運営委員会において、地域での学校 5 日制に対する取り組み

などを把握し、学童保育所としてどのような対応が必要となってくるのかを検討していただいております。運営委員会での結論を尊重して所要の対応をすべきと考えておりますが、学校5日制の実施に伴って学童保育所の開設時間が拡大することになれば、基準額の設定について少し見直ししていくことも必要かと考えております。

次に、学童保育所指導員の待遇改善等の問題でございますが、本市ではこれまで学童保育所に対して、児童の健全育成と保護者負担の軽減のために公設民営型の学童保育所の運営を基本として、全面的に設置運営を支援してまいりました。運営の委託基準につきましても保護者負担が増加しないよう、指導員についても10から14名の児童数につき指導員1名の配置というものを基本に、児童数が5名ふえるごとに指導員数を2分の1名ずつ加算する方式をとっており、指導員の賃金についても1カ月の実働時間数に夏休み等の学校休業日における開設時間を加算した1年間の総時間数を算出し、平成13年度は1時間単価を1,000円で算定しております。

この運営委員会では、市からの委託金と1カ月8,000円ないし9,000円ずつ保護者負担をいただいて指導員の賃金や活動費用、おやつ代等に充当されているようであり、経費の配分、内容等はそれぞれ運営委員会ごとに独自性があるようでございます。

指導員の採用や勤務条件、社会保険制度加入等の待遇に関しましても、それぞれの学童保育所の独自性もありますし、すべて運営委員会が決定して行っていることでもあり、市としては関与できないものと考えております。

私の方からは以上でございます。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 幼児学級の廃止についてお答えいたします。

最初に、幼児学級を閉級することは平成 2 年 2 月に出した指針の中で述べている幼児教育の考え方と矛盾しているのではないかという御質問についてであります。

平成 2 年に教育委員会で策定した「幼児教育のあり方について」の中で、幼児教育の必要性については、幼児の健やかな成長を図る上から、家庭だけでは得ることのできない集団活動の機会を与えることの大切さ、あるいは生活体験や遊びを中心とする集団生活を通しての自己の発揮、信頼感や満足感、さらには自立心など社会性の基礎、基本的な生活習慣を養いながら、生涯にわたる人間形成の基礎をつくるという観点から、適切な幼児教育の場と教育環境を整える必要性を説いております。

教育委員会としては、これらの幼児教育の重要性を踏まえながら、当初予測できなかったような幼児数の減少が幼児教育に及ぼす影響や子育てと仕事の両立支援など、社会的ニーズの変化に対応できる幼児教育について検討を重ねてきたところであります。

その結果、幼児学級については、社会性の芽生える幼児期における適正な規模による集団的教育活動が成り立たないことや、小学校の開校日数に準じた本市独自の制度であるため、来年度に導入される完全学校週 5 日制により保育日数が 190 日程度に減少することなど、保育期間や時間の延長などの多様な社会的ニーズにこたえられない状況になってきており、今後の幼児教育のさらなる充実と多様なニーズに対応していくために、幼児学級の閉級という方向性をお示したのでございますので、矛盾することはないものと思っております。

また、少子化が急速に進む中であって、社会全体で子供を育てていくという考え方は大変大切なことであります。子供たちを取り巻く身近な生活環境の中において家庭や地域、学校が一体となって地域社会の中で行われる教育活動が効果を上げられるように、取り組みを強めていかなければならないと考えております。特に地域社会における教育の役割として、大人や異年齢の友達と交流し、さまざまな生活体験や社会体験、自然体験を豊富に積み重ねる場となることが重要であります。

このようなことから、これまでの学校開放をさらに進め、平日の放課後や土日に小学校施設を活用して、子育て中の親や日中子育てを担っているお年寄りはもちろんのこと、子供から大人の方までどなたでも気軽に集うことができ、地域の方々との交流を深める場として利用できるよう積極的に取り組みをしてまいりたいと考えております。

次に、幼児学級廃止についてお答えします。

幼児学級は地域住民の意思を尊重し、強引な廃止はすべきでないという御質問についてお答えします。

教育委員会では幼児学級の今後のあり方について、これまで幼児学級のある 4 地区の関係団体の代表者の方、各地区の子供を持つ親の方々並びに地区の各種団体の代表者から御意見をいただくため、懇談会を計 9 回開催してきたところであります。総体的には教育委員会の考え方についておおむね理解いただいたものと思っておりますが、懇談会の中では、他の幼児施設の情報が欲しいこと、保育所の入所要件のこと、保育所に入った場合の送迎や保育料のこと、学校や地域のつながりが希薄にならないように何か取り組みを考えてほしいこと、ある程度の集団で幼児教育を受けさせたいのでどこに入れるかは親が選択すべきであり、地域性にこだわらないということなど、さまざまな御意見をいただいておりますので、これから教育委員会等で検討を重ね、地区の中でさらに話し合いを持っていかなければならないと思っております。

いずれにしても、教育委員会としては適正規模による集団的な幼児教育活動の確保、子育てと仕事の両立支援という観点から、制度上の位置づけが不明確である幼児学級を将来閉級していくという基本的な方向で進めてまいりたいと考えております。

次に、30人学級の実施についてお答えします。

御案内のように公立の小・中学校等の学級編制については、昭和33年制定の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき実施されております。この国が定めた標準に基づき都道府県教育委員会が学級編制基準を設定し、この基準に基づいて市町村教育委員会が学級編制することになっておりますが、その際、あらかじめ都道府県教育委員会と協議し同意を得なければならないとされております。

国が定める学級編制の基準は、数次にわたる学級編制及び教職員定数改善計画により、標準法制定当時の、いわゆるすし詰め学級の状況から現在の40人を上限とする40人学級に改善されております。現在、平成13年度スタートした第7次教職員定数改善計画が5カ年計画で進められておりますが、これは学級編制の標準は現行どおり40人を上限としながらも、少人数授業などきめ細かな指導を行えるよう教職員定数の改善を図るものであります。

また、教職員の配置については標準法によりそれぞれの学校の学級数の総数に学校規模別の係数を乗じて得た数を合算し、これに各種の加配定数を加えて算出された教職員定数を各学校の配当数としております。

一方、平成10年9月の中央教育審議会答申、「今後の地方教育行政のあり方について」では、都道府県教育委員会が弾力的な学級編制基準や教職員配置基準を定めることなどを提言しております。さらに、この提言を踏まえて検討を行ってきた「教職員配置のあり方等に関する調査協力者会議」においても、平成12年5月に学級編制及び教職員配置に関して弾力的に扱うこととする提言が行われたところであります。

これらの提言を受けて平成13年3月、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、都道府県教育委員会が学級編制について児童・生徒の実態を考慮して、特に必要があると認める場合には、国が定める学級編制の標準を下回る基準を定めることができるようになったものでございます。

さて、30人学級にかかわる幾つかの御質問がございました。

まず、県知事が発表した公立学校30人学級導入についてであります。このことに関する具体的な説明等ははまだございませんので、現段階では詳細に申し上げる状況にはありません。マスコミ報道などによりますと、これは雇用拡大策の一環として教員の新規採用増の考えを示したものであると聞いております。

さきに述べましたように学級編制に関しては本来、都道府県教育委員会の権限に関することであり、県教育委員会では今後、その具体的なプランや基準づくりについて検討していく方針であると聞いております。しかしながら、30人学級の実現には人件費増や教室増などの課題もあることから、本年度スタートの「やまびこプラン」の充実を含めた県の動向について注目してまいりたいと考えております。

次に、小学校少人数授業推進事業、いわゆるやまびこプランについてでございますが、これは基礎学力の向上やいじめ、不登校などの今日的な教育課題の解決と未然防止を図ることを目的に、今年度から県単独で実施されております。具体的には、小学校の多人数学級に加配教員を配置しながら、国語や算数などの基本教科において30人程度の授業などの少人数指導を実施し、児童の個に応じたきめ細かな指導を推進しております。この事業の実施のため、国の第6次教職員定数改善により101名、今年度スタートした第7次教職員定数改善により14名、県単独の改善により85名、合計200名の教員が加配されております。そのうち本市には国の教職員定数改善により7名、県単独の改善により2名、合計9名の教員加配があり、寒河江小学校に2名、寒河江中部小学校に3名、南部小、西根小、柴橋小、高松小にはそれぞれ1名ずつ配置されております。

これらの加配教員の活用状況であります。基本的には各学校の実態に応じて実施することになっております。具体的には国語、社会、算数、理科などの教科を中心に、一つの学級を担任教師と2人で指導する、いわゆるチームティーチング方式の授業を実施している学校、あるいは学級を二つに分割したり、学年の複数学級を少人数の学習集団に分けて実施している学校など、多様な活用の仕方を実践しております。

次に、中学校の少人数授業のための加配状況についてお答えします。

本市独自の加配は行っておりませんが、今年度、国の教職員定数改善により5名の加配教員が配置されています。各中学校の配置数は陵南中学校3名、陵東中と陵西中にそれぞれ1名ずつとなっており、数学や英語の教科指導にチームティーチング方式の授業や学年の複数学級を少人数学習集団に分けて行う授業などが実践されています。

本市教育委員会としては今後とも少人数指導実施の趣旨を徹底し、加配教員の効果的な活用について各学校に指導してまいりたいと考えております。

以上です。

佐藤 清議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 学童についてですけれども、学童のない地域からも学童を設置してほしいという声が上げられていると。町会長さんあたりを初めとして地域で子育てをしていきたいということで、そういう要望があるんだということなんですが、それに対しては市の方でも積極的に支援をしていくというような御回答でしたので、それは非常に喜ばしいことだというふうに、これからも出てくるところにはそのような支援をしていただきたいというふうに思っているところです。

学校 5 日制になりますと、子供たちがどこが受け皿になってくれるのかわからないという状況の中で、非常に休日の過ごし方が親の方も心配になるのではないかというふうなことを考えているわけですが、寒河江市内にはファミリーサポートセンターやら N P O 法人の子供の一時預かりというようなものもあるので、そういうところも活用しながらというような回答でございましたが、いろいろな一時預かりの制度があってよいと思っております。

ですから、その預かり所に見合ったような預かり方をすればそれでいいのではないかというふうに考えているところですが、小学校の低学年の児童たちを預かる場としては、やはりその子供たちがいろいろな子供たちと交流をしながら、そこで人間的な成長していく、そういう場であってほしいというふうに思うわけです。ですから、この 5 日制についてもその目的というのは、やはり地域の中でいろいろな体験をしながら育ていく、そういうことを目指した 5 日制だろうというふうに思うわけです。

ですから、その子供たちにとってどこが本当にその目的にかなうところであるかということを考えながらやはり休日を過ごしていただきたいというふうに思うわけですが、そういう意味ではやはり学童の役割というもの是非常に大きいのではないかというふうに思います。必ずしも学童保育所に預ける家庭ばかりではないというふうに思いますけれども、やはり地域の子供会ですとか、あるいは老人クラブですとか、いろいろな各種団体とのそういう学童との交流ですとか、ほかの子供クラブとの交流ですとか、そういうものをいろいろ活用しながら子育てを、5 日制を、地域、社会全体で支えていくというふうな態勢にしていかなければならないのではないかと考えているところです。

そこで、やはりそういう子育てに責任を持つという観点からも、市としても大きな責任があるというふうに思うわけですが、5 日制で学童の方でもそういう休日に、また開所時間を延長するということがあれば、それに対しては人件費の支援などもしていくという答弁でありましたけれども、やはりそれは大変結構なことだと思いますし、当然そうあらねばならないというふうに思いますが、やはりそこで働く人たちの身分保障ということも考えていかなければならない問題だというふうに思うところです。

市長は運営委員会にそれはゆだねているというふうなことをおっしゃいました。もちろん運営委員会がそういう役割を果たすのは当然だというふうに思うんですけれども、やはりまだ学童保育所の運営委員会というものの機能が十分でないというふうに私も思っております。ですからそういう運営委員会ですっきりとした運営体制を確立できるまでに成長していかなければならないというふうに思うんですけれども、それまでやはり市の方でお金だけ出すというふうな考え方ではなくて、やはり運営に関してもいろいろアドバイスをしていく、また運営委員会との話し合いなども頻繁に行って、そういう指導員の身分の保障を引き上げていくとか、指導員が本当に情熱を持ってその場で定着をして働いていけるような環境づくりをしていくということが大切だというふうに思います。

私が知っている学童保育に長年かかわっている方が言っていたんですけれども、学童に指導員の方の待遇がきちんとしていけば、その指導員は本当に一生懸命になってその学童で働くことになるし、また指導員と父母との間の関係がよくなれば児童はすごくふえてくるんだと。その学童に行けば子供たちが本当に楽しく、そして人間関係もうまくつき合えるんだというふうなことが地域の方にもわかってくれば、その学童は本当にすばらしい学童の申し込みがあるんだというようなことを言っておりました。

ですから、それは子供たちの健全育成を図っていくという上からも非常に大切なことだというふうに思いますので、ぜひそういった市としても責任を持って子供たちを見守るということで、運営委員会の方にもいろいろなアドバイス、相談などをしていっていただきたいと。そういう指導員の身分の確保のためにも、一生懸命になっていただきたいというふうに思うところです。

それから、幼児学級の問題ですが、幼児学級を廃止していくのは何も「幼児教育のあり方について」に反するものではないんだという教育委員長の答弁でした。子供の数がどんどん少なくなって、集団でのそういう教育の効果が上がらなくなるというような理由があって廃止をしていくのだというようなことをおっしゃいました。子供の数が少なくなっているというのは社会全体のことでありまして、幼児学級に通っている子供だけが少なくなっているというのではないわけです。

よい意味での競争心も希薄になるというようなことが上げられておりますけれども、だから行革をしてスリム化をして、これが行政改革なんだというようなことをおっしゃっていますけれども、これは行政側の考え方だというふうに私は思うんです。

この幼児学級を廃止していく、それから行革についての考え方もそうなんですけれども、この考え方の中には住民の意思というものが入っていないというふうに私は思います。子供の数が少なくなってもやはりそこには幼児学級に通っている子供たちが現にいるわけです。そして、その地域住民はこれからも地元にあるその幼児学級に子供たちを通わせたいというふうに思っているのです。理由はいろいろ挙げられますけれども、地域の中でそういうおじいさん、おばあさんたちと一緒に、地域の中でそういう方々に見守られながら育っていく、そういった子供の育て方をしたい、そう思っている方もいると思いますし、また幼児学級は小学校と同じ校舎の中で教育をされているということから、低学年のお兄さんやお姉さんたちとも一緒にいろいろなことができる、そういった連帯感なんかもあるというふうなことで、多くの父母はそういう地元にある幼児学級に通わせたいと願っているのです。

けれども、今回廃止をするという方向で進めている行革の方針の中には、そういった住民の意思が全く入っていないというふうに私は思います。行政は住民に行政がこうやるんだからということで、言うことをきかせるというのではなくて、やはり住民の要求をくみ上げて、それをどうかなえていくかということで努力するのが行政の本来の姿だというふうに私は思うんです。

ですから、幼児学級に入る子供が少なくなったから廃止をする、小学校に入る子供が少なくなったから廃止をする、そういうふうな少なくなったらそれを消していくという消去法、そういうものにしていけばどんどんむだなものといいますが、少なくなったものは消されていってしまう。消されていって残るものは何もないというふうに思うんです。まちとか村、集落、そこには子供たちが通える幼稚園とか学校、そういうものがあった、それを見守る人たちがいる。ですからそこが活気が出て、そこにさまざまな文化とか芸能が生まれて引き継がれていく、そういったことの根幹にあるのが子供たちの教育の場だというふうに思うんです。それを行革の名のもとになくしてしまうということになれば、集落そのものがなくなっていくということにつながるのではないのでしょうか。

子供たちが少なくなったというのであれば、やはりそこに子供たちを呼び寄せる方法を何とか考えてみる。例えば市内の幼稚園とか保育園の子供たちをかわるがわる呼んで交流をさせるとか、また小学校であればほかの町でやっていますけれども、山村留学というようなことをやって、都会から子供たちを留学させて受け入れる、そんなことをやっているところもありますけれども、そうすることによってその地域の子供たちが刺激をされて、非常に活発に生き生きと行動するようになる、そういうことを聞いております。

ですから、少なくなったから消していくというのではなくて、そういう少なくなったところに人を引き寄せる、そういったことを考えてみる。そういう発想を転換するようなことができないのかというふうに思うんです。そうして発想を転換することによって、いろいろな可能性が見えてくるというふうに思うんです。

今、ごみごみした都会で子育てをするよりも自然の豊かなところで、人情味の厚いところで子育てをしたい

というふうに考えている人が多くなっていると思います。ですから、山形県の寒河江市というところに行けば、どんなところに行ってもその地域に小学校があり、幼稚園があり、そして学童保育所もあるんだというようなことになれば、そこには移り住んでくる人もふえてくるだろうというふうに思いますし、また定住する人もふえるだろうというふうに思うんです。ですから、こういうことが話題になればいろいろな人が寒河江市に入ってくるのではないかと、そういう非常に明るい展望が持てるのではないかとというふうに思うんです。

ですから、そういうまちづくり、そして地域づくりの根幹を成している教育行政、教育の施設というものは、やはり守り育てていかなければならないのではないかとというふうに私は考えているところです。

一番根幹となるものを削っていくという考え方、そういうものは発想を転換していく、そういう気持ちになれないかどうか、教育委員長にお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、30人学級ですけれども、教育委員長の答弁では県知事がそういうことを言ったというけれども、はっきりした文書も何も来ていないから答えることはできないというようなお考えだったというふうに思いますけれども、30人学級にしていくということは私たちも議会でも請願が寄せられて、それを意見書として県にも国にも出していると。この30人学級はだれもが望んでいることだというふうに思います。ですから、これは雇用対策として知事が言い出したんだということではありますけれども、雇用対策ももちろん働く人がふえることは望ましいことではありますが、子供たちにとってもまた非常に助かることだというふうに私は考えているところです。

今、いじめとか不登校とか、また勉強についていけない子供たちが多くなっているという現状の中で、そういうことが実現すれば非常に子供たちの学習力もつきますし、また先生方も教える側の立場に立ってみれば非常に目が行き届いていい授業が、学習ができるのではないかとというふうに思うんですけれども、事務的なことでなくて、教育委員長の30人学級に対する考え方をもう一度お聞きをしたいというふうに思います。

9月4日の新聞報道によりますと、県の教育委員会で2003年度から教員を30人学級に対応できるような教員採用を順次していくというような段取りをしているようです。30人学級にしましても、すべての学級を30人にするという考え方ではなくて、やはり31人の学級1学級しかないというようなところでは、それを分ければ15人、16人という少人数になってしまうので、そういうことではなくて、例えば33名のクラスが2クラスあったというふうになれば、それを3クラスに分けて二十数名のクラスにしていくというような弾力的な取り組みをやっていくというような方針が出ていたようです。ですからそういうふうな考え方で順次進められていくのではないかとというふうに思いますけれども、やはりそういうことに対する取り組みなんかも寒河江市の方でも考えていかなければならないのではないかとというふうに思います。それについてどのように考えていらっしゃるかお伺いします。

それから、寒河江市のやまびこプランの加配のお話のことを報告いただきましたけれども、小学校、寒小2の中部3、それから南部、高松、そういったところが1名ずつというようなことでありましたけれども、一番大変なのは中学校の状況ではないかとというふうに思うんです。中学校は非常に多人数学級になっているようですね。陵東中が2年生が全クラス36名、それから陵南中は1年生2クラスが40人ずつ、そして4クラスが39人ずつというふうなことになるようですけれども、これに対する加配が陵南は3名に陵東、陵西が1名ずつというふうなことになっていますけれども、やはり多人数の学級があるところは非常に大変な思いをしなればならないのではないかとというふうに思うんです。ですから、県のこのプラン、そして30人学級、2003年からだんだん進めていくと言われる30人学級、これを待つまでもなくやはり寒河江市独自でもこの加配のことを考えていくべきではないかとというふうに思いますけれども、それに対するお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 学童保育所のことでございますが、5 日制になるということで全く画期的なことだろうと思いますし、ゆとり教育をどのようにこれを活かしていくかというのは教育委員会やら P T A 関係やら各種団体、地域でいろいろ考えなければならない問題だろうと、このように思っております。

そういう中でこの学童保育所に関しましては、先ほど答弁申し上げましたとおり運営委員会に検討させてもらっておりまして、近くその検討結果をちょうだいすることになっておりますので、それらを受けて考えてまいりたいと思っております。

それから、基準額の見直し、先ほど答弁申し上げましたけれども、今までですと土曜日だけを考えて見ますれば 10.5 時間でございますが、それが倍になりますから 21 時間と、こうなるわけでございまして、その辺のことにつきましては基準額の見直しということも考えられるということでございます。

それから、運営委員会のことの問題でございまして、これは採用から勤務条件の決定まで、これは運営委員会がやっているわけでございまして、それぞれの独自性を持って、それなりに運営なされておるわけでございます。市といたしましては相談とか指導というものを、これは預かっておりますし、これはしないということではございません。当然指導、相談には乗っていくという考え方でございますけれども、運営の独自性というものはやはり最終の決定権というものは運営委員会にあるわけでございますので、それらの意思というものは尊重してまいっていかなくてはならないと、このように思っております。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 幼児学級について、行革という立場からどんどん廃止していくのではないかというふうなことの御質問がございましたが、私が先ほど述べましたのはそういうことではなくて、いわゆる教育的な立場から今度は田代も幸生の方も何年かすると四、五名になるわけです、両方合わせて。半分半分にしても男 2 人、女 2 人なんていうふうなことにもなるわけです。あるいは学年として見たときには男 1 人、女 1 人なんていうこともあり得るわけです。そういうようなことで人間的ないろいろな資質を磨いていく場合に、そういうふうな中での教育ではいいのかどうかというふうなことを考えた場合には、やはりもう少し大きな集団の中で切磋琢磨しながらいろいろな人と交流していった方がいいのではないかというふうな教育委員会の中でのお話でございました。

それから、もう一つの観点は、今のいろいろなことを支援していくというふうな立場から、保育日数とか時間とかもだんだんと長くなっているわけですが、今学校に準じて開放している幼児学級では 190 日きりできないわけです。保育時間も非常に限られていると、こういうふうなものを解消しないと、本当に保護者のいろいろな面から支援していくということにはならないのではないかと、そういうふうなことから、その二つから、大きな理由は。

それから、これから幼児学級というものを保育所というか、そういうふうなものに切りかえていくというふうにした方がいいのではないかというふうな教育委員会の考え方があります。

それからもう一つ、他からいろいろ入れるというのがいいのではないかと佐藤議員はおっしゃいましたけれども、今教育委員会としても小学校なんかは割合少ない学校の方に他校かも入れるようなことはできないかというようなことで、いろいろ話し合いはしております。そういう段階であります。

それから、30 人学級についてであります。やまびこプランその他でいろいろ研究もしておりますので、教育長中心に研究しておりますので、教育長の方から御答弁お願いしたいと思います。

以上です。

佐藤 清議長 教育長。

保科弘治教育長 30 人程度の少人数による学級編制あるいは授業が可能になるようにというようなことは、基本的には大変いい考え方なわけですが、現在のところ、寒河江市では今までの第 6 次定数改善、それから第 7 次定数改善というような形で、いわゆるやまびこプランの講師でなくて本務教員をいただくように、校長会を通じて非常に教育委員会の方でもお願いをしまして、学校の教員を定数にプラスしていただいた先生をどういふふうを活用していくかということ、学校としてこう考えるというような決意というか、熱意があらわれるような文書なんかも作成してもらって、それを教育事務所、そして県の方で見ていただいて、熱意のあるところに少しでも加配ができるような配慮をするというような形で、寒河江市では大変ほかと比較してなんていうとちょっとおかしいんですが、いい先生方をいただいているというようなところで今教育活動で一生懸命取り組んでもらっているというふうな状況でございます。

あとちょっと、委員長答弁の中でももう少し具体的に申し上げたいわけですが、平成 2 年に出た幼児教育の指針のときは、その先の子供の数というのはゼロ歳児何人いるか、それから 1 歳児、2 歳児、3 歳児は何人いるかという、4 年先のことしか読めなかったわけです。その数字によりますと何とか平成 2 年度の現状を維持するような、そういっても相当少なくなるんです。ちょっと具体的に申し上げます。

醍醐ですと平成 2 年が 32 名だったのが、4 年後が 21 名、それから幸生が 16 名だったのが平成 6 年度が 10 名、それから田代が平成 2 年度が 8 名だったのが、これはほとんど変わりません、11 名です。それから三泉が 39 人入級しておったのがそれが 31 人と。四つの幼児学級総体では 95 人も席を置いておったと。ところが 4 年後には 73 名、さらにその 4 年後、つまり平成 10 年度には総体で 49 名、少ないところではもう幸生が 3 名、田代が 5 名というふうな人数になってきていると。これでは集団活動が成り立たないという現実を私たちは放っておくわけにはいかないのではないかというふうなこと。

しかも幼児学級は学校の開校日数に準じてやるわけですから、平成 3 年までは週体制とられておりませんので 240 日開校していました。保育所は 300 日ですが、それがずっと今度第 2、第 4 土曜日休みということになってきたわけですが、そこまでは、つまり平成 13 年度までは学校によって若干違いますが 210 日前後、ところが今度 14 年度、学校 5 日制完全実施ということになれば 190 日までに減っていくというふうなことから、これはまさに子育てと仕事の両立支援という形からしたら非常にニーズにこたえられるものではないというふうなことで、教育委員会では平成 8 年度ころから真剣に事実をきちんと直視した中で、教育的な配慮をして、どういふふうな結論を出すかということ、時間をかけて討議してきてやったわけでございます。

したがって、あの当時の数字の読みと現実が非常に違ってきておった、違ってきてしまったと。これは全国的な少子化傾向といえればそれまでなんですが、そういうふうな現実を直視して慎重に審議した結果、こういうふうな結論に至ったというふうなことでございますので、行革先行というのではなくて、やはり考え方が優先したというふうには私は思っております。

以上、補足しておきます。

佐藤 清議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 先ほどの幸生の地域から出されている幼児学級をなくさないでほしいという陳情書に対して教育委員長はどのように考えるかという御質問をしたのですが、それに対する答弁はありませんでした。

今、教育長のお話を聞きますと、行革として先に考えたのではなくて、教育の将来的なあり方を考えてこういふふうにやった方がいいという方針のもとに廃止をするのだというような説明でしたけれども、やはりそういうふうなことであっても、住民の意思というものは最大限尊重しなければならないものであるというふうには私考えているところです。

今までのやり方なんですけれども、いろいろなことを行政側ではやってきたわけなんですけれども、ある方向を決定してその方向に持っていかうとするときには、必ず住民とのコンセンサスを得てというようなことを言っているわけなんですけれども、やはり形はそういうふうに住民との話し合いをするというふうになっていきますけれども、やはりそれはいつの場合もそのような気がするんですけれども、住民は言いっ放し、行政側は聞きっ放しというような状況になっているのではないかと思います。

住民の中にはいろいろな思っていることがあっても、それを「どうせ行政の言っていることは私たちが何ぼ言っても通らないんだ」というようなことであきらめてしまうということが多いのではないかと思いますというふう思うわけです。ですからもやもやとしたものを抱えながらしょうがないかということで、それに従ってしまうということが多いというふう思うんですけれども、でも住民は決してそのことで納得をしているということではないわけです。

ですから、白岩出張所廃止のときなんかもそうでしたけれども、いろいろ住民からの要望とか廃止に対する反対の声なんかもありましたけれども、それを説明をしたんだからというような形で強引に進めていったという今までの経過もあるわけです。

ですから、行政側は住民のためにやるんだということを口実にしていますけれども、やはり少数意見というのは、強引に進められれば少数意見とか反対意見というものは抹殺されてしまうわけです。ですから、本当に住民の立場に立って考えるのであれば、その人たちが言っていることをどのようにすれば、いい方向にかなえていけるのかということを経験したやり方をやっていただきたいというふう思うんです。決して強引な進め方をしない、そういうことを約束していただきたいというふうに思います。

これで私の質問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 先ほどの 2 問の中で訂正させていただきます。

土曜日を 10.5 日と言ったはずでございますけれども、あれは 10.5 時間でございます、今度週 5 日制になれば 21 時間と、時間を日に間違えたようでございますので、訂正させていただきます。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉慎一教育委員長 おもらいしました陳情書についてどう受けとめているかというふうなことでありますけれども、私たちはこの陳情書に対しては重く受けとめております。

そして、これからもこれを真摯に受けとめながら、これからも我々の考え方、それを話し合いながら御理解していただくように努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

高橋勝文議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 9 番について、11 番高橋勝文議員。

〔11 番 高橋勝文議員 登壇〕

高橋勝文議員 通告番号 9 番、産業廃棄物処理農業用使用済みプラスチックリサイクルについて質問をいたします。

市長の前向きな御答弁をまずもってお願い申し上げます。

昔は、農業はごみの排出されない産業と言われました。すべてが土に還元され土壌の肥沃度向上に結びつけられました。しかしながら、科学技術の発達と農業技術の研究開発などによって、農産物の周年栽培や全天候型栽培が振興拡大され、現在ではごみ産業廃棄物を生み出す産業と変わってきております。ごみ産業廃棄物の主なるものは周年栽培や全天候型栽培に不可欠のプラスチック類であります。人間の知恵によって作り出された近代農業の源ともなっているプラスチック類は、使用済みの結果は人間の生命をむしばむ、または未来永劫不朽の状態になっている現状であります。

20 世紀は戦いの時代と言われ、21 世紀は環境の時代と言われております。美しい自然環境を守り、大切な資源を上手に使い、循環型社会を形成するためにはエンドレスリサイクルを可能な限り目指すべきものと考えます。

園芸用使用済みプラスチックの処理につきましては、昭和 58 年、「園芸用廃プラスチック適正処理方針」が制定されました。平成 7 年度に「園芸用使用済みプラスチックの適正処理に関する基本方針」が出されました。この基本方針は前の処理方針を全面的に見直した内容でありまして、一つは資源という考え方を基本に据えまして、二つ目は廃プラスチックを使用済みプラスチックにかえ、三つ目は適正処理はリサイクルを基本としております。

平成 12 年 5 月、国におきまして「循環型社会形成推進基本法」が制定され、天然資源の消費抑制と環境への負荷をできる限り軽減する循環型社会の形成に向け、これを国民全体で取り組もうとしております。その中で処理の優先順位を初めて法定化し、1 番、発生抑制、2 番に再使用、3 番目に再生利用、4 番目に熱回収、5 番目に適正処分の順といたしました。

また、排出者責任の徹底のための規制などの措置及び拡大生産者責任、再生品の使用の促進などについての国の施策を明示いたしました。

本県における農業用フィルム等の保温資材の金額は、農水省経済局総合農協統計表平成 10 年度におきましては、約 40 億円と推計されております。現在、農業用使用済みプラスチックの処理につきましては、県下一斉に地方事務所、普及所、市町村の農林課、そして農業委員会、農業共済組合、生産者組織、そして J A などで組織する適正化処理推進協議会において共同回収が本格的に進められております。せっかく回収いたしましてもリサイクルには結びつかず、環境保全、資源の有効活用という観点から問題点を多く残してまいりました。

リサイクル率は全国的に西高東低と言われております。四国の高知県では 98% と高い比率になっております。県内では置賜地区は高いものの、県全体としましてはリサイクルは 5% と低く、当市及び西村山地区全体としましてはリサイクル率はゼロで、回収された使用済みプラスチックはすべて埋め立て処理が昨年までの実態でありました。

現在、農産物の流通で生協を初め、消費者の目はその品物の安全性について注視されてまいりましたが、昨今の中ではその品物を生産する過程の生産資材、例えば農薬や除草剤、肥料などばかりではなくすべての生産資材、例えば使用済みプラスチックなどがいかに適正に処理されているかを確認した上での取り引きとなっております。廃棄物の処理がいかになされているかによって産地としての信用が付加され、農産物の価格形成の

要因ともなっておる現状であります。

ネックとなっておりました農業用使用済みプラスチックの中間処理施設等も東北地方にも近年整備されてまいりました。リサイクル、中でもマテリアルリサイクルは農業経営面におきましても有効に還流されるものと思われまます。現段階における農業用使用済みプラスチックのリサイクル化の取り組みは、県内においてスタートを切ったばかりであります。こうした試みを軌道に乗せるために、本市における農業用使用済みプラスチックの大宗を占めるポリエチレンについて市民が日常使用しておりますごみ袋に再生し、利用する考え方があるか、また将来、農業用使用済みプラスチック全量をリサイクルに回したいという生産者及び組織の意向を、行政挙げて取り組む考え方があるのか否かを市長にお伺いをいたします。

以上で第1問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答え申し上げます。

産業廃棄物に関する適正処理の総合的な指針といたしまして、平成 13 年 3 月に第 5 次山形県産業廃棄物処理計画が策定されました。この計画の基本方針として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会、いわゆる資源循環型社会の構築を目指し、自然豊かな生活環境の保全を図り、かつ県民生活と産業活動の共生及び地域や他県との調和がうたわれております。

この計画の中で、山形県の主要産業の一つであります農林水産業については自然環境を活用し、環境との調和を基調とする産業であることから、法及び条例を遵守すること。それから紙マルチ、いわゆる紙でつくったシートや生分解フィルム、バクテリアで分解される素材など環境への負荷を低減させる資材の普及などにより、使用済みプラスチック排出量の減量化を推進しておると。そして、三つ目には、農業分野から排出される使用済みプラスチックはポリエチレンフィルムなど特定の材質のものが多いことからリサイクル処理への移行を図ること。

そして、回収につきましては、各市町村の農業用使用済みプラスチック適正処理推進協議会の回収ルートというものを整備いたしまして、回収率の向上に努めていくことなどの農業用使用済みプラスチックについての対策指針が示されております。

本市におきましては、御指摘のように平成 9 年に果樹や花栽培などの使用済みプラスチックを出す農業生産団体と農協により、寒河江市農業用使用済みプラスチック適正処理協議会が組織化されております。農業用使用済みプラスチック回収処理はこの適正処理協議会を中心に、各生産組織、農協が一体となり回収し、廃棄物処理業者に委託し処理を行ってきております。

このたび、御案内のように新聞報道等にもありましたが、寒河江市農業用使用済みプラスチック適正処理協議会とさがえ西村山農業協同組合では、農家から排出された農業用使用済みプラスチックを宮城県の再生処理原料加工業者に委託し、リサイクル処理するシステムを構築し、今年度から行うようになりました。今年度の処理数量は 110 トンぐらいを見込んでおると聞いております。また、全国農業協同組合連合会山形県本部が再生処理原料加工業者によって再資源化されたペレットを原料とする農業用資材等の再製品化として、肥料袋などの加工委託を行う計画もあると聞いております。

本市におきましては、清潔で美しいまちづくりを進め、心なごむ生活環境の形成を目指しており、事業活動、日常生活におけるごみの発生抑制とリサイクルの推進を図り、限りある資源を大切に、環境の負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の実現を目指しております。

今回の農業用使用済みプラスチックのリサイクルシステムは、資源の適正な管理と循環的な利用を構築する取り組みであるとともに、自然環境を保全し、農業の持続的な発展を図るためのシステムであり、本市の推進する循環型社会へ向けたものであると受けとめております。

これまで市におきましては、協議会が実施する農業用使用済みプラスチックの適正処理を支援してきております。平成 12 年度には協議会が実施した使用済みプラスチックの回収のための広報や収集に伴う人件費に要した経費の 3 分の 1 を県が助成しており、これにあわせて市でも県と同じ 3 分の 1 の支援を行ってきております。平成 13 年度、今年度におきましては適正処理を行っている農家の負担が大きいことから、市では使用済みプラスチックの処理料を対象として支援を行うことにいたしました。使用済みプラスチックの処理料の 3 分の 1 を助成する農業用使用済みプラスチック適正処理事業費補助制度というものを新設いたしまして、80 万円の予算措置をしております。これにより資源のリサイクル化が推進されるとともに、不適正処理の防止がより一層図られるものと考えております。

現在、日常使用しているごみ袋に、この農業用使用済みプラスチックの再生品を使用できないかという御意見でございますが、本市のごみ処理は、御案内のように1市3町で構成する西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンターで行っております。平成10年度のごみ処理有料化のときから、西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター証紙条例により定められました指定ごみ袋を使用することになっております。指定ごみ袋の規格等として必要な事項が、寒河江地区クリーンセンター指定ごみ袋の規格等に関する要綱に規定されております。その中で指定袋の種類別に材質、透明度、寸法の規格や印刷表示、印刷の色などの仕様内容が規定されております。

そんなことから、御質問の農業用使用済みプラスチックの再生品が、この指定ごみ袋の規格等に適合するものかどうか、例えば現行の分別収集の際に内容物を確認できる透明度の確保ができるか、袋の強度はどのかなど、収集運搬や処理工程の中で不都合はないか、また製造コストなど財政的な面からはどうなのかなど研究しなければならないことが数多くあると思われまます。今後これらのことについてクリーンセンター及び構成市町で検討、協議が進められると考えておるところでございます。

以上でございます。

佐藤 清議長 高橋勝文議員。

高橋勝文議員 今、市長の方から前向きだというように理解するような答弁をもらってうれしく思っております。たださまざまな課題も何点もあるということも十分承知しております。

この件につきましては、4年くらい前だったと思いますけれども、サーマルリサイクルということでさまざま市当局の、それから関係する生産者、さらに組織などで議論されまして、結果的には処理しようとする候補地の住民等からのさまざまな合意形成が得られず、サーマルリサイクルについてはとんざした経過もあって、平成 13 年度から埋め立てだけでは今からの循環型社会に排出者としてどうもうまくないということで、リサイクル化の方向へ向けて今現在取り組んでおる中であります。

先ほど市長が言ったように発生抑制ということが一番だと思いますけれども、当市の農業の中で日本一のさくらんぼの里ということで今、花・緑・せせらぎということで市民挙げて運動しておる中で、特にさくらんぼにつきましては、被覆期間が非常に短いということです。場合によっては 2 週間くらいしか被覆期間がないということも実態であります。今言ったのは雨よけ栽培でありますけれども、そういう中で 2 年間使いますと透明度が非常に低下するということで、できる限り 1 年使用更新と、このような私も農協におった時代に言ってきた経過があります。野菜なども何ぼつくっても年 2 作が限界であります。

そういうことから発生抑制も十分生産者みずから考えておるとは思いますけれども、利便性とか、それから経済面からいきますと、どうしても現行の塩化ビニール、もしくはポリエチレンフィルム等が主流になってまいります。

当市において、本年度先ほど市長は 110 トンぐらいというような回収の数字を申し上げていた中でありますけれども、8 月 23 日現在では 93 トンぐらいだったと。そして、もう一回 11 月ごろに回収するんだと、このようなことで 8 月 23 日、私は東部共選所の方に使用済みのポリエチレンフィルムを持っていきました。生産者が出ておまして、本年からリサイクルするんだということで、生産者の組織の役員も 8 名ほど出合って、行くときにコンテナの方に積み込んでおりました。

埋め立てよりはやはりリサイクルするんだということになってきますと、集める人達もその熱意が違うということで、非常によい方向に進んでいるなど、このように私も感じてまいりました。キロ当たり 35 円で回収するんだと、少し足りないところはなんとかなるだろうということで組織、協議会の方も前向きに取り組んでおるようなことで、ダービーというようなスケールで検量をおったようでありまして、どこに持っていくんだというような話の中では、先ほど市長が言ったように仙台、宮城県の黒川地区の方に持っていった、このような話をおったようでありました。

リサイクルにつきましては、さまざま今日までも全国各地で取り入れられまして、例えば境界杭、それから肥料袋、それからビニールホースなどに使われてきた中であります。再生になってまいりますと弾力性に欠けるとというのが今までの通例でありました。そういうことでなかなか再生利用もスムーズな流れになっておらなかったことも現実でありまして、さらに今現在いろいろな部分で輸入等が入ってまいりまして、再生品の価格もバージン等と比較すると、さほど安くもないという流れに今現在なっております。

私は今、行政も官も民もでありますけれども、紙は大半がリサイクル紙になっております。最初使ったときはこんなごそごそする紙はだめだとか、少し色が黒ずんでいるとか、さまざまな課題があった中でありますけれども、さまざま外国の木材を日本で潰すなどと、新聞等の話題も出まして、大半が今リサイクル紙になっておる中であります。

私はいろいろなリサイクルの用途、用途あると思いますけれども、ごみ袋あたりに私は近い将来使えるようなことになるのではなからうかなと、このように思っております。そのように見てまいりました。現在、確かに透明度等は欠けるとは思いますけれども、さまざまな開発されれば、1 市 3 町で使っておるごみの指定袋に大

体適合するようなものに私は開発されるであろうと、このように思っております。多少透明度はなくても使うような気持ちを1市4町の広域の理事長であります佐藤理事長から、佐藤市長から使うような方向をひとつ考えていただきたいと、このように思っております。

今日までは適正回収、適正処理するための支援等を行政含めましていろいろな組織でやってまいりました。本年度も80万円ほど予算化をしているということでもありますけれども、今後は排出者の責任もあります。今後は私はリサイクル化に向けた一つの指針というような、リサイクル化が可能になるための一つの取り組み、お金の支援ではなくてそういう取り組みの支援、これらを期待したいと、このように思っております。前向きのお答えと、このように私は理解しておりますので、以上で質問を終わります。

散 会 午後 2 時 4 3 分

佐藤 清議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成13年9月13日(木曜日)第3回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
小松仁一	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
松田英彰	健康福祉課長	兼子俊弥	会計課長補佐
浦山邦憲	水道事業所長	那須義行	病院事務長
保科弘治	教育長	芳賀友幸	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第3号

平成13年9月13日(木)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第3回定例会

午前9時30分開議

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再　　開　　午前9時30分

佐藤 清議長　　おはようございます。これより本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

佐藤 清議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成13年9月13日(木)

(第3回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
10	公営住宅について	住宅困窮者の生活実態調査実施について 公営住宅の建設促進について 低所得者向けに民間住宅を積極的に活用することについて(特に、老人・母子・生活保護家庭の緊急支援策として)	2番 松 田 孝	市 長
11	社会教育について	郷土館と旧児童センターの有効活用について 古里の歴史を語る資料の保存について		教育委員長
12	チェリークア・パーク事業について	民活部門の進捗と市長自身の不明について問う	18番 内 藤 明	市 長
13	教育行政について	来年度から中学校で使用される歴史・公民の教科書採択に関して再度教育委員会の見解を問う		教育委員長
14	林業政策について	松くい虫対策の現状と課題について	17番 川 越 孝 男	市 長
15	市長の政治姿勢について	チェリークア・パーク事業の進め方について		市 長
16	チェリークア・パークの今後について	撤退者が相次ぐ状況のなかで、これまでの方針を継続していくのか事業の見直し、計画の変更をすべきときだと考えるが 開発公社がかかえる契約解約用地の取り扱いについて	22番 遠 藤 聖 作	市 長

松田 孝議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 10 番、11 番について、松田 孝議員。

〔 2 番 松田 孝議員 登壇 〕

松田 孝議員 おはようございます。

私は日本共産党と市民を代表して通告番号順に従って、順次質問いたします。市長並びに教育委員長の、誠意ある答弁を期待するものであります。

最初に、通告番号 10 番、寒河江市の公営住宅政策について伺います。

住宅といえば原始時代には文字どおり雨露をしのぐ場所を指したものであったが、時代とともに徐々に変化し、現代の住宅概念は快適さを基本とするものになっていることは、だれも否定できない事実であります。日常生活を営むのに快適住宅とは地域環境面では住むに便利、住んで気持ちがよいなど、住宅面では住宅面積や設備などが一定水準を満たしたものと思いますが、衣食住の中で手が最も届きにくいのがいまだに住宅であります。

寒河江市の平成 7 年度の国勢調査によれば、住宅に住む一般世帯は 1 万 836 世帯で、住宅所有状況と世帯数は持ち家が 9,273 世帯で、公営公社の借家 289 世帯、民営の借家 1,033 世帯、その他の借家 241 世帯となっています。公営住宅や民間住宅の利用数は約 17% で、入居人員は 3,862 人となっています。

寒河江市の人口動向は、平成 7 年度から 12 年度までの 5 年間で 574 人増加にとどまっていますが、世帯数ではこの 5 年間で 858 世帯も増加しています。また、世帯人員も昭和 55 年度は 4.2 人が 12 年度では 3.7 人と伝統的な三世帯同居が減少し、核家族世帯がさらにふえ続けています。これらの特徴はバブル時代の共同住宅新築状況に比例し増加したものと考えられます。

民間人による借家誘導策が功を奏したのか、都会的な建物や洋風化した建物に若い方が単身で入居したり、親と別居生活を送るために殺到するなど、生活様式が大きく変わりましたが、ここ二、三年の不況による会社の倒産、リストラによる失業や賃金カットなどで収入が減少し、これまでの生活を維持するのが困難な方がふえてきています。

去る 8 月 15 日付の新聞報道によれば、総務省の東北管区行政評価局が、山形県に対し県営住宅に母子家庭を優先に入居させるべき通知をしたとのこと。そもそも山形県条例には母子家庭の優先入居制度がなく、入居を希望しても希望者による抽選が行われ入居決定しています。

一部の自治体には、母子家庭のための住宅や高齢者住宅などが数世帯分ありますが、すべてが入居済みで希望する方がいつ入居できるのか、全く予想できない状態にあるとのこと。そのために母子家庭や高齢者、障害者を含む住宅困窮者が、抽選に外れれば幾ら困っても入居できない、結局民間のアパートを借り、高い家賃を支払うことで生活が成り立たなくなっています。この実態を見かねた行政相談員が、行政評価局にこの問題の解決策をお願いしたとなっています。県はこの通知を見て他県の対応などを参考に、できるだけ早く前向きに検討し回答するとしています。このような問題は、応募者が増加すれば、どこの自治体でも現実に起こることが予想されます。このことを踏まえ質問いたします。

最初に、住宅困窮者の実態調査について伺います。

現在、寒河江市では市営住宅に入居するには選考委員会による住宅困窮度の審査が行われ、困窮度の高い方から入居を決定していると聞いています。しかし、この 5 月の高田団地 A の募集戸数 3 戸に対し応募者が 35 人と、11 倍を超えた応募があったときの選考は、これまでにない神経を注ぎ決定したと聞いています。募集住宅によって応募者が殺到したり、募集戸数のみだったり極端な事例になっています。入居申し込み者の実態調査を添えて申し込みますが、12 年度の住宅困窮の理由について、優先順位をどのようなものからつけてい

るのか、また応募が殺到する高田団地と応募が少ない西寒河江、高屋住宅などの応募者の違いを、市長はどのように分析しているのか、伺いたいと思います。

当局は公営住宅の応募者全員が入居資格を持っていることから、全員が住宅困窮者であることをまず認識すべきです。

そこで伺います。当局は住宅困窮者が年ごとにふえていることや、母子家庭の入居希望者が増加しておりますけれども、具体的な対策をどのように考えているのか、伺いたいと思います。

また、市営住宅の生活環境が住宅によってはかなり劣悪な状態の建物が存在していることは市長も御存じだと思いますが、家賃が安いので我慢をしてもらおうしかないということではないと思いますが、せめて入居者からアンケート調査を実施し、住宅事情や生活環境の問題点を出させ、それに基づき環境の整備や改善を図るべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、公営住宅の建設促進について伺います。

第4次寒河江市振興計画の基本計画では、「公営住宅の建てかえ」、「高齢者に配慮した公営住宅の整備」などの基本施策があります。しかし、基本計画がなされてから5年が経過しましたが、具体的な計画もなく新たな平成13年度から15年度までの実施計画にも盛り込まれていません。特に築38年を経過した西寒河江住宅と築34年の高屋住宅は、御存じのようにだれが見ても大変老朽化した住宅であります。

市営住宅の建設は平成5年に高田団地建設以降は建設されないことや、人口増加と世帯数の増加に伴う公営住宅の整備がおくれたために、特に低所得者用の住宅不足が一段と深刻化しています。最近の市営住宅に対する応募の増加を見れば明らかであり、すぐに需要に対処すべき課題と思います。第4次振興計画の基本計画に基づき、老朽化した住宅の建てかえや新規建設を早期に実施すべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、低所得者向けに民間住宅を積極的に活用することについて、特に老人、母子、生活保護家庭への緊急支援策について伺います。

ここ数年間の寒河江市内の中心に民間によるアパートが次々と建設され、一定の需要を満たしました。これらのアパートに入居するに礼金、敷金のほかに家賃、駐車場、管理費など月5万円から6万円もの負担となっています。この家賃では一般の勤労者でも負担が大変大きく、退去する方がふえつつあります。老人や母子家庭などは、これらの住宅には特に入居が不可能な状況となっています。それに引きかえ公営住宅は低所得者の階層にとって低家賃で入居でき、安定した生活を送るために大変な魅力であります。現在の公営住宅不足は住宅困窮者にとって大変深刻な問題となっています。

応募者が急激に増加している現在、入居選考委員会で審査を受けても入居できない方は諸条件などが僅差であり、余りにも不公平感が残ります。これらの不公平感を解消するために今後、どのような施策の検討を行っているのか、市長の見解を伺いたいと思います。

この不況時に、高い家賃の支払いで生活困難な方や家賃滞納などによりアパートを引き払い、親と同居や低家賃のアパートに移り住むなどの自衛策をとる世帯が多くなっています。そのために市内のアパートは急に空きが目立つようになってきました。逆に公営住宅の応募が殺到し、解決策が見出せない状況になっていることから、緊急策としてこうした空き住宅を民間から借り受けて、低所得者向けに独自に家賃補助を設け、賃貸住宅として貸し出しを検討すべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号11番、社会教育について。

郷土館と旧児童センターの有効活用について伺います。

現在、郷土館は郡制時代の政治、経済、産業、文化のテーマ館として、もと郡会議事堂は西村山地方から出土した土器などの考古資料館として開設以来、常設展示場として開設されました。しかし、郷土館の建物そのものが県指定文化財であり、保護と使用規則があります。昭和53年11月1日、旧西村山郡役所、昭和55年

12月郡会議事堂がそれぞれ県指定文化財となり、県から譲渡を受け、現在地に移築されたと聞いています。

当時から建物の活用について、また移築された場所についてさまざまな問題提起がなされたと聞いています。施設に新たな手を加えることも制限され、また7割を占める常設展示のために斬新な企画もできず、担当課では悩んでいるのではないかと思います。新たな企画の特別展は年に一、二回しかなく、結果的に毎年郷土館の機能の充実を掲げ、1年が経過しています。

公共の博物館や資料館を初め類似施設、ホールなどは箱があっても中身がないと言われ続けてきました。その中身とは、施設などがみずから主催して行う自主事業をどこまでやるかにかかっていると思います。施設の管理者としての責務は企画展などの自主事業を数多く実施し、広く大勢の人々に訴え、自由に接する場所を提供することです。そのことによって市民の文化水準が自然と高まるのではないのでしょうか。また、こうした事業を実施することによって、文化遺産とも言うべき貴重な文化財や資料を保存し、保護する意識を高める役目もあります。このことが市民に一般化すれば、寒河江市民の持つ文化遺産が後世に誇れるものになっていくのではないのでしょうか。

現在、寒河江市には博物館もなく、資料の保存する施設もありません。この役目を果たしているのが現在、郷土館と思われます。郷土館利用者からは、博物館並みに企画などを加え活用してほしいという声が多くあります。現在、郷土館は自主事業を実施するには建物の大小ばかりではありませんが、どうしても展示の広さと設備、また保存のための倉庫などの諸条件が不足しています。

そこで伺います。これらの諸条件不足を補うために、同じ敷地内といってもいい場所に旧児童センターがあります。最近のセンターの活用状況は、一部郷土館の資料及び出版物の保管、特別展の講演会、また情緒障害児の育成事業などで年間10日程度の使用と聞いております。施設の用途変更に対する問題もいろいろとあると思いますが、ぜひ郷土館と旧児童センターの一体化を図り、寒河江市の歴史、文化の発信施設として整備をすべきと考えますが、教育委員長の見解を伺いたいと思います。

次に、ふるさとの歴史を語る資料の保存について伺います。

私たちの記憶では、昭和45年代からどの家庭でも職場においても徐々にモノがあふれ出し、捨てるでも捨てるでもモノがふえ続け、結局日本人はモノを持つことで、捨てることでごみをふやす原因をつくってしまいました。このようなことを繰り返した結果、モノを処分することで失う痛み、感覚が麻痺し、簡単にモノを処分する行動のみが私たちに残ったような気がします。

このような社会の背景の中でも歴史は刻まれ、21世紀を迎えました。私たちの過ごした20世紀を振り返るときに、記憶は残るものの果たして子孫に記録や形のあるものを残そうとしたときに、だれがどこに何を保存すべきなのかと考えたときに、だれもが身近なところの博物館や民俗資料館の存在を持つと思います。不幸と言うべきか我が寒河江市にはどちらの施設もありません。そのために数十年前まで日常的に使っていた生活用具類や学校教材などが、私たちの周りから姿を消しています。この文化遺産とも言えるこれらのものを行政が先頭になって保存事業を実施すべきと考えますが、教育委員長の見解を伺いたいと思います。

また、実施に当たってはきちんと予算と専門の学芸員などを配置し、保存や管理はもとより将来は特別展示の企画などを十分に活用できるように資料、用具、教材などの収集を行うべきと考えますが、教育委員長の見解を伺います。

以上で、第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

公営住宅は、住宅に困窮している方で低所得の世帯を対象に、低廉な家賃で賃貸する公的施設であります。御案内のとおり本市では、現在、高田、ひがし団地など 5 カ所、総戸数 198 戸の住宅を設置しており、空き住宅が出た場合、迅速に内装工事や修繕などを行い、入居者募集に努めているところであり、昨年度の年間入居率については約 96%と、広く市民の方々に御利用をいただいているところでございます。

昨年度の募集戸数に対する応募者数は平均で 5.5 倍になっており、特に高田団地とひがし団地の倍率が高くなっている状況でございます。

応募者の実態を分析いたしますと、3 人以上の二世世代家族が約 6 割を占め、その半分以上が民間賃貸住宅の家賃が高い、また狭いことや家族と同居できないことなどの事由により申し込みされております。そのほか、離婚等による母子家庭の方が 2 割、結婚間もない若夫婦世帯が 1 割、そのほか老人の単身と老夫婦世帯が 1 割を占めているところであります。

民間の家賃が高いという事由から市営住宅に応募する方が多い状況であります。民間の月額家賃状況を調査しましたところ、築 10 年の貸し家が約 4 万 5,000 円、築 20 年が約 3 万 4,000 円、築 30 年が約 2 万 8,000 円になっているようでございます。

一方、市営住宅の入居者の家賃月額は所得に応じて高田団地が 1 万 7,200 円から 3 万 6,800 円、ひがし団地が 1 万 5,900 円から 2 万 7,200 円になっており、公営住宅と民間貸し家の家賃水準を比較しますと、高田団地及びひがし団地の上限家賃で民間家賃の築 20 年から 30 年の貸し家には入居できる家賃になっているようでございます。

西寒河江、高屋、西浦住宅に入居されている方々に対し、住宅についての改善や希望等の生活実態調査を実施してはどうかということでございますけれども、市営住宅の管理については、それぞれ施設全般的に目配りをしていただく方として管理人を入居者の中から選定していただいております。その方と密接に連絡をとりながら、建物等でぐあいの悪いとか除雪、その他問題点などについて御連絡をいただいたり、実態把握に努め、随時住宅全般の営繕に当たっているところであります。

今後とも公営住宅の設置者として生活面での御意見、御希望などの入居者のニーズについて管理人からの聞き取りを行うとともに、個々の入居者からも年 1 回の収入申告書を提出する機会をとらえ、実態把握に努めてまいりたいと思っております。

それから、市営住宅入居者選考委員会の入居者の選考のご質問もございましたが、住宅に困窮する度合いの高い応募者から順次入居者を決定することとしておりますが、僅差で決定されなかった応募者に対し、入居決定者が入居しない場合や、入居して 6 カ月以内に立ち退いたときを考慮し、入居補欠者としても決定しており、できる限り入居機会を広げる救済策をとっているところでございます。

今後とも既存の市営住宅の範囲の中で有効に効率的に運営を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

それから、公営住宅の建設促進といいますが、それについてのお尋ねがございました。

築後長いものでは西寒河江住宅の 38 年、高屋住宅が 34 年、西浦住宅が 29 年になっており、長年の歳月の中で屋根や雨どい、そして水回りなどの修繕にその都度対処しながら入居者への配慮に努めているところでございます。

高田団地及びひがし団地には比較的若年層の世帯が入居されておりますが、西寒河江住宅などには高齢者世帯が多く、また低所得の方が安い家賃で入居していただいております。このような住宅もまだまだ必要な状況であ

ると考えておるところでございます。

ただ生活環境上の改善として、家庭排水を下水道に接続することなども必要と考えておりますが、建て替えとしては将来考えなければなりません、当面建てかえは先送りしなければならないと考えておるところでございます。

次に、民間住宅の活用についての御質問がありますが、市内の貸家組合より民間貸し家の現状を調査しましたところ、現在組合が管理受託している戸数が約 800 戸ありまして、空き戸数は約 20 戸程度のものでございます。思ったより入居率が高いようでございます。

また、民間の貸し家を借りて、市が家賃差額を補助するというふうなことの御質問もございましたけれども、市営住宅並みの家賃で貸すことも考えてはどうかということではありますが、市が独自施策として家賃差額を補助することとなりますと、福祉施策として生活保護家庭に対する生活扶助等も行われており、このような他の施策との整合性を図る必要もあり難しいものと考えております。

私の方からは以上でございます。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 社会教育についてお答えいたします。

初めに、郷土館と旧児童センターとの一体的な有効活用についての御質問にお答えいたします。

寒河江市郷土館は、昭和 53 年に県有形文化財として指定を受けた旧西村山郡役所と、昭和 55 年に県の指定を受けた旧西村山郡会議事堂の二つの施設からなっております。市では昭和 58 年に長岡山の現在地に移築復元し、管理使用等については「寒河江市郷土館西村山郡役所の管理及び使用等に関する規則」で定めるところです。

この二つの建物は明治初期に建築され、当時の粋を凝らした美しい建築物であるとともに、西村山一円の郡政を取り仕切っていた歴史的価値のある施設として、大切に保存することが重要なことと考えています。また同時に、地域の民俗、郷土資料の保存、展示場所として有効に活用するために寒河江市郷土館として設置した施設です。

郷土館は、毎年 4 月 11 日から 11 月 14 日までの 8 カ月間開館し、多くの来館者に貴重な文化財としての建築物と常設の展示資料を見ていただいて喜ばれているところです。また、地域の郷土資料館としての性格を持つことから、旧西村山郡役所については歴代西村山郡長など、明治時代以降の郡制時代の歴史と文化、生活や農業等を理解するための資料を収集し展示しております。

また、旧西村山郡会議事堂には、1 階には寒河江市を中心とした西村山地区の遺跡から出土した考古資料を展示しており、2 階には市制施行 40 周年記念事業で収集した「寒河江の歩み写真展」を常設展示しております。

昭和 59 年の開館以来、年間 1,500 人から 2,000 人の入館者があり、昨年まで約 3 万人を超える入館者を数えております。また、近年には市内はもとより近在の歴史愛好家の方々の来館もふえており、さらに小・中学校の地域学習の教材として積極的に授業に活用されてきております。

郷土館の自主事業としての企画展につきましては、郷土館運営協議会の提言を踏まえ、一昨年より特別展という形で実施しているところです。一昨年は、寒河江市史中巻・近世編発行を記念した「目で見る江戸時代の寒河江」を開催し、執筆者による特別講演を実施したところです。昨年度には、特別展のための実行委員会を組織し、「ふるさとの学校が生まれたころ」というテーマで、明治から終戦までの期間を対象に、市内小・中学校の卒業生と校舎の写真展を開催し、今年度は昨年度に引き続き、戦後から昭和 63 年度までを対象に「ふるさとの学び舎と卒業生写真展」を開催しております。期間中、多くの来館者があり、好評を博したことから企画展示の取り組みの大切さを感じているところです。

本市の郷土館は、郷土資料を教育的配慮をもとに展示し、市民の郷土学習に資する目的を担っておりますので、明治以降の寒河江の歴史や風土を学習する歴史民俗資料館としての機能を果たしているものと考えているところです。

御質問の郷土館と旧児童センターとの一体化を図った活用についてであります。御案内のように寒河江市旧児童センターは昭和 54 年に設置され、児童センターとしての目的を果たしてまいりましたが、平成 8 年度に市総合福祉保健センターの設置に伴い、同施設内に移転したものです。旧児童センターの利用については、基本的には子供の活動を中心とした利用を図っているところでありますが、郷土館と隣接していることもあり、施設の一部に民具、農具、市史通史の書籍などの歴史資料を保管しているところです。今後有効活用について検討していくことも必要かと考えております。

次に、古里の歴史を語る資料の保存についての御質問にお答えいたします。

歴史を語る資料にはいろいろなものが考えられると思います。中でもここ数十年の資料は、高度経済成長以

前の日常生活用具、民具、農機具など広範囲にわたるものと思います。これらを郷土資料として収集保管し、分類、研究して教育資料として展示に供するには、県立博物館相当の大がかりな専門の調査、研究機関が必要となってくるものと思います。

現在、寒河江市でも文化財として評価されるもの、貴重な歴史遺産になるものなどについては広く情報を収集し、また調査の依頼を受けたときには、市史編さん専門員が現地調査をし、資料のリストを作成しています。そして、数ある中から特に文化財的、歴史的価値の判断を行い、資料を精選し保存、展示するようにしております。特に古文書や古書などの歴史資料は精力的に調査し、必要とあれば借用して解読保存に努めております。

歴史資料の保存には、社会教育課が主体的に取り組んでおりますが、市史編さん委員や文化財保護委員会などよく連携をとって、資料保存を検討していくべきものと考えております。

また、専門の学芸員などの配置についての御提言ですが、学芸員は学芸員の資格を持っている者が博物館に採用になることで学芸員となるものであります。郷土館の事業にも、学芸員の資格を持っている者を配置すべきではないかとのことではありますが、現在、寒河江市では、社会教育課歴史文化係に配属している職員が学芸員の資格を持っており、その専門的知識を生かして郷土館の資料収集や特別展などの事業を進めているところです。

今後とも地域の貴重な歴史的、文化的遺産については大切に保存するとともに、歴史的な資料についても、後世に残す遺産として必要な選択をして記録保存すべきものと考えているところであります。

以上です。

佐藤 清議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 どうも御答弁ありがとうございました。

先に住宅困窮者の実態調査について多少伺いたいと思います。

住宅困窮理由についていろいろあったんですけれども、現実はこの対策が、具体的な対策がなっていないような私は感じを受けます。

それと、入居者からいろいろアンケートをとって実施すべきだということで私も提言したんですけれども、その地域の管理者として一応入居者から選考しているということなんですけれども、なかなか入居している立場を考えると、やはり生活の実態というのは困ったことを提言できないというか、そういう感覚を私は持っていると思うんです。お世話になっているんだからという、若い人はそうでないと思うんですけれども、老人の方は特にそういうことを意識している方が多くあります。ですから、やはり文書による提出方法なども検討する課題ではないかという感じがします。

実際、今、こういう西浦とか高屋あたりの状況を見ますと、非常に高齢者が多く入居しております。ですけれども、実際部屋の間取りからいくと非常に狭い、この時代に建てられた建物は非常に狭苦しい建物になっております。ですから、この中でいざ介護を行うような状況にあるときに、非常に手狭で、ベッドとかそういうものを置いても介護ができない状態にあると私は思っております。ですから、部屋の改造なども本当は計画すべきだと私は思いますけれども、実態としてはなかなか難しい状況にあるのではないかと思います。でも、中の一部改造、手すりとか、そういうものもある程度住民のアンケート調査、具体的に調査してやはり高齢者が入居しているようなところにはもう少し気配りをお願いしたいと思います。

あと、公営住宅の建設についてですけれども、今のところ先送りしていくような市長の話でしたけれども、現実的に今、公営住宅に応募が殺到しているような状況は、市長自身もわかっていると思いますけれども、これは寒河江市の問題ばかりでなくて県営あたりもかなり不足しているんです。先日、塩水あたりの県営住宅ですと 1 戸応募したのに対して 22 倍もの応募者があったということで、非常に県あたりでも対応に困っているような状況があります。これは寒河江市ばかりでなくてやはりどこの自治体でもこういう現象が起こっているのです。核家族化が進んでいる時代にこういう住宅政策もやはり必要ではないかと思っております。ですから、頑張ってこれは実施計画に載っていないんですけれども、振興計画にきちんと載っておりますので、建て替えの問題、ですからこれをもう少し前向きに検討していただきたいと思っております。

どうしても給料の少ない人は、家賃が収入の 15% ぐらいで生活するのが一番妥当ではないかと私は考えております。そして、低所得者に関しては、逆に所得の 10% から 5% ぐらいに抑えてもらえば、生活がある程度安定するかなと私は思っておりますので、その辺市長あたりはどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

実際に先ほどの説明の中で高田団地あたりは築 20 年、30 年ぐらい経過した家賃の単価だということによっておりますけれども、でも実際に本当の低所得者はこれでもやはり非常に負担が大きいという感じがしますので、具体的には西寒河江住宅とか、高田団地の対策、もう少しきちんと改善、建て替えをしてもらうように私は提言したいと思います。

あそこに住んでいればやはり何か今の時代、こんなことは失礼なんですけれども、余りにも冷遇扱いされているような感じを受けます。確かに安い住宅は必要ですけれども、やはりもう少しきちんとした住宅を提供すべきではないかと私は思います。新しい住宅を建てれば当然単価が高くなるという市長の考えですけれども、ある程度市長あたりの裁量で、この辺の単価的なものも調整できるのではないかと私は思っております。ぜひそのためにも低所得者向けに住宅建設を、整備をしていただきたいと思いますので、その辺もう一回市長からの答弁をお願いしたいと思います。

公営住宅不足で非常に低所得者が困っている状況がありますけれども、それに見合った対策が市では実施し

ていない状況にあるので、私はあえて民間の住宅が今空き状態になっているので、先ほど市長から言われましたけれども、800戸住宅がありますけれども、その20戸だけが空き住宅だということを言っていましたけれども、これは20%ぐらいの間違いではないかなという感じがします。今、非常に空き住宅が目立っております。これは寒河江市ばかりではないんです。全体的にこういう民間のアパートががら空きになっているような状況があります。

ですから、こういうものを新しく建設するのも必要なんですけれども、緊急策としてやはり今低所得者が困っている状況を補うために、独自に寒河江市で賃貸住宅を借りて家賃補助をしたり、あるいは家主に固定資産税の減免などをして、ある程度単価を引き下げてもらうような方向性はできないものかと私は考えております。この辺について市長はどのように考えているのか、もう一回伺いたいと思います。

あと、教育委員会の方に伺いたいと思います。

私はこの郷土館と旧児童センターの活用については前から思っていたんですけれども、今、児童センターを見ると非常に周りも草だらけで、新たに使うとなると使いづらいような状況になっております。ですから、あの場所に非常に近い場所にあるんですから、これを活用してもらって、広く市民の中に活用してもらうのが一番いいのではないかと考えているんです。どうしても郷土館というと冬ほとんど使えないような状況になっております。年間で約5カ月間、もう使えないような状況で、非常に資料館としての活用される期間が短いのではないかと私は思っているんです。これは除雪でもしてきちんと、道路でも改修しながら、もう少し年間通して活用できるような方法も私は検討していかなければならないかなと思っているんですけれども、開設以来こういうやはり冬期間休館しているような状況があると思うんですけれども、これを改善する方向もやはり必要ではないかと私は思います。

それで、郷土館の資料の展示を見ても非常に何か殺伐としているんで、もう少しいい企画がないかと私は考えているんですけれども、実際、あの中を使用するといろいろな設備したりする必要があると思うんです。それで、あの場所に展示すると相当展示物が傷むような感じがします。直接直射日光が当たったり、あと2階に上がれば非常に高温で、今写真展なんかも行われておりますけれども、非常に物が傷んでいるような状況を私は感じます。本来、やはりこういう貴重な資料を保存する立場から考えればもう少し物をきちんと管理し、保管する施設をやはりきちんと考えるべきだと私は思います。物をただあそこに置いて、高齢者事業団ではないんでしょうけれども、そういう人を配置してただ留守番がわりに置いているような状況では、私は資料館としての役目が果たせないのではないかと感じております。

この辺も含めてやはりこういう施設を改良、改善できないなら身近にある旧児童センターの活用をしていないのを、もう少し有効活用すべきだと私は思います。ただこれは教育委員会の問題ばかりではないと思うんです。これは全庁的な考えでやはりこの計画を進めていかないと無理なのではないかと私は思います。ですから、もう少しこの使用については前向きに検討していただきたいと思います。

それと、資料の収集について、いろいろ資料は収集しているようなんですけれども、まだまだ貴重な資料が各民家などに残っている状況があります。ですから、物があって、やはり無いよりあった方がいいので、できるだけ数をそろえていろいろな特別企画展をできるような方向性をきちんとしてもらいたいと思います。

まず、場所も必要なんですけれども、市立図書館の展示状況など見てもみると、あの狭い中で年間十五、六回、いろいろな企画展をやっています。ですから、あのように狭い場所にも簡単にできるはずなので、もう少しこういう資料を収集して活用するような方向性を当局にお願いしたいと思います。

その辺についてももう少し、展示についても心配りができるかどうか、その辺の答弁をお願いして第2問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 住宅政策というのは大変難しい問題だろうと思っております、民間の方と公営というのをどのようにかみ合わせていくかというようなことも一つあるかと思えますし、それからアパート、あるいは一戸建てというふうなことをどう考えるかというふうなこともあろうかと思えます。

さらにまた、利用者のニーズというのは非常に多様化してある現状にあらうと思っております、安い方がいい、低廉なものもいい、それから環境がいいというようなこと、それはそのアパートなり一戸建てのおかれているところの場所、環境というものはその建物そのもの自体もさることながら、置かれている地域的な場所的な要素というものも非常に出てくるかと思えますし、非常に入居者のニーズというのが複雑化している状況にありまして、それに対応するというのは非常に難しい問題だなと一般的に考えるわけでございまして、古くなれば新しいものに移りたいというように、あるいは敬遠されていくということになるわけでございまして、非常に住宅政策というのは大変だなと思っております。

それにしましてもやはり公営住宅でございますから、それなりに現在の高齢者の方々に利用しやすいような手を加えなくてはならないとは思っております。

そういうことで、これまでも修繕、手を加えましてバリアフリー等々に気配り等々はやってきておりますし、これからも考えていかななくてはならないと思っております。

それから、応募者でございますけれども、いろいろ選択なされておるようでございまして、公営住宅がいいかあるいは民間の住宅がいいかと、いろいろ声を聞きますと、入居者の応募に対しての声などを担当の方から聞きますと、今回は抽選に漏れたから次に回しますかと言いますと、いや結構です、別のところ探しますと、こういうふうに割とドライに考えている入居希望者もいらっしゃるということでございまして、非常に幅が広いといえますか、選択をいろいろ考えておるというようなことが聞かれるようでございまして、それらのもので対応するというふうなことは住宅問題としては大変苦慮するところだろうと、このように思っておるわけでございます。

いろいろそういう声というものも十分察知しながら、住宅政策をとっていかなくてはならないと思っておりますし、やはり今申し上げましたように民間との関係というものも、探ってまいらなくてはならないと思っております。

それから、御提言がございました民間の家主に市が補助して低廉な家賃で借りられるというような御意見でございますが、これはちょっと難しいのではないかなと、こう思っております、御意見として承っております。

それから、先ほどの第 1 問で 20 戸というのは云々ということでございましてけれども、これは間違っていないと思っております、もしも担当の方から補助的な答弁があればそちらに移したいと思えますけれども、第 1 問で答弁したとおりだと考えておるところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 社会教育課長。

斎藤健一社会教育課長 先ほどの郷土館の管理運営についての御質問にお答えいたします。

郷土館につきましては、現在、長岡山にあるわけでした冬期間、除雪とか雪の管理面から郷土館の開館については 11 月 15 日から 4 月 10 日を休館日にして使用、開館している状況でございます。

また、郷土館の現在の常設展の資料ですけれども、これは開館当時に設置したものの約 500 件以上のものがあります。そのあとも随時展示すべき資料については、少しずつ模様替えをしながら展示しているところですが、全面的な展示替えとなりますと、かなりの大掛りな改造と費用がかかります。そのようなことで、今現在は少しずつ展示を加えているような状態でございます。

あと、郷土館そのものの改増築についてでございますけれども、あくまで郷土館は県指定の重要な文化財ということで、まず第一義的には保存を重点的に考えております。あわせて展示場として郷土資料館の性格を持つようにいろいろな資料を収集しながら展示していると、そういうふうなことでございます。

ただ先ほど答弁いたしましたように、今後について建設の経緯による制約やありますけれども、ほかに郷土館にかかわるいろいろな活用として、旧児童センターの活用についても今後検討すべきものであるというふうな考えを持っているところでございます。

あと、二つ目の資料の収集についてでございますけれども、今現在も資料の収集につきましてはいろいろな情報を集めながら、それから調査の依頼など受けたときにはすぐ市の方で社会教育課なり市史編さん室の方で調査に赴いて対応するようにしております。

ただ、それを保存、展示となりますと、すべてのものを保存できませんし、いろいろ選ばせていただいて貴重なものを判断しながら保存し、また展示するというふうに考えております。

先ほど御質問にありました学校教材等につきましては、特に山形県立博物館、その附属施設に教育資料館というのがございます。これは国の重文であります旧山形師範学校の本館なんですけれども、その中には先ほどありました教育教材、それから教科書等々、教育の歩みに関連するいろいろな資料を収集して展示していると、そういう機能を県立博物館では持っているようでございます。

これからもいろいろな貴重な古文書やら大事なものについては心がけてとにかく調査し、市で保存できるものは保存すると、そういうふうな方向で努めてまいりたいと考えております。

以上です。

佐藤 清議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 最後ですけれども、大変住宅政策は難しいというような状況がありますけれども、ある程度市民のニーズにこたえるべき対応を、まず具体的に検討していただきまして、今後やはり住みよい寒河江市にしていくためにも、その辺を建物を建てるにも無理があるなら、やはり住宅の家賃補助などももう少し検討していただきたいと思います。

また、今、まちの商店街の活性化などにも空き店舗などの活用も実際行っております。それで、そういうものも家賃補助したりあるいは税金を免除したり、そういう形にやっておりますので、そういうのもやはり少し検討していただくようお願いして終わります。

内藤 明議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 12 番、13 番について、18 番内藤 明議員。

〔18 番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 私は、質問通告に従って、市長並びに関係当局に順次質問を行います。

質問に先立って誠意ある答弁をお願いしておきたいと思います。

初めに、通告番号 12、チェリークア・パーク事業について市長にお尋ねいたします。

「民活エリアにおいて新しい着工の槌音が聞かれるようになり、景気が回復するにつれ他の民間施設も着々と着工されるものと期待しております。」これは今年 3 月定例会の市長、あなたの施政方針の一節であります。その後、民活エリアの用地はあなたの期待を裏切り、緑化フェアの直前になった今日でも他の施設は着工の心配すらありません。そればかりか、中核施設を担っていただけるとして、あなたが期待してやまなかった中国パール株式会社、以下中国パールに略しますが、これは事実上経営破綻し、クア・パーク事業は深刻な事態に立ち至っております。

そして今、宿泊施設が建設されるはずのある予定地には、真っ白なソバの花が減反の転作地と見間違ふほど見事に、今を盛りと咲いております。その白々しい花の色は中国パールが破綻した後、あなたが全員協議会の席で言われた、同社の事業計画やその模型を見せられて、一生懸命取り組んでいたことを知り、感激したというような味気ない言動をまるで象徴しているかのようであります。

さて、民活エリアの中核施設を担うとした中国パールについては、当初から同社がリゾート事業という未知の分野に進出するというだけでなく、土地代の 20 年賦ということ一つをとってみても、本当にやれるのかという疑問視する声が、市民の間で大きかったことはこれまで何度も申し上げてきたとおりであります。そのことについては当局は全く耳を傾けず、同社の経営状況や事業計画などの具体的根拠も示すことなく、土地の売買契約をしたということは中核施設を担っていただけると確信しているとして、市民の心配をよそに強行に押し進めてきたのであります。しかし、まことに残念なことではあります、結果的にその心配が現実のものになってしまいました。

当局は中国パールに売買したその土地を買い戻すことによって、本市への実害がないと主張しておりますが、以前参加を断念し、違約金を支払った業者と比較をすれば著しく公平さを欠いております。その上、市民の心理的動揺や現在着工している業者も含めて、他の事業者に与える影響は大きく、その損失ははかり知れなく莫大なるものであると考えます。

しかるに、市長はこうした民活エリアからの撤退や断念者が出るたび、経済不況や個々の業者のせいにし、市長自身の見通しの甘さや誤りについては一言も言及せず、反省の言葉すら聞かれません。私は、あなたが長としての認識に欠けているのではないかと思えてなりません。この際、責任者としてご自身の不明について市民に釈明し、責任の所在を明らかにすべきであると考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

また、今申し上げましたように、私は中国パールが破綻し、事業を断念したことは本市は多大な損失を受けたものと理解をいたしておりますが、当局は 8 月 10 日の臨時会において、中国パール名義の土地を買い戻すことによって、実害がないという認識を示しました。

そこで、お尋ねしますが、市長はその認識は今もお変わらないのか、改めてお伺いしたいと思います。

これまで民活エリアについて市長は、各事業者が統一の意思のもと、遅くとも平成 14 年の全国都市緑化フェアの開催までには立ち上げたいと公言し、民活部門は開催にあわせてオープンさせたいとしてきました。スパリゾートの中核施設を担う中国パールの破綻によって民活エリアに参加を表明し、これから着工しようとする業者は、そのことによって一定の後退を余儀なくされたというのが大方の見方であり、つまり中核施設の動

向をもう少し見きわめたいというのがどうやら本音のようであります。

ここで、市長にお尋ねしますが、民活エリアのオープンを緑化フェアの開催に間に合わせられる見通しと、またその方針に変わりはないのか、お答えいただきたいと思います。

続いて、通告番号 13、教育行政について教育委員長にお尋ねいたします。

来年度から小・中学校で使用される教科書の採択が去る 8 月 15 日に終了し、新しい歴史教科書をつくる会の主導で編集され、侵略戦争を肯定するなど歴史を歪曲した中学歴史、公民教科書は全国の国、市町村立中学校で不採択になり、同教科書の採用は数校の私立中学校と東京都立、愛媛県立の養護学校にとどまったことや、つくる会が当初目標にした 10%を大きく下回り、全体の 0.4%という結果に終わったことなどが新聞で報じられております。

私はこのことについて、全国の教科書を採択する関係者が、偏狭なナショナリズムをあおることの危険性を憂慮する、国内外からの批判を踏まえた良識ある判断を示したものと評価するものであります。しかし一方で、8社の歴史教科書の中で、慰安婦の記述を残した教科書が1社にとどまり、自主規制の名のもとに「侵略」を「進出」に変更するなどの動きが顕著となり、教科書全体で正しい歴史の記述が後退している事実があります。このことについて、これは教科書会社の自発的なものではなく、政府、文部省による強い政治的圧力によって強制された結果であると多くのマスメディアは断言しております。

協調性のある国際性豊かな人間形成を図るには、アジア諸国との共通の歴史認識を確立する必要があります。そのためは、言論、出版の自由が保障されていますが、検定というシステムをとっている以上、韓国や北朝鮮、中国、アジアの国々に関する歴史記述は、国際的公約である日本がかつて約束した近隣国家への配慮事項を規範としてなされなければなりません。

さきの定例会でも申し上げましたが、つくる会の歴史教科書の基本になっているのは、皇国史観であります。歴史を学ぶのは過去の事実を知ることでは必ずしもないと言い切って、虚構を語ることに躊躇しないこの教科書は、万世一系である天皇制の伝統的正当性を強調しながら、国家に殉じた人々を偉人として褒めたたえております。相互依存的な国際秩序が模索されている 21 世紀になっても、日本固有の国家原理に誇りを持たせようというわけで、唯我独尊的な日本原理主義とも言うべきつくる会の教科書は、自己陶醉する世界に理解されない哀しい孤立した日本人をつくり上げてしまいます。

ここで改めて教育委員長にお尋ねしますが、新しい歴史をつくる会の主導で編集された中学校歴史教科書、扶桑社刊について、どのような見解を持たれているのか。さきに答弁を控えられた経過がありますが、既に選定、採択と作業が終了しておりますので、お答え願いたいと思います。

次に、つくる会が、過去の間違った歴史について謙虚に反省する既存の教科書を自虐史観、あるいは反日史観と呼び批判していることについて、歴史教育の見地からお尋ねいたします。

彼らは慰安婦などの記述について、子供たちから日本に対する誇りを奪い、日本を嫌いにするものであると主張しております。つくる会がこの教科書をつくった目的は、子供たちが学校で歴史を学ぶことによって、自国に誇りを持てるようにしたいということでありますが、私はその目的は当然のことで、それ自体を否定するものではありません。どのような国でもその国の歴史を学ぶことによって、自国の歴史や文化に誇りを持つことは大切なことだと思います。しかし、歴史は空想ではありませんから、事実が第一に尊重されなければなりません。その上で良いことも悪いことも直視し、悪いことについてはみずから認め反省し、繰り返さないことであります。つまり、それは自己を批判する能力があるということですし、自分の失敗を認める勇気があるということですから、それはそれで立派な誇りの根拠になり得るものと確信をいたします。

そのことについて作家の大江健三郎氏は、世界 6 月号の中で、「過去の歴史において犯した過ちを認め、未来においてそういうことをやらない日本人へと、現在において自己を鍛えることが自信と誇りを勝ち取るために、何より自然なやり方ではないかと私は思います。そうではないでしょうか」このように述べています。

具体的な事例では、ドイツが戦後、過去の歴史を深く反省し、近隣から称賛され、ヨーロッパ諸国から尊敬されるに至る経過があります。醜い過去を掘り下げ、反省することは勇気のいることであって、決して自国への誇りを捨てるものではなく、彼らが言う自虐史観なるものは遁辞に過ぎません。既存の歴史教科書は自虐史観によって書かれたとするつくる会などの批判について、教育委員会はどのような所見をお持ちか伺いたいと思います。

次に、今回採択された教科書についてお尋ねいたします。

さきの答弁で教科書採択の基準について縷々述べられました。それによりますと公教育における教育水準の維持向上、適正な教育内容、教育の中立性の確保などを挙げられ、具体的には学習指導要領に示された教科の目標達成に必要な内容が適正に盛り込まれているか、あるいは内容の程度が各学年、生徒の心身の発達段階に合っているかどうか、さらには内容の組織配列が勉強しやすい、教えやすく学びやすいようになっているか、といったことを勘案して採択する旨を述べられました。

そこでお尋ねいたしますが、そのことに照らして今回、歴史、公民、それぞれこの教科書を採択されたのか伺いたいと思います。

さらに、多様な選択基準の中の一つに教育の中立性確保ということも挙げられましたが、先述したような教科書出版をめぐる政治的圧力などの背景を見れば、大変難しい課題のように思われますが、歴史教科書の場合、どのようなところにその視点を向けられたのか、あわせて伺いたいと思います。

さらに、つくる会の危険な教科書が検定合格したことに対し、日本政府は国内外から大きな批判を浴びました。制度上政府に責任があることは当然のことではありますが、今回の全国的な採択結果は、政府が失った国際的な信頼を日本の国民の良識がかろうじてつなぎとめたものと言えると思います。

ところで、今回の教科書採択に当たって、つくる会は全国の地方議会や教育委員会に、法に触れるような行為や圧力や働きかけなどを行い、その結果、請願が採択されるなどして、現場教師の意向を選定過程から排除するような採択制度の改悪がなされた自治体があると報じられておりました。1966年にILOとユネスコが採択した教師の地位に関する勧告からすれば、教師の意向を反映しない採択制度は明らかに不当であります。

こうした措置について、教育委員会はどのようにお考えになるか、見解を求めて、重ねて誠意ある答弁をお願いし、第一問を終わります。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時05分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

チェリークア・パークにつきましては、高瀬山に温泉が湧出した昭和 55 年からの市民の悲願でありまして、寒河江サービスエリアと最上川ふるさと総合公園の立地により、寒河江ハイウェイオアシスとして国、道路公団、山形県と市及び民活エリア参画者が一体となり、実現に向けて進めているところでございます。

御案内のように民活エリアにつきましては、クア・パーク構想に賛同された民間の方々に対し、市が土地を造成、分譲し、参画された方のおのおのがそれぞれの計画に基づき宿泊、物販、あるいはスパ施設の建設を進められているものであります。

市としましては、民活エリア参画者と一体となり、民活エリアの開発について総合的に検討し、開発事業の円滑化を図るため、寒河江チェリークア・パーク民活エリア開発推進連絡会を平成 6 年 9 月に設立し、事業参画者との連絡調整を図りながら進めてきたものでございます。

中国パール販売株式会社についてもほかの参画者と同様に、できるだけ多くの機会をとらえて連絡調整や情報収集に努めてまいったところであります。民事再生手続が開始された後の 7 月 5 日に直接お会いした折に、来年までにクア・パークで温泉を活用したところの施設を営業するべく準備を進めておりましたとのことでありました。クア・パークに進出を決定し、土地を取得してからは、施設をさまざまなケースで想定し、シミュレーションを行い、最終案となる基本設計もでき上がったとのことで、模型を見せながら緑化フェアに間に合うように着手する予定であったとのことでありました。

本業であるところの工場も増産に次ぐ増産をなされており、順調に操業なされていると聞いておりましたところ、中国パール販売が民事再生手続を開始されたことにつきましては、突然な事態でありまして、驚きとともに大変残念なことと思っております。

中国パール販売が民事再生に至った原因につきましては、岡山県にある中国パール化成からの製品供給を受け製品の販売をしておりましたが、それが本年 3 月から受けられなくなり、それに対応するために山形工場を増設するとともに、下請企業を探して対応してきましたが、間に合わなかったために販売する製品が不足し、売り上げが少なく、6 月末の決済の資金不足が生じたので民事再生手続の申し立てをしたとのことでありました。今後、再生に向けて中国パール販売及びパックスが、一日も早く立ち直ることを祈願しているところであります。

チェリークア・パークを取り巻くところの社会経済情勢の悪化、特に金融関係が非常に厳しい状況になってきているところであります。また、旅行形態の変化や国民の旅行に対する意識の変化に伴う観光事業の衰退、あるいは全国的傾向にあるところの周辺市町村での公設による温泉施設の建設、さらにはバブル崩壊以来、相次ぐリゾート施設の撤退等から大変に厳しい状況に置かれているところであります。この大変に厳しい状況の中でも、事業参画者におかれてはみずからの経営戦略を立てられ、クア・パークでの事業の成功に向け、並々ならない努力を払われてきたところであります。

こうした中、クア・パークの参画者の中では、金融機関の大変厳しい締めつけや経営者の死去などから断念、あるいは他社への転売をなされる方もおられますが、私としましては、クア・パークの進捗と本市を取り巻くあらゆる状況を考慮しながら、金融機関等にも依頼をしたり、機会あるごとに国・県等に対しまして要望を申し上げ、条件整備等を行ってまいったところでありますが、今日の経済、金融の情勢からすれば、いずれにおかれてもそれぞれの会社が最大限の努力を払われて現在に至っているものと思っております。

ここまで来るには段階を踏んで、逐一議会にも報告し、説明し、ルールにのっとって議決を通していただい

ておるわけでございまして、加えて市報等を通じ市民に説明し、共感を得ながら進めてきたようになっているプロジェクトでございます。私に対してこれまでの対応にいろいろ云々されておりますけれども、議員は議決されたものをどう考えておられるのかと、議決を経て逐一積み重ねてきた経過というものを理解しているのかと、全く理解に苦しむところのものでございます。より高め合うところの政策に向けて勝負することが現在求められているのではなからうかなと、こう思っております。民主主義というものは話し合いの積み重ねの中で確立されるわけでございまして、議決したことを守るのが民主的なルールではないかと思っております。

私は、この事業というものを成就させるのが私の責任であり、地域を活性化させることが私に課せられた課題と、このように思っております。

次に、中国パールの土地を買い戻したことによって実害が有るのか無いのかというようなことでございます。中国パールの分譲土地の取り扱いについては、本市の顧問弁護士にも相談し、買戻し権を行使して再生計画に組み込まれる前に土地を取り戻すことが最善であるとのことから、議会に状況を逐一報告しながら事を進めてきたところであります。

この1万坪の土地にはチェリークア・パーク構想の目的に合った事業参画者をより早く誘致するためにも、この土地を本市の名義に戻すことを優先して取り組みを行ったところでございます。民事再生法が適用されますと、財産の散逸を防ぐために弁済禁止の保全処分が行われ、財産の処分に関しては監督委員の同意なしでは勝手に土地の譲渡ができず、再生計画に組み込まれ、最低でも6カ月以上土地の所有権の移動ができなくなるところであります。再生計画に組み込まれる前に監督委員の同意が得られ、買戻し権を行使して、8月13日付で寒河江市へ所有権移転することができたものでありますので、契約上に規定されている買戻し権を行使したことによって、本市に損失があったとは思っていないところでございます。本市にとりましては最善の適切な契約の行使であったと思っております。

それから、クア・パークの今後の見通し等についてのお尋ねがございました。

クア・パークの進捗状況につきましては、これまでもお答えを申し上げますが、現在、建築中であり、ホテルシンフォニーにつきましては、平成14年3月のオープンを目指しているところでございます。一龍につきましては、本年の5月から外構工事に着手しており、順次建築にも取り掛かると聞いておるところでございます。

チェリーランドさがえについては、第一段階として日本そばを核としたところの飲食、物販施設の計画を進めており、設計中であると同っておりますので、緑化フェアまでにはオープンしていただけるものと思っております。

それから、ヤマコーと滝の湯ホテルにつきましては、それぞれ会社内部での調整や、金融機関との調整を行っているとのことでございます。

また、これまで契約を解除されました王将、いちらくの2社分、そして今回市で買い戻しをいたしました中国パールの跡地につきましては、現在いろいろの企業に当たって探している状況にあり、引き合いがありますが、やはりこのような経済状況でございますので、民活エリアの全部のオープンは厳しい状況にあると認識しております。

このクア・パーク構想は市民の悲願であるとともに、今申し上げたような事情の中で、寒河江市の発展を担う重要なプロジェクトでありますので、長期的な視野に立って、何としても成就させなければならないと考えておるところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 教育行政についてお答えいたします。

まず、新しい歴史をつくる会主導で編集された歴史教科書について申し上げます。

今回の採択に当たって、全国的に大きな問題となった状況も踏まえ、学習指導要領に示された目標を達成するのに、最も適切と考えられる教科書を採択すべく慎重に協議いたしました。その結果、扶桑社発行の教科書は、歴史、公民とも採択されなかったことを最初に申し上げておきたいと思います。

さて、この教科書については、西村山地区教科用図書採択協議会でも慎重に協議されましたが、それを受けて本市教育委員会としては採択に関する審議の中で、次のような意見が出されております。

一つは、編集や図表等の工夫はあるものの、中学生にとって難し過ぎる言葉が随所にあり、扱いが難しいのではないかということ。

二つは、内容や記述に若干偏りが感じられ、中学校では人物より事象を中心に扱うのが適切ではないかという観点からは問題があるように思われること。

三つには、古代神話に多くのページを割いており、その分中世の扱いが圧縮され取り扱いが弱いこと。

扶桑社発行の教科書については以上のような審議の中の意見を踏まえ、より適切と考えられる別の発行者の教科書を採択したものであります。

次に、これまで発行された歴史教科書についての見解に関して申し上げます。

これまでも採択すべき教科書の選定に当たっては、慎重に検討してまいりました。その視点として、教材の選定、構成、配列はどうか。分量、難易度はどうか。児童・生徒が興味、関心を持って意欲的に学べるよう配慮され、基礎基本が身につくものかどうか。あるいは地域や学校の実態に合っているかというような、教科書として基本的に備えるべき条件を吟味、検討し、こうした条件を満たし、生徒や指導者にとって最も望ましい教科書が採択されてきたものと認識しております。

三点目について申し上げます。

採択した中学校歴史、公民教科書の発行者は東京書籍であります。その選定過程において、先ほど申し上げたような視点から慎重に検討、協議されたものと理解いただきたいと思います。

さて、教科書選定基準における教育の中立性であります。これは教科書選定に限ったことではなく、我が国の公教育として当然の前提であります。すなわち教育基本法第 8 条は、民主主義社会における国民の育成に当たっての、政治的教養の重要性と学校教育における政治教育の限界を示すものであります。また、第 9 条では、憲法の保障する信教の自由と政教分離の原則に基づいて宗教教育のあり方と、公立学校における限界を明示しております。

したがって、使用される教科書も一般論として、このような精神のもとに採択されるべきものであり、その結果が東京書籍の教科書であったということでもあります。

最後に、教科書選定過程における教師の意向の反映について申し上げます。

教科書採択に当たり、本市教育委員会としては各種目の研究員となった現場教師の研究内容や、各学校からの意見書を尊重し、検討しております。今後とも現場教師の意向を反映してまいりたいと考えております。

以上です。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 大変私の質問に対して御苦労なされたのかなというふうには思いますけれども、質問の趣旨について、やはりきちんと踏まえていただきたいというふうに思っているんですが、最初にそのことを教育委員会並びに市長に申し上げておきたいというふうに思います。

そのことを踏まえて私は 2 問目に入りますけれども、市長は私の第 1 問について、いわゆる私がこれまで市長が進めてきた、あるいは言ってきたことに対して責任のなさといいますか、あるいは御自身の見通しのなさについて、全く触れていないということで申し上げたわけでありましてけれども、今も例えば中国パールの民事再生法に至る経過の説明の中で、これは去る 7 月 3 日全協で説明されたこととほぼ同様な答弁であったわけでありまして、そこでも確か今日と同じように「突然のことで大変驚いている。そして大変残念だ」、このようなコメントしか言われていないんです。それで、チェリークア・パーク事業における中国パールの事業展開については、市民が大変期待を寄せておったわけですし、市長がこれまで私たちに言ってきたことが本当であるならば、市長の責任は極めて大きいものがあるというふうに思っています。事業内容については何度聞いても市長の口からはお聞きできませんでした。

こういうことを踏まえて、私たちは以前、当局を通じて三宅社長に会うべく面談を求めたことがありますけれども、お話を申し上げる段階にないということで見事に拒否をされたことがありました。市長が言ってきたことが本当であるならというふうに前置きをしましたのは、直接社長と接触して話をしているのは市長だけであって、その中身については私たちは知るよしはないわけです。それで、なかなか事業に着手しないことから本当に事業をやっていたらただけのんだろうかと、こうした素朴な疑問のもとに、何回か市長に対して質問を繰り返してきたわけでありまして。そのことに対して市長は、買い求めたのだからやっていただけるものと信じている、このように答弁もまた繰り返されてきたわけでありまして。

ですから、市民や私たち議員は市長を信頼して、中国パールは事業を展開していただけるものというふうに信じておったわけでありまして。ところが、それが見事に裏切られた。結果的には、経過はいろいろありますけれども、そういうことになるというふうに思います。このことは市長によくお聞きいただきたいというふうに思いますけれども、市長と市民の信頼関係がなくなったことを意味しているんです。これはそういうことなんです。

これは中国パールの責任であると同時に、市民との信頼関係を失ったのは市長なんだということの自覚があってほしいというふうに私は思っているんです。(発言する声あり) いろいろやじがありますけれども、やじは議場の花というふうに言いますから、それはそれで大変結構なことではありますが、的を得たやじを飛ばしていただきたい、こういうふうに私は思いますけれども。

そういうことで、私はあなた自身が長としての自覚に欠けているのかなというふうに思えてならない、こういうふうに申し上げたのであります。

そこで、私は繰り返して申し上げますけれども、あなた自身の不明について市民に対して明快に釈明をする必要があるのではないか、こういうことを申し上げているのであります。再度市長の見解を求めたいというふうに思います。

それから、もう一つ、土地を買い戻すことが最善であるというふうなことで、最善の策であった、損失があったとは思っていないというふうにお答えになったわけでありまして、これは言うまでもないことではありますが、先ほど申し上げましたように、この中核施設を担おうとした中国パールが断念したことによって、周りに与える影響というのは非常に大きいということを市長は理解されていないんでしょうか。私はそのことをもって相当の大きな損失になったというふうに思っているんです。ある事業者の方はやはり中核施設はどういうふうになるのか見きわめたい、こういうふうに言われているそうでありまして。私は事業の成否を見る上で、それ

は事業者としては当然のことかなというふうに思っているわけでありまして、そういう意味での損失は私は非常に大きかったと。それは金で換算できるものではないというふうに思っています。その点について改めて市長の御見解を求めたいと思います。

それから、教育委員会にお尋ねをしますが、私はそうしたことの答弁を期待したわけでは決してありませんでした、もう少し具体的に踏み込んでいろいろと議論したいというふうに思っていました。答弁は答弁でそれはそれでいいんですが、いろいろ質問の趣旨についてやりとりしている際も、明確に質問趣旨について申し上げているわけでありまして、そのことをはぐらかさないで御答弁をいただきたいというふうに思っているところであります。

私が第1問で申し上げた趣旨からすると、相当のかけ離れた部分があるというふうに思いますので、そのことをあらかじめ申し上げて、2問に移りたいというふうに思います。

具体的に扶桑社のものについて取り上げて申し上げたわけでありまして、それをつくるに当たって自虐史観なるものも言われたわけでありましてけれども、それについてはどういうふうにお考えになっているのか、改めて御見解を賜りたいというふうに思います。

それから、教育の中立性についても言われました。教育の中立性というのは私は理念としてはよくわかるつもりであります。しかし、行政府は内閣が握るわけでありまして、言いかえれば政治家が動かす以上、これは非常に困難であるというふうに思いますし、先ほど申し上げましたようなことからしましてもなかなか難しいというふうに思うわけでありまして。

それで、繰り返すこととなりますけれども、侵略や慰安婦、こうした歴史的な記述が後退をしている、このことについて政治的圧力で強制された結果であるというふうにメディアは断言をしているわけでありまして、そのことはどのように理解をされているのか、御見解を承りたいというふうに思います。

それから、もう一つ、それでは別の角度からお聞きをしたいというふうに思いますが、近隣諸国条項について、前の議会でたしか教育委員会の見解を示されたというふうに思いますが、それは文部科学省が国際理解と国際協調の見地に立って十分配慮して、検定基準のすべての条項に照らして検討した、こういうふうに言われていることから、そのつくる会の教科書について教育委員会もそれに追随するような形でできているんだと、こういうふうな答弁だったというふうに私は理解をしておりますけれども、しかし、その後中国や韓国、あるいは北朝鮮、アジアの諸国からさまざまな抗議がなされました。ある意味では私は当然だというふうに思っていますけれども、たしか田中外務大臣も何か抗議めいたものをしていたように思っているんですが、そのことについてはどういうふうに教育委員会として理解されているのか、改めて伺いたいというふうに思います。

以上で2問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 中国パールがこういう状態になったということで、市長のやってきたことが市民の云々というようなことを言われましたけれども、かえって市民は大変厳しい中で中国パールも、あるいはそのほかの参画者もやってきておったんだなということの認識というものが深まったのではないかなと、このように思っております。ですから、中国パールの再生申請というものは、これは言うなれば外的要因といえますか、そういう中で発生したから今回の買い戻しという状態になったわけでございますけれども、早く後に続く方を見つけて成就させていただこう、そういう期待がさらに高まっておるのではないかなと、このように思っております。

私も今回の市長選挙におきましてもこの駅前の再生、そしてまた中心市街地の再生というものとクア・パークというものを成就させ、緑化フェアを何とかして活性化に結びつけようということを訴えてきておったわけでございますけれども、そういうことが信頼され、そして期待をかけられて今日の私ここにおるわけでございますけれども、そういうことからいきますと、クア・パークに対しての期待というものは高まって、厳しい中でやっておるということの理解というものがさらに深められたと、このように思っております。

それから、説明がどうのこうのと言っておられましたけれども、先ほども答弁申し上げましたように逐一話を申し上げまして、そして段階を踏んで、そしてここまで進めてきたものでございまして、ひとりよがり、あるいはひとりの判断というものではなくて、持っている情報というものをお示しして、あるいは市民にも率直に話をしましてここまで来ておるわけございまして、説明が不足であったのかと、こういうふうなことは当たらないと、このように思っております。

それから、全体の影響ということでございますけれども、今答弁申し上げましたように全体としてのオープンというのは何が何でもこういう情勢の中では厳しいだろうと。ですけれども、それぞれの参画者が努力しておる、あるいは現在も姿をあらわしておるものが見えておるという中で、これを成就させる、そして次の世代に大きなプロジェクトができ上がっていくということの期待感というものは私は大きいのではないかなと、このように思っております。

以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉慎一教育委員長 史観とか、それから歴史的事実というふうなものをだんだん薄めた形で表現していると、そういうことに対してどう思うかというふうな、最初そういう質問がありましたけれども、そういう史観やそういうことに関しては委員それぞれいろいろなことは持っていると思いますが、そういうことは話し合いにならず、これは検定を通した教科書としてこれを公平に見て、先ほどのような視点に立って選定したというふうなことであります。

それから、近隣諸国条項に関してという質問がありましたけれども、当然国際的な立場、そういうようなものに立って採択を行ったということでもあります。

以上です。

佐藤 清議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 これでもなおちょっと答弁が不足しているというふうに私は思うんですが、市長、最初に市長にもう一回御質問させていただきたいというふうに思います。

確かに段階を踏んで、それぞれ説明されてきたということは、それは私も承知をしております。それから市民に対して、いろいろなところで説明された、こういうことも私は承知をしております。しかし、これまで言ってきた言動を、例えば覆すとき、あるいは違っていることを言うときにはあなた自身の立場、責任というものも明確に言わなければならないのではないか、こういうことを私は申し上げているんです。それは市長は十分おわかりになっているというふうに思うんですが、なかなかそうした点については歯切れが悪いといいますが、触れられない。これは議会の答弁の手法なのかも私はわかりませんが、そういうことでは、私はだめなのではないかということをお願いしているつもりなんです。

今回、またちょっと違うようなニュアンスで答弁されています。例えば全体のオープンは厳しい、こういうふうに言われ始めました。前の答弁とは違っているでしょう。(発言する声あり)当然は当然でいいんだけど、そのことに対する釈明がないんです。そのことについてあなた自身の問題としてとらえて、市民に対して釈明をすべきだということを言っているんです。(発言する声多し)あなたという言葉が適切でないというふうな言葉がありました。国語辞典で調べてみてください、あなたという言葉。(発言する声多し)そういうことを私は申し上げたかったんです。

そこで、再度私は繰り返して申し上げますけれども、市民は市長を信頼してきたわけです。やっていただけるんだろうな、あるいは緑化フェアまで間に合うんだろうな、間に合わせてもらえるんだなということはずっと信頼してきたわけです。中国パールに対しても同じです。そういう意味でのことについては繰り返しませんけれども、100%信頼をしてきたわけでありまして、ところが、事の問題はどうであっても結果的にはそれが裏切られた、このことに関して市長が釈明すべきだということを私は進言をしているつもりなんです。こんなことまでしても言われてわからないようであれば、私はもっと厳しく言えば、長としての資質に欠けているのではないかというふうに思えてならないわけでありまして、見解を再度求めたいというふうに思います。(発言する声あり)

それから、教育委員長に再度御答弁願いたいというふうに思いますが、立場は私はよく理解しているつもりであります。しかし、個々の問題について具体的にお聞きをしているわけでありまして、なかなか明快な答弁がない。そういう意味では、先ほどの近隣諸国条項についてもやはりそうした答弁でありました。

そこで、ちょっと私は別の角度からお尋ねしたいというふうに思いますけれども、これは先ほど言ったというふうに思いますが、このつくる会の教科書は一方的な、独善的に書かれているというふうに申し上げましたけれども、日本政府の立場も、私はあるいはそういうふうにあるのではないかというふうに思っているわけでありまして、でなければ国際的な協調性を考えて書いたというのであれば、そうした諸外国からの批判はないのであろう、あるいは抗議はないであろうというふうに思うんです。

今、少し長くなりますけれども、大変いい事例がありますので、紹介しながら私もそういうふうなものだなというふうに思っておりますので申し上げたいというふうに思いますが、今NHKで北条時宗というふうなドラマが放映されておりますけれども、今ちょうど蒙古軍の襲来の場面が放送されておりますけれども、作家の三好徹さんという人が、過去を学ぶことの意味というふうなことでこのようなことを書いております。そのことを別にわかりやすく書いているのでありますけれども、例えば独善的な解釈というふうなことの中で、それを例にして書いているわけでありまして、蒙古来襲について書いているわけでありまして、「中華文明を吸収した元帝国は、その恩恵を後進国の日本にも与えようという善意で使者を送ったが、野蛮な日本はその使者を切った。そこで、元帝国は日本に反省を求めべく大軍を送った。その際、壹岐や対馬で恭順を拒否し

た日本軍をやむを得ず討伐したが、非戦闘員を含めた日本人の死傷者数は多くなかった。700年以上も前の出来事だから、こういう記述を目にしてもおかしいことを書いているなという程度で済むかもしれない。しかし、来襲後そして年月がたっていないで、モンゴル軍に肉親や友人を惨殺された人がこれを読んだとすれば、黙って見過ごすことはできないだろう。その一方的、独善的な記述に対して怒りをぶちまけ、訂正を求めるに違いない。しかるに相手が訂正どころか、居直って我々の歴史観をもってすれば何も間違った記述は1行もない。それなのに文句をつけるのは内政干渉ではないかと言うとすればどうなるであろうか。正常な友好関係を保つのは難しいと感ずるはずである。最近の新しい歴史教科書をつくる会の歴史教科書は右の例えに酷似している。検定意見の修正を受け入れたといっても、基本になっているのは皇国史観なのである。多少の修正がなされたにせよ、八紘一宇の精神が正しかったとする考え方で一貫しているのだ。日本の軍靴に踏みにじられた国の人々が抗議するのは当然である。間違った記述に訂正を求めるのは内政干渉でも何でもなし。そのことに国境はないのである。こういうふうなことで、かつての蒙古軍の来襲をそのように例えて記述して見せたわけではありますが、そういうことだと私は思うんです。近隣諸国条項というのは。

したがって、教育委員会として文部省の検定を通った教科書だから、それが見事にすべてがその条項に当てはまっている、こういうふうな考えを持つのは、私はいかがなものかなというふうに思っているんです。教育委員会は教育委員会として、そうした歴史的な見地を、きちんと踏まえて対処をしていただきたいというふうに思っております。

もう一つ伺いたいというふうに思っていますのは、それでは教科書の採択権というのは逆にお聞きしますが、本来どこにあるというふうにお考えなのか、改めて伺いたいというふうに思います。

先ほどの三好徹さんのあれを私は読みましたが、それに加えてこれについてもあわせてお伺いしたいというふうに思います。

以上で3問にいたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まずもって、私には市長という立場でございまして、職名がございまして、ここは議場でございまして、内藤議員からあなたと呼ばれるというのは、筋合いは違うのではないですかと、まずその辺のところから認識を改めていただきたいと。資質を問われるのは内藤議員、あなたではないですか、こう思っております。私は市長としてここで答弁しているのをごさいまして、市長としてこの議場に立っておるのでございますから、その辺のことを十分理解してください。

それから、私はそういう内藤議員の考え方なものですから、このクア・パークの問題にしましても何か他人の施策を云々しているような、一緒になってこれを成功させ、成就させようというところの気持ちというものが片りんも見当たらないのではないかなと、こういうことに受け取られても仕方がないのではないかと、こう思います。単に市長の政策を批判したり中傷するというようなことから、私はこれまでも何回も申し上げましたけれども、何も生まれてこないと思っております。(発言する声あり)

そういうこととございまして、私は前言を翻したとか、あるいは前言と違ったことを申し上げたというようなことは私はない。着実に一つ一つ順序を踏み、ルールに従って、あるいは段階を踏んで市民に、そしてまた議会に報告し、話を申し上げてここまで来たと思っております。

何にしましても大きな全国的に例のないようなプロジェクトをここで作り上げている最中とございまして、厳しい中でもここまでやってきたなど。特に民活エリアの方々は非常に厳しい条件の中に置かれておると、このようには思いますけれども、それぞれが努力をなされてここまで来たというのは、私は本当にその努力を多として私は感謝しておるところとございまして。

これからもまた、いろいろな諸条件の中であろうとも、それを何とかして寒河江市のため、地域の活性化のためにやろうということで推進委員会の連絡会の方々がやっておるわけとございまして、それをどうのこうのとおっしゃるのは、本当に寒河江市のためにやったださろうという方に対して礼を失するのではなかろうかなと、こう思っております。

そんなことで、私はこの事業というものをここまで市民の理解、議会の議決をちょうだいしましてここまで来たわけとございまして、これからさらにこれを成就させ、地域をより一層元気なものにしていこう、こう思っておりますとございまして。

以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 教科書採択に当たって、教科書の内容を教育委員の中でこの点は是であるとか、この点はだめだとか、そういうふうなものを決定した上で採択するというふうなことは絶対ないと思います。教育委員そのものがいろいろな思想、同じような政党からすべてを選んでは悪いとかいろいろなことがありますので、心の中には 1 人ひとりあると思いますが、教科書検定に当たっては先ほど申し上げましたように、やはり各委員の中にいろいろあっても、先ほど申し上げましたように選ぶ視点に、提示されたものの中から選ぶ視点に従って検討するというふうな形しかないのではないかと。どこの教育委員会でもそういうようなことをきちんと決定して、ここは違反だとか、この史観が悪いとか何だかということを決めた上ではしないのではないかとというふうに思っております。

それから、採択権に関してですが、質問の意味がよくわかりませんが、月並みに申せば採択権は市の教育委員会にあります。

以上です。

佐藤 清議長 暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 55 分

再 開 午後 1 時 00 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川越孝男議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 14 番、15 番について、17 番川越孝男議員。

〔17 番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 私は、通告している課題について、市民の方々から寄せられた御意見を踏まえ、社民党・市民連合の一員として順次質問いたしますので、市長の率直かつ誠意ある答弁を期待するものであります。

通告番号 14、林業政策について、松くい虫対策の現状と課題についてお伺いいたします。

本市における松くい虫による被害は、昭和 59 年に確認されて以来、年々拡大し続けており、その防除対策として平成 4 年度から補助事業なども活用しながら被害木の伐倒駆除が行われてきました。平成 4 年度から昨年度までの 9 年間で、6,469 万 1,000 円の費用で 3,544 立方メートルの 5,000 本以上の松の木が伐倒駆除されてきました。私の試算によると 1 本当たり 1 万 3,000 円弱の費用がかかったこととなります。しかし、現在の対策は公園などの特別なところを除いては防除対策がとられず、被害木の伐倒駆除で済まされております。したがって、市内の山を見ると平塩、中郷、平野山、谷沢山、そして慈恩寺、白岩と、至るところで松の被害木が加速度的に広がっているのであります。

来年は全国緑化フェアの開催年であり、花と緑・せせらぎをキャッチフレーズに街づくりを進めている本市のイメージダウンとなりかねないことから、万全の対策を講ずるべきだと思っております。

そういう意味では、松くい虫対策費に 13 年度当初予算で 887 万円、それに今議会に 3,350 万円の追加補正が提案され、さらに 7 款には寒河江公園の予防対策費も含め 405 万円の補正予算が提案されており、総額で 4,642 万円となります。これは評価をするものであります。

そこで 3 点についてお伺いいたします。

一つは、今年度補正を組んで対策を講じても、来年にまた被害木は大量にあらわれるものと思われま。そこで、来年度の対策は秋だけでなく、緑化フェア前にも前期の対策が実施できるようにすることと、前期対策がスムーズに行われるよう関係機関と事前調整を十分にすべきだと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

二つには、現在の松くい虫に対する対策が公園などの一部を除いて予防対策でなく被害木の伐倒駆除であることから、被害を食い止めるまでには至らず、毎年毎年被害木を市民の税金で伐倒駆除を繰り返すことになっております。したがって、私はこのようなむだを繰り返すのではなく 50 年、100 年、150 年と成長した松を木材資源として有効活用することと、雇用の創出という面もあわせて検討すべきだと思っております。

松は利用価値がないと言われていますが、関東、関西を主に住宅などの上物として相当の需要があるそうであります。したがって、私は樹齢や集材にかかわる道路状況などもありますが、可能なところについては有効活用できるように所有者、製材業、森林組合など関係者のコンセンサスが得られるように指導すべきと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

三つには、環境美化基本方針にもありますように神社、仏閣などの風致の保全という立場からも都市公園に限らず、慈恩寺や各地の鎮守の森、いこいの森などについても松の木を守るために、薬剤の樹幹注入法などの予防対策を講ずるべきと思いますが、この点についても市長の御見解をお伺いいたします。

次に、通告番号 15、市長の政治姿勢について、チェリークア・パーク事業の進め方についてお伺いいたします。

本市の重要事業として、多額の資金を投じ進められてきたチェリークア・パーク建設は、来年 3 月の完成を目指してシンフォニーがホテル建設を進めています。しかし、撤退した王将やいちらくの後に参加する企業も決まらず、全体のオープン目標としてきた全国緑化フェアも来年 6 月 15 日から開催と押し迫った今、クア・

パークの中核施設を担っていた中国パールが脱落したことは、この事業全体に対する影響は極めて大きいものと思います。中国パールに替わる企業を探すためにも、今後の事業展開をしていく上からも、この間の進め方の問題点を検証する必要があると思うのであります。

そこで、4点についてお伺いいたします。

まず一つは、計画策定の段階から参加し、中核施設を担っていた常磐興産にかわって、なぜリゾート開発には素人の中国パールになったのかということであります。ホテルオークラが撤退した後に地元のホテルが参加したのと同様に、常磐興産が撤退した後に、その後中国パールに頼んだというのであれば理解もできますが、平成8年9月の議会で常磐興産について市長は「撤退でないかと言われますけれども、議員懇談会のときにも申し上げましたけれども、私も国語辞典を見ました。撤退というのは陣地などを取り払って撤去することでございまして、それから辞退というのは遠慮して断ることでございまして、そういうことから見まして、今回のことは後任者が出て安堵したという中でその方にお任せしましょうと、こういうことで自分の責任を果たしたと、そういうことでの御辞退だと私は見ておるわけでございます」と答弁されております。

同じく市長は、中国パールが中核施設を担う理由として、「中国パールにつきましては、工場の建設のほかに非常に地元貢献したいと考えておったわけでございまして、温泉を活用したところの健康施設について打診したところ、承諾を得たと、こういうことでございますが、これまでの接触の中では、非常に不退職の決意で取り組むところの意気込みが感じられるわけでございますので、強い期待を寄せておるところでございます。これまで三宅社長も直々に工場進出の際におきまして視察をされたわけでございますし、あるいはまた、その後も視察をいただいておりますけれども、そして寒河江市のいろんなプロジェクトというようなものに関心を持って御覧になってきていただけるわけでございます。そしてまた、特に寒河江市の持っているところの景観と、あるいは温泉、そしてまた高速道路が走ってくると、さらにまた寒河江川の美しい環境にあるんだというようなことを非常に関心を持っておられたわけでございますし、そしてまた今申し上げましたように地域に貢献したい、こういうふうなお気持ち非常に強いと、こういう中で進出を決定されたということなわけでございます。これまでも接触いたしまして、本当にスパ部門につきましての個々の取り組みというものもこれまではなかったわけでございますけれども、これからは新規に取り組んでいただけるんじゃないかと、こう思っております、いろいろ全国各地を視察なり、あるいは研究なされているところと聞いておるところでございまして、またいろいろとスタッフなども組まれまして、内部におきまして積極的な取り組みに今従事されているということを伺っておりますのでございまして、そういうことから中国パールの今後非常に期待されるものと、このように思っておりますのでございまして」と言われています。

このことから明らかなように、最初からスパリゾートを担当していた常磐興産が参画しているのに、途中から入った中国パールは具体的な計画も示さず、さらに議会での経営状況やスパリゾート開発の総合的な力量に対する不安や指摘に対し、市長はこれまでの接触の中で三宅社長の不退職の決意で取り組む意気込みを感じ、強い期待を寄せているとして、常磐興産には辞退をしていただき進めてきたわけであります。ところが、5年後の今日、そのやってくれるはずの中国パールがクア・パーク事業への参加を断念することになったわけであります。

そこで、お伺いいたします。

市長は、なぜ素人の中国パールにクア・パーク参加の要請をなされたのか、その理由と市長が大丈夫やってくると確信しておった中国パールが断念に至った現在、三宅社長に直接お会いし大丈夫だと判断された唯一の責任者としてどう考えておられるのかお伺いいたします。

私は平成9年6月の議会で、開発予定者から土地を購入するという担保をとるべきであり、民活連絡会に入っていることだけでは開発への参加や土地購入に対する担保にはならないので、土地の完売に向けた何らかの担保をとる必要があるのではないかと質したところ、市長は「配置や面積も決定されており、これまでも実現

に向けて進んできているものでございまして、特に書面を提出していただいておりますが、必ずや購入していただけるものと信じておるところです」と答弁されたのであります。

そして、平成 10 年の土地分譲の際は、市長裁量で契約保証金の減免や、20 年払いの延納などで全区画が契約できたものの、現在、10 万 5,119.64 平米のうち 5 万 2,826.61 平米の 50.3%の土地が解約などで戻されているのであります。この現実を見たとき、市長の判断の誤りは明らかであると思うのであります。市長の御見解をお伺いいたします。

第 2 には、平成 10 年 5 月 26 日の土地分譲契約上の問題であります。

その一つは、契約保証金の関係です。規定では契約額の 100 分の 10 以上と定められています。したがって、契約の履行に不安な場合には 10%以上の 15%や 20%とするのが常識と言われております。現にそのとき、私は民活に参加している方から、手付金をまけてくれなどというのはおかしい、本気でやる気があるのか疑わしいというお話を聞いたものでした。ところが、契約の 20 日前に減免規定に市長が特に認めるときを追加改正し、これに基づき中国パールを除く 11 社の保証金を 5%に減額したわけでありまして、しかし、それでもホテル王将、いちらく、高嶋屋に分譲した 3 区画は契約解除となり、保証金の 1,658 万円は寒河江市の帰属となったわけでありまして。

ところが、今回断念した中国パールだけは契約保証金がなく、契約時に納めた 5%は土地代の一部としていことから全額返済され、他の 3 社との格差が歴然であり、公平さに欠く契約であります。

これに対し、当局は中国パールは 20 年の延納なので、20 年間保証金として預かることになるため設定しなかったと言われました。しかし、これは契約保証金は分譲代金に充当することができることからすれば詭弁であります。なぜ中国パールには保証金を設定しなかったのか、このことに対する見解とあわせて、市長の裁量による減免をしなかった場合との差額 7,526 万 3,000 円は、判断の誤りから生じた不当な損失になるのではないかとお伺いいたします。

三つには、中国パールがクア・パークに参加して以来、この 5 年間、1 回も計画書が示されなかったことです。あったのは土地の売買契約前に発表された計画として露天ぶろ、葉草ぶろ、サウナ、レストランというふうに発表されたというもので、これも市長や担当課長からの口頭での説明であったわけでありまして。

今年の 5 月に中国パールが撤退するよううわさを聞いたために、私どもの会派 3 名で地域振興課に行き確認したところ、4 月中旬に市長と課長で中国パールに行き、三宅社長に会ってきたそうです。そこでの話は、今日の情勢からしてかなり厳しいが、必ずやると言っており、撤退などはあり得ない。しかし、いつやるかは明らかにされなかったが、緑化フェアまでには間に合わない。施設内容については検討中であり、発表できる段階ではないというものでした。そして、6 月議会での質問に対する答弁も、これまでの内容を軸に検討している模様で、社長に直接会ったが必ず実現していただけるものと確信している。早期着工に向け働きかけてまいりたいというものでした。

ところが、7 月 30 日の全員協議会で市長より、中国パールは緑化フェアに間に合うように模型をつくり、基本計画もでき上がり準備していたが、民事再生法の適用が決まったので残念ながら参加できなくなったと、そこで中核施設の模型と基本計画を借りてきたと説明されたのであります。しかし、常識的にも中核施設の建設にこれから着工しても、来年の緑化フェアに間に合わせることは不可能だと思われるわけでありまして、全く市民を愚弄するような対応との指摘は免れないと思うのであります。

このような中国パールの対応を市長はどのように受けとめられておられるのか。また、借りてきた基本計画を公表すべきと思いますが、このことについての市長の見解をお伺いいたします。

四つには、中国パールの土地の買戻しをめぐる問題について伺います。

当局は顧問弁護士と相談した結果、中国パールから買戻しの要請があること、監督委員の同意が得られたことに加え、民事再生法による再生計画の中に入ると一般の債権と同様に扱われることで、土地代が全額認めら

れるのか定かではなく、また決定まで相当の時間を要することや、第 13 条の契約解除した場合、中国パールより必要書類の提出などの協力が得られるのかわからないので、第 12 条の買戻し特約により 5 %の土地代を返して買戻したと言われます。

しかし、私は中国パールの土地については、第 12 条の買戻し特約ではなく 13 条の契約の解除によって対処すべきだと思うのであります。その理由は、一つには分譲契約書に基づいて処理すべきだということであり、そのことからして、第 12 条の買戻し特約の対象は第 11 条の 2 年以内に着工、3 年以内に営業しない場合に限定されています。

二つ目の理由は、中国パールが寒河江市に土地を返す最大の理由は、東京地裁への民事再生手続の申請と手続開始決定によってクア・パーク事業に参加できなくなったことだと思えます。したがって、取得した土地をクア・パーク施設として使用するという第 3 条の目的が果たせなくなったことでもあります。したがって、第 12 条でなく第 13 条の契約の解除によって対処すべきだと思うのであります。

さらに進め方の問題点として、一つは中国パールに対して 13 条の契約の解除を求めなかったのは誤りだと思えます。求めたのに書類の提出などで、もし非協力的な態度をとったなら、まさに会社の本性を示したことになるわけです。私はそのようなことは絶対にあり得ないと思えます。なぜなら中国パールの断念というのは、寒河江市やこれまで一緒に事業を進めてきた民活連絡会の方々に大変な迷惑をかけているからであります。そしてまた同時に、三宅社長は寒河江市工業団地にパックドール株式会社を持っているわけであり、寒河江市と対立するようなことはあり得ないと思うのであります。

そして、二つには、さきの臨時議会で当局は、民事再生計画に入ると一般の債権と同じに扱われる心配が強調されました。しかし、平成 10 年 6 月議会で、中国パールへの分譲契約で土地代の支払いが 20 年に延納することや、契約保証金をゼロに免除したことなどについての疑問に対し、当局は、たとえ倒産しても確実な担保として根抵当権の設定と買戻し特約を登記するので大丈夫だと言われたのであります。しかし、買戻し特約と根抵当権を登記しているにもかかわらず、一般債権と同じように扱われる心配があると言われたのであります。

そこで伺います。

根抵当権の設定や買戻し特約をしている場合、民事再生法の中での扱いが一般債権と違いがあるのかどうか、お聞かせをいただきたいと思えます。

二つには、契約書に基づき第 13 条での契約解除で対処した上で、第 15 条の違約金 5 %を請求すべきだったと思えます。平成 10 年 6 月議会の総務委員会で、契約保証金の帰属は中国パールを除く 11 社は、満金を支払う前に買戻しをしても、また契約の解除をしても 5 %の契約保証金は寒河江市のものになるが、中国パールには契約保証金がないために買戻しが安易になる心配はないのか、また、他社との契約に比べ不公平ではないかと質したのに対し、当時の荒木地域振興課長は分譲代金の 5 %相当額を違約金として支払ってもらうので、不公平ではないと答弁されたと思えます。このことからすれば、第 15 条の違約金の請求をすべきと思えますが、市長の御見解をお伺いいたします。

今日の午前中の質疑をお聞きをしておりまして、市長の答弁の中で、議会の相互批判を否定するかのような部分があったように私は受けとめたのであります。それでは、議会の否定になるおそれがありますので、ぜひ市長には認識を改めていただきたいと思えます。

あわせて、同僚議員の皆さんの御理解もいただきたいと思えます。

以上をもって私の第 1 問を終わりますが、改めて市長の誠意ある答弁を求めて終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まずは、松くい虫のことでございます。

松くい虫被害の予防対策としましては、薬剤の空中散布や樹幹注入、あるいは地上散布などがありますが、自然環境への影響やコスト面などで難しく、被害木の伐倒駆除により対応しているのが現状であります。

このような中で、本市におきましても県の指導をいただきながら進めておりますが、ほとんどは伐倒駆除による方法で対応している状況でございます。しかし、昨年と今年の夏の高温や雨が少ないことの影響があるのかどうかもございますが、被害がより拡大しておりまして、このため今年は春に 360 立方メートルの伐倒駆除を実施いたしましたが、今議会に 3,350 万円の補正予算を計上し、約 3,600 立方メートルについて新たに伐倒駆除や薬剤処理する計画としていただいております。これにより現在見られる被害木については、ほぼ伐倒できる見込みでございます。

そういう中で来年度の対策というような御質問でございますけれども、県の状況なども見ながら、あるいは一応伐倒駆除というのがほとんどが終わった段階での 13 年度でございますので、これらの今後の状況等を比べながら対応してまいりたいと思っております。

さて、松材の被害にあう前の利用についての質問もありました。

以前は県内におきましても住宅の梁や床板材、それに矢板や杭として利用されておりましたが、現在ではほとんど利用、需要もない状況でございます。これは県内の松は曲がりがあり、使いにくいものが多いこと、また一斉林、いわゆるまとまって植えられている林がなく、植栽がばらついていること、そうしたことでコストが高くつくなどが利用されていない主な理由となっているようでございます。

ただよその県におきましては今も住宅の梁に利用したり、松材で燻炭を製造したりしているところもございまして、山形県とは異なった需要があるようでございます。とりわけ山林の樹木を用材として利用するには一定の需要があり、搬出が容易であることなどが必須条件になると思っておりますが、肝心なことは採算ベースに乗るかどうかがあり、このことについても検討しなければならないと思っております。

さらに、現在のように需要が少ない状況におきましては、どのような活用法があるかなど、模索していく必要があるかと思っております。

また、山林の樹木の処分を決定するのは基本的には所有者となるわけでございまして、被害に遭う前の伐採となれば、いささか惜しい気もするわけで、この辺の勇断も出てこようかなと、このように思っております。

このようなことから所有者の意見、活用の方法、コスト面などを踏まえつつ何かうまく活用する方法があるのかどうか、関係機関・団体や製材業者などの意見も聞いてまいりたいと思っております。

それから、風致地区、あるいはそれに準ずるようなところの松についての樹幹注入法の採用というようなことでもございましたけれども、本市におきましてもいわゆる貴重な歴史的な古木などもあるわけでございますので、それらが松くい虫の犠牲になるというようなことは非常に惜しいと、こう思っておりますが、いずれにしましても、そういう松に対処するにはやはり所有者との了解と、あるいはまたどのような方法がより適切かというようなことも考え合わせなくてはなりませんので、検討させていただきたいと思っております。

次に、中国パールに関したところの何点かのお尋ねがございました。

これらにつきましては、これまでも何回となくその都度十分に御議論をちょうだいして、そしてまた、議会の議決を経てここまでも進めさせていただいたというようなことは、午前中の質問にも答弁したとおりでございますが、あえて質問がありますし、検証する意味というような御質問でございますので、答弁申し上げたいと思っております。

まずは、常磐興産、あるいはジャパンエナジーということと中国パールとの関係なのだろうと思っております。こ

これは5年前にもなるわけですが、平成8年9月及び平成9年6月の議会におきましても御説明を申し上げているところでございます。常磐興産とジャパンエナジーには、平成4年9月からクア・パーク推進プロジェクトに参画していただき、基本計画策定に向けて検討を重ねていただいたところでございます。

その後、スパ・リゾート部門と宿泊部門の二つの専門委員会を設け、いろいろな角度から実施に向けて検討されてまいりましたが、平成8年2月に開催されました民活エリア開発推進連絡会におきまして、スパ部門については周辺市町村の動向や全国の状況から見まして、民間での建設は難しいとの検討結果が出され、公設さらには新たな民間も加えて市で対応していただきたいということになりました。これを受けまして市では公設等も視野に入れ、国・県へも働きかけ検討いたしました。公設型でのスパ・リゾートではなく民活によりお願いしたいと考えたところでございます。

そこで、民間に働きかけをしましたところ、当時工業団地に進出を決定されておりました中国パール販売から、寒河江市のために役立ちたいという申し出がございまして、スパ施設について事業展開してよい旨の返事をいただいたものでございました。

それから平成8年7月26日に開催いたしました民活エリア開発連絡会において、中国パール販売の参画への同意を報告いたしましたところ、全員から賛同を得ることができ、中国パール販売がスパ施設を担当することになったところであります。次いで常磐興産とジャパンエナジーから辞退の申し出が出され、これを受けて民活エリア開発推進連絡会規約の一部変更について協議された結果、全会一致をもって決定されたところでございます。

それから、契約保証金の話でございますが、このことにつきましても平成10年6月の議会にも詳しく説明をいたしておるところでございます。寒河江市の契約に関する規則第5条の第1項では、契約保証金というものは契約金額の10%以上と規定されております。しかし、平成10年5月1日に開催しました民活エリア開発推進連絡会におきまして、現状の金融状況を取り巻く経済情勢からして、契約保証金を5%にしてほしいという旨の全会一致の要望が出されたわけでございます。金融状況を取り巻く経済状況というものを十分斟酌しながら5%ということもやむを得ないと判断し、契約保証金については寒河江市の契約に関する規則第5条第3項の減免規定により5%に減免をしたところでございます。

したがって、厳しい状況の中で契約にこぎつけたということは、契約保証金を5%にしたことは誤りがなかったものでございます。契約とは双方合意に基づかなければ成立しないわけでありまして、5%に減免することによって契約が成立したということは、それなりの成果だったと思っておるわけでございます。

なお、この契約というものは、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決事項ともなっておりますので、実際の契約書を議会に資料として提出の上、議会に諮り議決をいただいたものでございます。契約書は議会の議決を得て効力が発効したものでございます。

したがって、譲受人が契約の解除に当たり、有効に成立した契約条項により契約保証金を市に帰属させたことは、契約書どおり履行されたものでございまして、このことにより市に損失を与えたということはありません。

また、判断に誤りがあったのではないかと私を追及するような御質問、御発言でございますが、これらのことにつきましては、経済情勢や金融情勢が非常に厳しい状況の中でも、民活の方々からはやっていたかなくてはならない。そして参画者もそれぞれやるつもりで努力していただいている状況の中での必要なものであります。これらの契約書は議会に資料として提出し、御審議の上で土地の処分についての御可決をいただいたものでございます。今になりましてまた、なお以前の議会の議決を云々するような御発言を重ねられるというふうなことは、これまでの議会の議決をもいかに考えておるのかというふうに、私の方がかえって思っておるところでございます。

それから、中国パールの計画は当初から明示されなかった云々というようなことについてのお尋ねがござい

ました。中国パール販売のクア施設計画内容につきましては、これまで何回となく議会で申し上げてきたところございまして、厳しい中でも実現していただけるようお願いをしてきたところでもございます。必ずや実現していただけるものと確信したところであったわけでございます。

何回も申し上げますが、中国パール販売は寒河江市の発展に何かと貢献したいとの意向で、クア・パーク進出を考えてきたわけございまして、このたびの民事再生手続開始によりまして、新たな事業展開が不可能となったことで、建設予定のクア施設の最終案となる基本設計もでき上がった段階で断念せざるを得なかったのは、断腸の思いでの決断であったと思われまます。

計画が当初から明示されていなかったというような御意見でございますが、企業の経営者というものは自分の事業計画等につきましては、実施計画がまとまり着手するまでは、すべてが確実なものとなるまでは計画の公表などはしないことが一般的ではなかろうかと思えます。ましてや一般人に対して、自分の経営戦略であるところの事業計画について、答えることはあり得ないことではないかと思っているところでございます。

中国パール販売は、寒河江市の発展に何とか貢献したいという意向でクア・パークに進出されましたので、特段の配慮から計画の概要を事前に伺っていたものでございまして、これらの大筋につきましては議会でも逐一申し上げてきたところでございます。また、実施に向けて必ず実行していただけるとの意向が汲み取られてまいりましたので、これまで議会での答弁はさようにさせていただいたと、このことでございます。

7月5日に民事再生手続開始の申し立てに伴い上京いたしまして、社長と面談した折に初めて来年までにクア・パークで温泉を活用したところの施設を営業すべく、このとおり準備を進めておりましたとのことを打ち明けられました。クア・パーク進出を決定し、土地を取得してからは施設をさまざまなケースで想定し、シミュレーションを行い、最終案となる基本設計もでき上がったとのことで、数種類の模型を見せていただいたものでございます。その後、いち早く7月30日の全員協議会の場において、議会に対しましても、お借りした模型をお示ししながら説明をしたところでございます。

中国パール販売の計画につきましては、私の知り得た情報というものは、何回も言うようですけれども、逐一議会に対しまして報告をしまいたところでございます。また、この計画書、あるいは模型というものを公表するかどうかのことでございますが、私は公表は差し控えられるだろうというふうな意向しかもらえないと思っております。

それから、契約解除に違約金を徴収すべきかどうかという話でございます。

これにつきましても、ことしの7月30日の市議会全員協議会と8月10日の臨時会でも説明申し上げましたとおり、分譲土地の取り扱いについて本市の顧問弁護士に相談しましたところ、契約の解除については契約そのものが消滅し、買い戻し権が働かなくなり、土地が再生計画に組み込まれてしまうということでありました。そのことにより土地が市へ必ず戻るという保証がなくなること、さらに再生計画の認可までには約半年の月日がかかり、長期化するおそれがあるとのことございまして。そのため、買い戻し権を行使して再生計画に組み込まれる前に土地を取り戻すことが最善の方法であるとのことございまして、8月10日の臨時会を経て、8月13日付で分譲土地を市に買い戻したものでございます。

民事再生手続開始という大変に難しい状況の中で、買い戻しや根抵当に関する条項を加えられた分譲契約を締結したことにより、民事再生開始の申し立てからわずか1カ月半の短期間に分譲契約に基づく買い戻し権を行使して、スピーディーに無傷で土地を買い戻しできたことに対しましては、多くの市民の方々からも評価を得ていると私は思っております。

質問については以上の答弁でございます。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 ただいまの 1 問に対する答弁をいただいたわけではありますが、抜けている部分もありますので、2 問の答弁の際にあわせてお答えをいただきたいというふうに思います。

言葉を返すわけではないんですが、議会で議決されたことを私は否定をしたり、認めないとか申し上げているのではないんです。本当は中国パールに売った土地だって、あそこにスパ施設が建てられて来年の春までには営業されるはずだったんです。それがそうでなくなっている、この現実を受けとめながらこの間の進め方に何か問題はなかったのか、もしあるとすればそこを正して今後の進め方に生かしていかなければならないのではないかと、こういう立場でお尋ねをしているんです。したがって、その点をまず私の聞いている立場をまず間違わないように受けとめてほしいというふうに思うんです。

それで、議会で決めたとき、あるいはさまざまな説明の際にも、いろいろな意見が出されておる。そういう部分が今、今日になってやはりそういうことがあったのかというふうなことがあれば直すという、こういう姿勢をお互いに持っていく必要があるのではないかとというふうなことをまず感じました。

それで、2 問に入りますが、先ほどの答弁にもなかったんですが、中国パールとの違約金の問題、これは平成 10 年 6 月議会の総務委員会の中で、買い戻しであっても違約金は、契約保証金がないわけですから、違約金でもらえるから問題ないんだというふうなことを答えているんです。そのことからすれば、今回は買い戻し特約条項に基づいて買い戻ししているわけですから、市長がおっしゃられるようにそれが一番いいであろうということで今回されているんです。だけれども、10 年 6 月の総務委員会での説明からすれば、そういうふうになると中国パールにだけ格差が生じるというふうなことで、そうでなくてその場合には違約金を請求できるんですという説明をされている。そういうことからすれば、当然請求すべきではないですかというふうに先ほど 1 問目で聞いたんですが、このことについての答弁ありませんでしたので、お答えをいただきたいというふうに思います。

それから、そのことについてもはっきりきちんとしようかと思って調べたんですが、議会の総務委員会の会議録の中に、その平成 10 年 6 月議会の分だけ議会での委員会でのやりとりの記録がないんです、抜けている。したがって、その部分、もうこれは議会内部のことですけれども、地域振興課長はそういうふうに 10 年 6 月議会で答弁されていますので、そのことからすれば請求すべきで、改めてこの点についてお聞かせをいただきたい。

それから、ホテルタウンの土地、これもこの前の議会で当局は、事業を進めておった代表取締役が平成 12 年 9 月 27 日に亡くなられた。そして、平成 13 年 5 月 28 日に隣のシンフォニーにこの土地を譲渡したいという承認願が出され、平成 13 年 5 月 30 日に市は譲渡の承認をしたと。したがって、ホテルタウン、有限会社パークホテルに売買された土地なんですが、シンフォニーに譲渡したというふうな説明だったんですが、登記簿謄本とってみてもパークホテルの所有になっている。そのことについても当局は、その土地はホテルシンフォニーで今ホテル建設をしている材料置き場としての賃貸契約が前の所有者との間であるために登記移転がされないのだ、こういう説明であったわけでありませう。

しかし、私が得ている情報では、確かにそれもあるのかと思いますけれども、それだけでなく金融機関との関係で進んでいないのだというふうな話をお聞きをしています。また、その代表取締役であった佐藤洋氏より譲渡承認願が出される前に、寒河江市に対して買い戻しの申し出がされているはずだというふうな話もお聞きをしているわけでありませう。

そこで、3 点についてお尋ねをしたいと思います。

一つは、有限会社パークホテルの所有の土地の買い戻しの申し出が寒河江市にあったのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、二つは、譲渡承認に当たって、今回 13 年 5 月 30 日に承認しているわけでありませうけれども、譲渡承認に当たってどういう調査をして承認をされたのか、またこの承認というのは、取り消しというふうなことはできるのかどうかもお聞かせをいただきたい。承認した限り絶対これは動かせないものだということなのかもお聞かせをいただきたいと思います。

それから、三つ目は、事業を進める上でも、民々の売買だといってクア・パークの施設でもし混乱した場合、事業を進める上に大きな支障になりはしないかという心配もあります。したがって、私はできるのであればいったん市で買い戻しをして、その上でシンフォニーに譲渡するという方法をとるべきでないかというふうに思うんですが、そのことについての考え方もお聞かせをいただきたいと思います。

それから、3 点目ではありますが、6 月の議会で伊藤諭議員の質問に、あるいはきょうの答弁でもあったわけですが、チェリーランドさがえは本年度中に建設に着工し、緑化フェアまでにはオープンしていただけるものだと思いますというふうな答弁がございました。それで、もちろんチェリークア・パーク全体というのは寒河江市も、その民活エリア連絡会にも入りながら、あるいは寒河江市の重点的な事業として取り組んでいるわけですから、どういうものをするのかということは、やはりそれぞれの企業からも市民の代表である議会の中に教えてもらうというのは、私は至極当然のことだというふうに思っているんです。

その中でも第三セクターの株式会社チェリーランドさがえは、寒河江市も出資をしている会社であり、会社の会長が寒河江の市長なわけがあります。それで今年中に着手し、来年の 5 月に間に合うように建てるというふうなことであれば、やはりその概要というものは、会長としてやはり議会に示すのが当然だと思うんです。そうしたときに 12 月の議会ではもう既に間に合わなくなるのではないかと。したがって、この 9 月議会でそういうことを示していただくということは極めて、むちゃでも何でも自然だというふうに思いますが、どういふふうになされるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、土地の譲渡の際、20 年の延納のことをいろいろ議論した際に、確実な担保をとっているから大丈夫だというふうに言われた中で、根抵当権の設定と買い戻し特約を登記しているから大丈夫だというふうに言ったんだけど、実際問題今回弁護士と相談しても民事再生法の中では特別扱いにならないというふうな、一般の債権と同じ扱いになるから組み込まれると半年以降まで時間がかかるとか、あるいは満額金額が認められるかわからないというようなことになっているのではないかというふうに思うんです。ただこの点について答弁なかったもので、最初に答弁もしていただいて、明らかに特別扱いになるんだと、もう根抵当権の設定がされているし、買い戻し特約も登記されている、したがって一般の債権とは違うんだというふうなことであれば、あの売買契約の際に議論して、大丈夫だと言ったのはそのとおりわかるんですが、今回そうでないというふうになった場合、一般のものと同じ扱いだとなった場合に、本当に確実な担保というふうにはなっていないという証拠になるわけがあります。したがって、この点についての見解を改めてお聞かせをいただきたいと思いま

以上で 2 問にします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず、違約金でございますけれども、あくまでもこれは契約が有効な中での買い戻し権というものを履行したわけございまして、そういうことございましてと違約金の問題は出てこない。契約解除ということになりますと、契約自体というものが遡及的に消滅するわけございまして。そういうことでの違約金の問題というようなことは出てこようかと思いますが、今回はあくまでも契約条項に基づくところの買い戻しでありますから、違約金の問題は出てこないということございまして。

それから、ホテルタウンとの民民の売買につきましては、これは担当の方から申し上げたいと思っております。

それから、チェリーランドさがえというのは現在、第 1 段階として日本そばというものを核としたところの飲食、物販施設の計画を進めておりまして、これは現在設計中であると伺っております。

次に、弁護士云々の話がございましたが、民事再生法が適用されますと、財産の処分に関しましては監督委員の同意が必要になってくるわけございまして、同意がないと企業側が勝手に土地の譲渡ができないことになっています。買い戻しのことにつきましては、中国パールの方の再生の債務者代理人弁護士を通しまして、裁判所が選任した監督委員とも相談させていただいたわけございまして、そういうことでこの土地を寒河江市の名義に戻すことが、最優先して考えられたということございまして、何回も申し上げますように土地を無傷で市に返還することが最善の方法という考えを私の方も、あるいは弁護士の考えもそのようだったわけございまして、そして議会にお諮りしまして議決を得て進めたと、こういうことございまして。

以上でございます。

佐藤 清議長 地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 タウンの件につきましてお答えいたします。

タウンの土地につきまして買い戻しの申し出があったのかということにつきましては、買い戻しの申し出は受けておりません。

それから、2 番目のタウンの土地につきまして譲渡承認をしたものであります。それで、許可を与えておりますので、それを取り消すということは考えておりません。

それから、3 番目の一旦市の方で買い戻ししてシンフォニーに売るべきではないかということにつきましては、分譲契約書の中の第 10 条の中で権利譲渡等の禁止ということがありまして、営業開始前に分譲土地の権利譲渡等の行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面により承認を得なければならないというところから、タウンの方から書面で譲渡承認の申請がなされましたので、それに許可をしたものであります。

あと、それから先ほどの中で一つ回答が漏れておりました件ですけれども、買い戻し権と根抵当権が設定されているものがどの債権に該当するのかという質問があったわけですが、民事再生法の手続が開始された場合につきまして債権は五つに分かれます。一つは再生債権、二つ目は共益債権、三番目には一般優先債権、四つ目には開始後債権、五番目には別除権付債権という形で五つに分かれるわけですが、これは再生計画が組まれまして、組まれた段階において裁判所がそれぞれ判断するものであります。私は別除権付債権に該当するのではないかと思います。

それから、仮に契約解除によりまして違約金を取るべきではなかったかということにつきましてでありますけれども、契約解除により寒河江市が仮に違約金を受け取るということになった場合については、これは開始後債権に該当しますので、再生計画に組み込まれますので再生債権となります。

以上で、あと漏れがないと思いますけれども、よろしく申し上げます。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 さらに理解を深めるために 3 問に入らせていただきたいというふうに思いますが、違約金の問題、これは 12 条でやったから買い戻し特約だから違約金の請求はできない、これはこの前の臨時議会でも、あるいは全員協議会の中でもそういう説明をいただきました。しかし、この売買契約を承認する際の平成 10 年 6 月議会では、買い戻しであっても違約金の請求はするというふうな当局の説明があったんです。そのことと矛盾するのではないですかということを知っているんです。そのことからすれば請求できるのではないですかということを知っているんです。

あと、タウンの関係ですが、まず買い戻しの申し出がなかったということはわかりました。それから、譲渡の承認願が出されてそれを市でオーケー出したということなんですが、そのオーケーする際にどういった調査をなされたのかということもあわせて聞いておるんですが、その部分がなかったのでお聞かせをいただきたいというふうに思いますし、民民の売買で何ら問題なく進んでいるというふうに認識されているのか。私は先ほどそういうお話も聞きましたと、ただ賃貸契約が、資材置き場としての賃貸契約もあるのかもかもしれませんが、それよりも大きい要因が金融機関との関係だというふうな話が聞こえてきたわけでありまして、そういうふうなもので民民でなっていけば、あそこは目的がクア・パークのために関連施設をつくるための用地でありながら、そういうことができないという宙に浮いた状態になれば困るのではないですかというふうなことをも心配しながらお尋ねをしておるんですが、そういう心配はないというふうな判断をされているのかも含めて、どういう調査の結果、譲渡承認を出したのか。今の状態は何ら問題ないというふうに考えているのか。私はいろいろなことからすれば、いったん戻した方がいいのではないかとということも含めて申し上げたんですが、改めて今のことをお聞きをして 3 問にしたいと思います。

やはり議会と当局の関係というのは、もちろん議会で決まったんだから執行部だけの責任でないということも承知をしています。しかし、判例や何かでももちろん議会が同意をした、同意をしなければ契約も成立しない、あるいは予算執行もできないというのわかります。しかし、判例の中では当局にはそれを提案する提案権があるんだ、まず提案する際にそういうものを十分調査した上でしなければならぬんだという判例も出ているということも申し上げながら、そちらの方にそういうことがある、あるいはその中でさまざま出された、そのものは議会の承認は得たにしても少数意見として出されているものが本当に建設的な内容であり、市にとって重要な部分であるとするならば、市長はその意見をも十分に配意して行政執行に当たっていただきたいということを、このことは要望して 3 問にしたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 違約金のことですけれども、この分譲契約書を見れば一見してわかることではないかと思っております。第 15 条にこの契約が解除されたときは違約金を支払うと、こういうことがあるわけですのでございまして、あくまでも契約解除の際は違約金ということですのでございまして、それを違約金は請求するんだというような答弁をしたというようなことは、私は担当の方でも説明は、あるいは答弁はしなかったのではなかったかと、このように思っております。

それから、2 問のことにつきましては担当の方から申し上げたいと思います。

佐藤 清議長 地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 タウンの土地につきましては、民民の譲渡承認を出すに当たりどういことを調査をしたのかということでありますけれども、両者、タウンとシンフォニーの方から聞き取りをしまして、これが最善であるということで民民の譲渡承認の許可を与えたものであります。

また、その土地につきましては、昨年の秋から来年 3 月の完成まで、丸吉高木が工事用の飯場として借りているわけでありますので、このような対応をしているものと思っております。

遠藤聖作議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 16 番について、22 番遠藤聖作議員。

〔22 番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 同じような質問で 3 人目になりまして、大変私も苦しいところでありまして、重複する問題もややあるかもしれませんが、心安らかに聞いていただきたいというふうに思います。

私は、日本共産党と通告してあるテーマに関心を抱いている多くの市民の声を踏まえて、市長に以下、質問をいたします。

御承知のようにこの問題については、今議会でも同僚議員がさまざまな角度から取り上げています。私自身についても最近では平成 10 年 9 月、12 年 3 月の議会で問題提起を含めて質問を行っています。今回の私の通告とほぼ同じ内容で、今年の 6 月にも伊藤諭議員が質問をしています。そのときの会議録を読み直してみただけですけれども、市長答弁は明瞭ではなかった。歯切れの悪いものでありました。そこで改めて以下、質問をすることにいたしました。

ところが、きょうの質問で三つ質問を予定していたんですけれども、最初の一番目の質問については出尽くしたような感じがします。それでも一応準備してありますので読み上げます。それで何かあれば答弁をいただきたい。

まず、第 1 点は、クア・パークの現状を佐藤市長はどう見ているのかという問題であります。

御存じのようにクア・パークの民活エリアは去る 8 月 13 日、中国パールから開発用地を買い戻したことによって、先ほど指摘ありましたように民活部分の総面積の 50.25%を進出企業が撤退をすると。そしてその土地は寒河江市と開発公社で抱え込むという異常な事態になっているわけでありまして。

民活の事業者も当初の 12 社のうち 4 割強の 5 社が開発資金の調達ができないという理由で撤退をして、現在は 7 社へと減少しているわけでありまして。

さらに民活部門の足並みをそろえた開業という問題、先ほど出ましたが、明らかに佐藤市長はこれまでの議会答弁で、最初は平成 12 年だということを言っていました。その後、それは平成 14 年に変更されました。しかしながら、それも現状では全業者足並みをそろえてというわけにはいかない状況になっているのではないかとこのように思います。これも先ほど市長は答弁をしております。

市長が議会で繰り返し民活部門の事業者に早期着工を働きかけているという発言をしてきました。それでも一部の業者を除けば事実上、笛吹けども踊らずというのが実態のようであります。

さらに、中国パールの撤退という衝撃的な、私自身も非常に衝撃的な事件であったわけですが、今日の今回の事態によって、一等最初に決めていたこのクア・パークの事業目標、寒河江市が構想した民活エリアの開発構想に照らしてみた場合、完全な失敗ではないかというふうに私は考えます。この問題についての佐藤市長の認識と判断を伺いたいと思います。

第 2 は、クア・パークの今後について伺います。

私は中国パールや王将などが撤退した後の敷地に、新しい事業者が参入する可能性について、いろいろ私なりに考えてみましたが、ほとんど可能性はないのではないかとこのように考えています。なぜならこれまで幾多の企業がこの事業に参加を表明しては消えていった、こういう事実があります。さらに今日のリゾート事業や観光事業、あるいはレジャー産業に対する国民の需要の落ち込みや変化、さらに金融機関の厳しい対応を踏まえれば、当然の見方ではないのかなというふうに私は思っています。

三流のどうにもならないような、いわばここに参加をすることによって名前を売ろうなどという不埒な業者がいれば別ですけれども、普通のまともな業者であれば二の足を踏むというのが今の現実の状態ではないか。

ましてや前代未聞の景気の底なしの落ち込みが続いているこの時期に、中国パール撤退後の中核施設を担う、それだけのふさわしい能力のある、しかも巨額の資金を調達できる企業などは出てくるわけがないというのが厳しい現実なのではないでしょうか。

市長はこのクア・パークの事業について、温泉と山形自動車道及びサービスエリアを利活用したチェリークア・パークの実現は市民の悲願だ、国、県、道路公団、民間の四者とともに協議を進めてやっているの、何としても成功させたいという心境をたびたび表明してきました。それは同感であります。しかし、この構想のうち、いわゆる公共の担当する最上川ふるさと総合公園の整備は、今の景気に無関係に公金をつぎ込むのですから計画どおりに進むと思われず。しかし、問題の民間事業者が担当するエンターテイメント空間、いわゆる娯楽の空間だそうでありませぬけれども、これを創生するという事業については、これまでの経過を見れば幾ら行政が旗を振っても予定どおりにはいかない、困難だと判断すべきときに来たと私は考えます。

市長は去年6月や今年の6月議会でも判で押したように、民活エリアの開発推進連絡会において各事業者全員統一した意思のもとに、遅くとも平成14年の全国緑化フェアまでには一斉に立ち上げると確認されているんだと答弁しています。しかし、何度も出てきましたように全業者一致してというのは中国パールの経営破綻で既に崩壊しています。来春の一斉オープンというのもいまだ槌音が聞こえない。民活区域が多くあることを見れば、非常な困難に民活業者が立っているということは明らかであります。市長のこれまでの発言が間違っていないとすれば、民活業者が民活の連絡会議で本音を出して話し合っただけでこなかったのではないかとこのふうには私は思っています。

市長は民間業者を取り巻く厳しい実情にもっと思いをいたすべきであります。来年一斉オープンなどということにこだわらずに、もう少し全体の見直しをかけていく必要があるのではないかとこのように思います。

さらに、現在、市や開発公社が所有することになった用地の費用にかかわる問題もあります。私はこうした現実を踏まえた上で、民活業者も含めた率直な協議を行って、事業の見直しや計画の変更など、現実的な対応が必要ではないかと考えるものであります。また、予定どおり推進していくというのであれば、その具体的な見通しを市民と議会に示すべきではないのでしょうか。

3番目に、開発公社が抱え込んでいる契約解除後の用地の取り扱いについて伺いたいと思います。

クア・パークの民活エリアは最初に指摘したように面積で50.25%、約5万2,800平米が契約解除や買い戻しによって開発公社や寒河江市の所有になっています。そのうち開発公社が所有しているのはホテル王将と安田企業、いわゆるいちらくが撤退して残された土地、1万3,159平米と6,609平米の2筆、合計1万9,768平米であります。昨年6月の議会でもこの問題は取り上げられています。このクア・パーク事業は市が計画し、土地の取得と造成については開発公社が市の委託を受けて実施したものであります。これがすんなり完売できていけば問題はなかったのでありますけれども、今回のように途中解約のような売れ残りが発生した、そうした場合の取り扱いについて必ずしも明確なものはなかったのではないかとこのように思います。

市長は開発公社の土地であるから公社が管理をするのだという答弁をしています。これは市の事業としての委託をしておきながら、売れ残ったら公社に押しつけるという、行政側にとっては一方的に都合のいい考え方です。開発公社に遊休土地を抱え込む、その能力があるかないかに関係なく、こうした場合の取り扱いを明確にするべきであります。

私は最近、市が財政が厳しくなったことを理由に開発公社を安易に利用する傾向が強まってきていることに危惧の念を感じています。プロパー事業と委託事業についての明確な基準や規範がないまま、本来市の所有とすべきものを予算の都合がつかないからとか、予算の都合がつくまでとか、開発公社に保有させるということの常態化が生まれることを大変懸念しています。これは議会のチェックの届かない本予算以外の財源を使って行政を執行するということになるからであります。これは行政の退廃を引き起こすことにほかなりませぬ。このことについて、どういう場合に開発公社に土地を保有させるのか、今回の場合、いつまで公社に保有させる

のか、また、第三者に転売する場合、金利の問題はどうするのか、などについて市長の見解を伺いたいと思います。

以上、通告した問題についての第1問を終わりますが、市長の簡潔で誠意ある答弁を期待するものであります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 答弁申し上げます。

答弁する私もあえてこれまでの経過など踏まえて、詳しく答弁したいと思っております。

チェリークア・パーク構想は、東北横断道酒田線寒河江サービスエリアと山形県施工による最上川ふるさと総合公園の開発とあわせ、ハイウェイオアシス、さらには S A ・ P A を活用した地域拠点整備事業として国、道路公団、山形県及び民活事業者が一体となり推進しているところでございます。御案内のように寒河江サービスエリアは平成 11 年 11 月にオープンしております。最上川ふるさと総合公園につきましても、平成 12 年 4 月から供用が開始されているところでございます。

こうした状況の中で民活エリア事業者は、経済情勢の激変と金融機関の非常に厳しい中で、事業を断念なされた参画者もおられますが、飲食、物販部門の参画者では平成 12 年 4 月に J A さがえ西村山が営業を開始され、チェリーランドさがえにつきましても来年開催される緑化フェアまでの営業開始を目指し計画を進めているところでございます。

また、宿泊部門につきましても、ホテルシンフォニーが来年 3 月の営業開始を目指し建設中であり、そのほかの各社におかれましても引き続き建設に向けて金融機関、あるいは会社内部での調整が行われている状況にございます。

したがって、本市が構想したクア・パーク全体については、ほぼ構想どおり推進しているものでございます。確かに民活のオープン時期につきましても、当初は高速道路の寒河江以西供用が 12 年の秋の予定でありましたので、12 年春のオープンを目指してきたところでございますが、10 年には現況の経済社会の厳しい中、金融機関の対応もあり民活エリア開発推進連絡会において、オープン時期を緑化フェアの開催される 14 年春に時期を移したのも事実でございます。

これまで第三セクターによるサービスエリアの設置、運営というのが 11 年 10 月にスタートしておるわけでございます。今申し上げたとおりでございます。それから、県の最上川ふるさと総合公園の誘致と整備というものも県に働きかけてきたわけでございますけれども、この公園は全国緑化フェアに向けて現在大わらわになって整備中でございます。それから、国土交通省直轄の水辺プラザが整備されるなど、そしてまた、全国都市緑化フェアの誘致と、全国的に見られないような事業やイベントを導入しておるわけでございまして、まさに国、道路公団、県、市、民活一体化しまして積み上げたきたところの一大プロジェクトとのかかわりも民活エリアは持っておるわけでございまして、現在、ようやく全体ゾーンが整っておりますが、これをさらに有効に生かしていくにはいろいろ課題も抱えております。

そういう中にありまして民活エリアにつきましても、14 年オープンというものを目指し、厳しい状況下にあってもここまで進まれてきたということは、私はすばらしいことであると思っております。全部が全部着手できないでいることも、これもやむを得ないことと思っております。現在空白になっている土地にあっては引き合いもありますし、多少時間がかかっても当初の構想どおり実現でき、クア・パークの整備によって、本市はもとより本県地域の活性化、振興に大きく寄与されることを望んでおるところでございます。

それから、事業の見直しというような現実的な対応云々という御意見でございます。

クア・パークの事業参画者におかれましてはそれぞれこの構想に賛同され、今後のクア・パークの動向を考慮されて、採算性、さまざまな角度から検討された上で参画されたものでございます。何遍も言うようすけれども、この急激な経済情勢の悪化と金融機関の大変厳しい引き締めによりまして、事業から撤退された方やいまだ着手できない状況にある方もおられますが、それぞれが自らの計画に基づいて検討されているものでございます。

宿泊部門の2区画につきましては、これまで同様ホテル、旅館関係の新たな事業参画者を誘致することになります。中国パールの跡地には全国的なスパ施設の動向やスパ施設に対する金融機関の考えを考慮すれば、スパ施設の誘致は困難な状況と思います。したがって、これまでのスパ施設のみとの考えにこだわらず、他の民活事業者の事業とクア・パーク全体構想との関連で、他の事業者も含めて検討しまして、相乗効果の上がるようなものということに誘致を行ってまいりたいと思っております。

現在、すべてが事業着手に入っていないから、また分譲できない土地があるからといって、将来がないということでは私はないと思っております。今も申し上げましたように、ほかにはないようなところの条件を備えているエリアでございまして、最上川、高速自動車道、そしてあの景観というようなことを考えて、さらにまた名前も最上川のクア・パークというようなことで売れてきておるわけでございますし、期待感も膨れ上がってきておると。そしてまた、来年は全国都市緑化フェアも開催されるという中でございますので、今言ったような事業者の誘致というものを図ってまいりたいと思っておるわけでございます。現在の全体計画というものを成就すべく努力することが最善の選択肢であろうと、このように思っておるところでございます。

それから、委託事業とプロパー事業とのことについての御質問がありました。

土地開発公社は、地方公共団体にかわって土地の先行取得を行うことなどを目的として設立されている法人でございます。市は必要な公共用地の取得に当たりまして、開発公社に委託する場合は業務委託申請書によって申請をしております。これに対して開発公社から書面により受託の通知を受けておるわけでございます。また、プロパー事業というのは、御案内のように土地開発公社が自らの負担と責任において計画し、実施する住宅団地や工業団地等があるわけでございます。したがって、プロパー事業と市からの委託事業につきましては、法的にも現実的にも明確になっているということをごましく申し上げたいと思っております。

それから、現在、解除になった2区画についてでございます。これは大変厳しい経済情勢の中ではございますが、最上川沿いに旅館、ホテルといった宿泊機能を集積し、本市で不足している宿泊施設を民活の力で整備を推進しているものでございまして、県内外に誘致を働きかけてきたところでございます。

この2区画の場所は、御覧になってわかるように目の前に最上川が流れておりまして、遠くには雄大な山並みが眺望できますし、大変風光明媚なところであるため、現在まで県内外からの問い合わせや引き合いがあるところでございます。しかし、現在の厳しい経済情勢、あるいは金融情勢下であります。新たな引き合い者におかれては、事業計画や設計というものを早く固められまして、早い時期に決定できるように要請しているところでございます。できるだけ早く事業参画者を誘致しまして、土地開発公社から買い取りしたいと思っておるところでございます。

それから、金利の問題というものが当然出てくるわけでございますけれども、これまでも申し上げてきたとおり、公社の自己資金を充てていただいておりますので、新たに分譲する場合もこの2区画につきましては、前回と同額で分譲したいと、このように思っておるところでございます。

以上でございます。

佐藤 清議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 基本的には既定方針どおりいきたいという答弁でした。しかし、中核施設についてはスパ施設のようなものは困難だと、それにかわるものを何か構築したいというふうな答弁でありました。市長もかなり頑固です。私もかなり頑固なんですけれども、やはり少しずつスタンスを移すようなやり方でなくてやはり率直に現状を披瀝して、みんなと相談しながらやっていくというふうなことが、議会に対する姿勢としても大事なのではないかとこのように思います。午前中からかかってやっとこの答弁が一つ出てきたわけなんですけれども、そういう点ではもう少し相互の信頼関係で、率直な状況の報告と協議ということがなければならぬのではないかとこのように、これは市民に対しても、市民も同じような目で見ているわけですので、どうなるんだろうと。中国パールの後はどうなるんだろうと、あるいは王将、いちらくの後はどうなるんだろうというふうに、何ぼ否定してもそれはみんな関心を持って、そして心配をして見ているわけでありました。幾ら市長を信頼しても、それに対する明確な方向が出てこない限りはやはりその心配は解けないわけでありました。情報が入ってこないわけですから。そういう点での基本的なスタンスの問題で、ぜひもう少し改めてほしいなというふうに思います。

これまでいろいろ議論が出てきたんですけれども、私が非常に印象的だったのは平成 10 年 6 月議会での市長の発言なんですけれども、契約のいきさつについて触れた私の質問に対して、契約の時点で中国パールが最後まで態度が決まらなかったわけです。前の日に夜やっと決まったということで、その報告も兼ねた契約のあれだったんですけれども。そのときの心境を市長は、一つでも二つでも民活の参加業者が不参加になるというふうになったら大変なことになるということ、非常に心情を吐露して答弁してくれたことがあるんですけれども、その心境が今も続いているとすれば、12 社のうちの 4 社、土地でいうと半分、これが撤退をしたわけでありました。こうなると大変なことどころの騒ぎでない大事件なわけです。だからあの当時の認識からすればかなり心臓が太くなったのか、驚かなくなったのか、ですけれども、これはやはり今大問題だというふうな認識が必要だと思います。

それから、王将といちらくの土地の引き合いについて、私も担当課長からお話を聞いていたんですけれども、これまでも今年の今ごろも同じようなことを言っていたんです。そういうことでもう少し状況の変化があるかどうか、もう少し詳しくお話ししたい。話せないこともあるとは思いますが、そこら辺はもう少し丁寧に議会に説明があってもいいのではないかとこのように思いますので、御披露いただきたい。

それから、スパ施設は困難でそれにかわるものというふうな、重大な説明があったわけなんですけれども、これについてもどういういきさつで進んでいくのか、どういう手法で進んでいくのか、それについての説明もいただきたい。

一般に、進んだもの、振り上げたこぶしをおさめがたい、つまり引っ込みがつかないという事態がよくありますけれども、やはり状況と判断によっては中断をしたり、あるいは考えるために少し休んだりということがあってもいいんですけれども、とにかくまっしぐらに進むというような方法ではなくて、もう少し冷静になって今の事態を考えて、見直しなども含めていくべきではないかとこのように私は思いますので、改めてそのことについて御答弁をいただきたい。

それから、業者の選定の仕方ですけれども、先ほど資金計画、あるいは事業計画がはっきりしないとだめだというふうに変ってきたようでもありますけれども、それだけでなくその会社の業績、実績などもあわせてしっかりとチェックをしていただきたいというふうに思います。中国パールの場合は 2 年連続赤字決算、パックスドールも 1 年間前年度から赤字というふうな事態になっていたわけで、そういうふうなところのチェックが十分でなかったために、こちらの不意打ちをくらったようなことになったわけなんですけれども、そういう点でもきちんとしたチェックをやっていただきたい。

それから、一つ聞いておきますけれども、例えば土地の使用目的の変更、用途の目的変更をするというふうなことも当然考えられますけれども、その場合、リゾート法の網をかぶっていたりもしているわけですが、あるいは県の許可を受けたりしているわけですが、どういう規制があって、どういう障害があるのかをお聞かせをいただきたい。

それから、開発公社の問題ですが、これは事実上隠れ借金であります。寒河江市にとっては隠れ借金です。よく問題になった土地の塩漬けというように、必ずしもまだ3年目です所以说えませんが、少なくとも開発公社にとってはこの2筆で3億2,000万円のお金が事実上凍結されているわけです。本来ならばプロパー事業に投入できる資金であります。これが市の都合で、いわば塩漬けされているというような事態になっているわけがあります。

金利についても自己資金で対応しているので、金利は発生しないというふうなこともあるとは思いますが、実はこの自己資金というのも開発公社の、いわばプロパー資金であります。これが市とのそういうかわりで、実は金利も取れないというような状態になってしまっているわけです。それは今、開発公社が大変な黒字だからそれができるわけですが、黒字のときはそうして、開発公社が赤字のときはそうはできないというような物差しでは市民は納得しません。私も納得しません。

ですから、きちんとした基準をこの場合つくるべきではないかというふうに思います。その金があればプロパーに回せる、本来の開発公社の金でありますので、寒河江市がそういう振り回すような、開発公社の事業に影響を与えかねないような、時期が時期ならば、やり方ですので、これは十分注意をしてやるべきだと思います。そういう点でなぜこんなふうになってしまっているのか、しかもここだけではないです、開発公社が市のために委託事業として土地を買収して預かっているところは。そういう意味でも、きちんとした基準を明らかにしていただきたいというふうに思います。

以上で第2問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 スパのみでなくてプラスアルファしたようなものを加味して、そしてやるというようなことについては前の議会、あるいは全員協議会だったですか、これは私自身申し上げておまして、今初めてではございません。そういうことでございます。

それからやはり、絶対一回決めればそれは動かないと、こういうことは私はあり得ないと思っております、これは世の中このように厳しく激しく動いている状況の中で、全体構想は動かしがたいにしても、そのような中での変更というものは、これは考えられるのでありまして、そしてまた実際相手のあることでございまして、スパのみをやる、あるいはスパプラスアルファをやる、あるいは全体の構想との中で何が一番あそこに適応した、あるいは何がやりやすいかというようなことは、やはり民活の方々の考え方も御意見もあるわけでございまして、それはある程度の弾力性というもの、あるいは全体としての民活の相乗効果というものを働かせるような中での、これは弾力性といいますが、大きな枠組みの中でその辺のことは私は当然考えられるものと、このように思っておるわけでございます。

それから、中国パールの場合でございますけれども、前にも申し上げましたのでございますが、大変本業でないものに今度従事すると、あるいは手をかけるということになるわけでございますので、大変金融機関等の方からの厳しい対応というのがあったと聞いておるわけでございまして、ですけれども、何とか寒河江のためにやっていこうという最終的な決断をいただいて、そのことによって民活の他の参画者との枠組みもこわれないうで、ここまで来たということが言えるのだらうと思っております、ですから、中国パールのそういう枠組みの一角を担ってきたというのも私は大きな貢献ではなかったのかなと、こう思っております。

現在になってそれが脱落せざるを得なかったというようなことを考えれば、本当に御本人もさることながら私も残念に思っておるわけでございますけれども、これからの問題でございますが、王将、いちらくの 2 区画の問題、そして買い戻した中国パールの 3 区画の問題でございまして、今言ったようにいろいろ引き合いなど、あるいは問い合わせがあるわけでございますので、それらに対しまして十分なこちらの説明、私の方で説明申し上げなくても十分クア・パークの現状というものはおわかりになっている方々かとは思いますが、なお一層話し合いをしながら、そしてまた、どういうもので参画できるものかというようなことも十分お聞きをしながら、そしてまた民活の連絡会等々にもお話も、意見なども聞きながら、こういう跡地に対しましての誘導を図ってまいりたいと、このように思っているわけでございます。

それから、一口に言えば公社に委託しまして公社に負担をかけているのではないかと、あるいはその基準というものははっきりと、こういうような御意見でございます。先ほど第 1 問で申し上げましたように委託事業、プロパー事業、そしてまた自己資金で運用できるというようなものの考え方ははっきりしておるわけでございまして、自己資金でやるにしても、おっしゃるように、ひっくるめてしまえば市の事業であり、公社と一体となったところの考え方でいかなければならないのではないかと、こういうような御指摘だろ うと思っておりますけれども、やはり現在は自己資金でやるという場合につきましては、これは開発公社の御判断ではございますけれども、開発公社の規定に基づいてやっておると。それは金利の場合でございますけれども、やっておるわけでございまして、これは十分理事長なり、あるいは理事会の中で御判断をいただけるものと、このように思っておるところでございます。

いずれにしても、相手を早く探す、現在の中でいろいろ引き合いがあるものを、それらに対しまして誘導を図ることが私の現在の務めかなと、このように思っておるわけでございます。

それから、規制する場合云々とありましたけれども、ちょっとこれにつきましては、担当課長の方から答弁いたさせます。

平成 13 年 9 月第 3 回定例会

佐藤 清議長 地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 クア・パークの地域につきましては、リゾート法の網はかかっているところであり、ますけれども、特別な制限は受けないところであります。

佐藤 清議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 行政執行にかかわるものが実は先行して開発公社によって用地買収や、あるいは開発事業が行われることによって、あとで市は金だけ払うというふうな関係になりますと、チェックを通らない事業執行、あるいは行政執行というふうなことになります。ですから、そういう意味では追認をするだけということになりまして、非常に変則的な関係になるわけです。それで、きちんとした何かけじめをつけておかないと、それが今日みたいに市が金がないので先にやっておいてくれということで公社にお願いをして、後で買うからというふうなことでどんどんと無制限にやられていった場合、これは議会の空洞化につながるわけで、それは非常にまずいというふうに思います。その芽が今回少し見えたのではないかとということで私は指摘しているわけであります。

そのほかに開発公社に余力があってやれるときと余力がない場合と、二通りあるんです、実際には。今は寒河江市の開発公社は 14 億円の黒字ですか、これがあるので自己資金でやれるということになってはいますが、そうでない場合はどうするのかと。市が金利を負担するから開発公社で先行してやってくれというふうになるのか、そのときそのときで行政の対応が違えば、開発公社としては非常にやりづらくてしょうがないし、私たちがチェックが働かないというふうなことになりますので、そのところは明確にしていきたいということを申し上げているわけであります。

今回は非常に低金利時代ですので、3 億 2,000 万円といっても公社は信用があるので金利が低くて、利率が低くて平均で 0.45% ぐらいだというふうな話ですので、200 万円そこそこになりますけれども、これだって年月が重なればだんだん重荷になっていくわけで、そういう点では公社依存というスタイルは相当慎重にする必要があると。ですから、その一つの物差しを明確にしていきたいというふうに思うわけであります。

それから、私は頑固でないというふうな話でしたけれども、実際にはこの間の答弁を聞いていますと、相当頑固です。そして、なかなか意見といいますか、私たちがさまざまこの間提言申し上げてきたようなことについても、いったんは否定をしてしまうというふうなスタイルが多かったわけであります。

先ほど来、議論になっております議会と当局の関係、議決権と執行権との関係等についても、私は一言申し上げたいのでありますけれども、その議決権の中身にも全会一致と多数と、あるいは条件つき賛成とか、いろいろな中身があるわけであります。このクア・パークのその都度の議案については、相当の部分で賛成多数が多かったんであります。そういう意味では一定の批判、あるいは反対がありながら多数で通ってきたという経過がありまして、可決された後のものについてはそれは当然執行していくわけでありまして、少なくともそういう注文のついている議案、あるいは事例だということを市長は認識すべきでありまして、今後ともそういうことに対する言論のやりとりは、大いにあり得るということをやはり念頭に置いていただきたいというふうに思います。特に批判されることを恐れてはさまざまな事業が公平に進まない、バランスよく進まないというふうに私は思いますので、そこら辺の認識もしっかり持っていただきたいというふうに思います。

それで、午前中と午後の前の二人の質問でほぼクア・パークの前半の部分については出尽くしたような感がありますので、以上で終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 公社との関係でございますけれども、先ほども申し上げましたように公社の仕事というのは、プロパーと委託を受けて用地を取得するということがあるわけございまして、そもそも公社というのは先行取得の魅力、妙味と申しますか、それを発揮するのが公社である。そういう意味におきましてはやはり安いときに買うとか、あるいは一括して買うとか、あるいはまた買う時期とか、そういうことをにらんで、そして先行取得すると。今は余り広拡法についての云々というようなことがございませぬけれども、そもそもはそういうことございまして、一括して買収することが一番適当であるとか、あるいは買い時期に来ているから買うとか、あるいは非常に安い時期にあるから買収しておこうと、こういうことだろうと思っております。

ですから、そういうことは市の予算におきましてはでき得ないわけございまして、いわゆる予算の制約、それから取得目的というものを議論しなければできないわけございまして、いわゆる公社の妙味というものを発揮してやはり適切に、そして有効に運用をしていくというのが公社のあり方だろうと、このように思っておるわけございまして、そういう大きな観点に立って公社の運営、あるいは市で委託する場合も委託してまいらうと、このように思っておるわけございまして。

公社というもののあり方、あるいは用地買収のあり方、あるいはそれを分譲するときの問題というようなことを、そういうことを踏まえてやって、やはりケース・バイ・ケースでやるというようなことが望まれるんだろうと、このように思っております、そういうのが一つの大きな判断の基準、物差しになるのではないかなと、こう思っておるわけございまして。

また、最後に御意見がございましたけれども、私は十分声は声として聞いておるわけございまして。ただ非常に批判のための批判、あるいは反対のための反対とか、あるいはいいように聞き取られるのかどうかというように、非常に問題のあるものもなきにしもあらずということでございまして、それらに対しましてはやはり言わざるところは言って、話するところは話しなくてはならないと、こう思っているところでございまして、そういうことでやはり議論を尽くす、あるいは議会と執行部との間というものではないでしょうかと、このように思っています。ただ単に、言わんがための言わんというようなものにつきましては、私はとらないところでございまして。

以上でございます。

佐藤 清議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 金利については開発公社の問題でありますので、開発公社を所管している企画調整課として、今回の金利の取り扱いの考え方を申し上げたいと思います。

開発公社では、事業を行った場合には開発公社の規定に基づいてやっているということで、クア・パークの場合はいったん分譲契約するまでについてはこの場所もすべて、それまでかかった金利も開発公社の経費も、すべてオープンにして分譲単価を決定しております。

それで王将の場所も、それからいちらくの場所も中国パールの場所も、チェリーランドの場所も坪単価がブールにして同じに決定されております。

それで、いったん価格を決定して売買をしました。ということで、売買をした後に解除になったということにかんがみまして、その解除になった後の経費については、開発公社の方ではその規定にのっとり理事長が自己資金でやったということで、自己資金でやったときにはそれに算入しなくてもよいというような規定もありますので、それを活用してあの 2 カ所については自己資金でありますので、今後処分するまでの間については金利は見ないということをこれまでも言ってきたということでございます。

佐藤 清議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。

平成 13 年 9 月第 3 回定例会

散 会 午後 3 時 1 0 分

佐藤 清議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成13年9月20日(木曜日)第3回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤	清	議員	2番	松田	孝	議員
3番	猪倉	謙太郎	議員	4番	石川	忠義	議員
5番	荒木	春吉	議員	6番	安孫子	市美夫	議員
7番	柏倉	信一	議員	8番	鈴木	賢也	議員
9番	伊藤	忠男	議員	10番	高橋	秀治	議員
11番	高橋	勝文	議員	12番	渡辺	成也	議員
13番	新宮	征一	議員	14番	佐藤	穎男	議員
15番	伊藤	諭	議員	16番	佐藤	暘子	議員
17番	川越	孝男	議員	18番	内藤	明	議員
19番	松田	伸一	議員	20番	那須	稔	議員
21番	佐竹	敬一	議員	22番	遠藤	聖作	議員
23番	伊藤	昭二郎	議員	24番	井上	勝	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
小松仁一	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
松田英彰	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	那須義行	病院事務長
保科弘治	教育長	芳賀友幸	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第4号

第3回定例会

平成13年9月20日(木)

午前10時40分開議

再開

- 日程第 1 認第 1号 平成12年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 2 認第 2号 平成12年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- 〃 3 議第 59号 平成13年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)
- 〃 4 議第 60号 平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 〃 5 議第 61号 平成13年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 6 議第 62号 寒河江市市税条例の一部改正について
- 〃 7 議第 63号 西村山広域行政事務組合理約の一部変更について
- 〃 8 議第 64号 字の区域及び名称の変更について
- 〃 9 議第 65号 市道路線の廃止について
- 〃 10 議第 66号 市道路線の認定について
- 〃 11 請願第 3号 学校事務職員及び学校栄養職員の給与費等について、現行の義務教育費国庫負担制度を維持するよう、国に対して「意見書」の提出を求める請願
- 〃 12 請願第 4号 30人以下学級実現可能な教育予算増となるよう国に対して意見書提出を求める請願
- 〃 13 陳情第 1号 幸生幼児学級存続に対する陳情
- 〃 14 委員会審査の経過並びに結果報告
- (1) 総務委員長報告
- (2) 文教経済委員長報告
- (3) 厚生委員長報告
- (4) 建設委員長報告
- (5) 予算特別委員長報告
- (6) 決算特別委員長報告
- 〃 15 質疑、討論、採決
- 〃 16 議会案第4号 学校事務職員及び学校栄養職員の給与費等について、現行の義務教育費国庫負担制度を維持することを求める意見書の提出について
- 〃 17 議会案第5号 30人学級の実現可能な教育予算増についての意見書の提出について
- 〃 18 議会案第6号 地方の財源確保に関する意見書の提出について
- 〃 19 議案説明
- 〃 20 委員会付託
- 〃 21 質疑、討論、採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

日程の追加

寒河江市議会議会運営委員会委員の辞任について

日程の追加

寒河江市議会議会運営委員会委員の選任について

日程の追加

寒河江市議会議会運営委員会委員長の互選結果報告について

再 開 午前10時40分

佐藤 清議長 おはようございます。これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議運営については、9月5日及び本日20日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第4号によって進めてまいります。

議案上程

佐藤 清議長 日程第1、認第1号から日程第13、陳情第1号までの13案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐藤 清議長 日程第14、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

佐藤 清議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。9 番伊藤総務委員長。

〔伊藤忠男総務委員長 登壇〕

伊藤忠男総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 17 日午前 9 時 30 分から市議会第 2 会議室において委員 6 名出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 62 号、議第 63 号、議第 64 号の 3 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 62 号寒河江市市税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「今回の法改正により、市税の減収額はどのくらいになるのか」との問いがあり、当局より、「株の保有者数などを含め、減収額は把握できておりません」との答弁がありました。

委員より、「無償や資産として譲渡した場合でも対象となるのか」との問いがあり、当局より「今回の改正は、上場されている株式に対して発生する譲渡所得から 100 万円を上限として控除されるものです」との答弁がありました。

議第 62 号については、ほかに報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 63 号西村山広域行政事務組合同規約の一部変更についてを議題とし、当局に説明を求め、質疑に入りましたが、議第 63 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 64 号字の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局に説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「地籍調査の進捗状況は」との問いがあり、当局より、「平成 12 年度までに当市では約 56.2%で、県内全体では 45%の進捗状況です。現在、幸生・田代地区の山間地の調査を行っております」との答弁がありました。

委員より、「当市の地籍調査完了予定は何年ごろか」との問いがあり、当局より、「原野などが多く、立ち会いなど難しい面があり、おおよそ 30 年ぐらいかかると考えております」との答弁がありました。

議第 64 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

文教経済委員長報告

佐藤 清議長 次に、文教経済委員長の報告を求めます。6 番安孫子文教経済委員長。

〔安孫子市美夫文教経済委員長 登壇〕

安孫子市美夫文教経済委員長 文教経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 17 日午前 9 時 30 分から市議会第 4 会議室において、委員 6 名全員出席して開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、請願第 3 号、請願第 4 号及び陳情第 1 号の 3 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、請願第 3 号学校事務職員及び学校栄養職員の給与費等について、現行の義務教育費国庫負担制度を維持するよう、国に対して「意見書」の提出を求める請願を議題として、請願文書朗読の後、質疑、意見に入りました。

主な質疑、意見について申し上げます。

委員より、「これまでも採決してきたので、採択すべきである」との意見がありました。

委員より、「国庫負担がなくなれば、地方の財源によって教育の機会均等がなくなるので賛成」との意見がありました。

ほかに質疑、意見もなく、質疑などを終結し、討論を省略して採決の結果、請願第 3 号は、全会一致をもって採択するものと決しました。

次に、請願第 4 号 30 人以下学級実現可能な教育予算増となるよう国に対して意見書提出を求める請願を議題として、請願文書朗読の後、質疑、意見に入りました。

主な質疑、意見について申し上げます。

委員より、「30 人以下だと、人数がはっきりせず、流動的であり、30 人学級だと賛成だが、30 人以下となると反対」との意見がありました。

委員より、「単純に文章どおり読んでいいのではないか」との意見がありました。

休憩を挟んで意見交換を行い、再開し、質疑などを終結し、討論を省略して採決の結果、請願第 4 号は、多数をもって採択すべきものと決しました。

次に、陳情第 1 号幸生幼児学級存続に対する陳情を議題として、陳情文書朗読の後、質疑、意見などに入りました。

主な質疑、意見について申し上げます。

委員より、「幼児期が地区外、小学校が地区内、中学校が地区外とさまざま変わると、子供たちに与える精神的な影響が大きい。単に閉級ではなく、少子化の中で僻地教育をどうするかという新しいテーマで考えていくよい機会ではないか。子供が少なくなれば閉級ということであれば、将来小学校も懸念される。何よりも全世帯からの陳情を重く受けとめる必要がある」との意見がありました。

委員より、「子供は少なくなってきており、集団で切磋琢磨して、子供を伸び伸び教育するという観点からすると、1 人 2 人ではどうなのか。すぐ結論を出さず、十分検討する必要がある」との意見がありました。

休憩を挟んで意見交換を行い、再開して、質疑などを終結し、討論を省略して採決の結果、陳情第 1 号は、多数をもって採択すべきものと決しました。

以上をもって、文教経済委員会における審査の経過と結果についての御報告を終わります。

厚生委員長報告

佐藤 清議長 次に、厚生委員長の報告を求めます。10 番高橋厚生委員長。

〔高橋秀治厚生委員長 登壇〕

高橋秀治厚生委員長 厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 17 日午前 9 時 30 分から市議会図書室において委員 6 名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 61 号の 1 案件であります。

審査の内容を申し上げます。

議第 61 号平成 13 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より、「第 1 号被保険者の保険料の収納状況はどのような状況か」との問いがあり、当局より、「平成 13 年 5 月末の状況は、第 1 号被保険者数が 9,979 人で、うち特別徴収の方が 8,655 人で、全体の 86.7%となっており、普通徴収の方は 1,324 人で 13.3%であります。調定額が 7,370 万 3,000 円に対し、収納額は 7,355 万 1,000 円で、99.8%の収納率です」との答弁がありました。

また、委員より、「10 月から全額負担になると、収納率が落ちる心配があるが、その辺の取り組み方はどのように考えているか」との問いがあり、当局より、「全額負担になることについては、市報でお知らせも、この前介護保険の納入通知書を発送した段階でも、チラシを全員の方に配布しております。また、ポスターをすべての分館に張り出し、理解と協力を求めているところであります。これまで介護保険の説明会などもたびたび開催しておりますが、その際もチラシを配布しながら、趣旨を説明してお願いをしまいいりました。これからのいろいろな機会を通して御協力をお願いし、収納率の向上に努めてまいりたいと思います」との答弁がありました。

また、委員より、「保険料の未納者は何人で、どういう所得階層の方か」との問いがあり、当局より、「所得段階では、第 1 段階の方はいなくて、第 2 段階の方が 10 人、第 3 段階の方が 11 人、第 4 段階の方が 3 人、第 5 段階の方が 1 人の合計 25 人であります」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 61 号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

先ほど、ちょっと私の説明が間違っておりましたので訂正します。

当局より、全額負担になっていることについては、市報でお知らせも、この前介護保険の納入通知書を発送した段階でも、チラシを全員の方に配布しております。そのことがちょっと間違っておりました。訂正いたします。

以上で、厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設委員長報告

佐藤 清議長 次に、建設委員長の報告を求めます。15 番伊藤建設委員長。

〔伊藤 諭建設委員長 登壇〕

伊藤 諭建設委員長 建設委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 17 日午前 9 時 30 分から 2 階会議室において委員 6 名全員出席、当局より関係課長等が出席して開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 60 号、議第 65 号及び議第 66 号の 3 案件であります。

一たん休憩し、市道の廃止、認定に係る現地調査を行った後、審査を再開いたしました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

最初に、議第 60 号平成 13 年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より、「暗渠工事の工事請負費が 400 万円追加になっているが、変更前の予算が減額になる部分はないのか」との問いがあり、当局より、「これからの発注ですが、これまでは U 字溝の考えでしたが、暗渠工事に変更するため、割高になります」との答弁を得ております。

議第 60 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 65 号市道路線の廃止及び議第 66 号市道路線の認定については、関連があるため一括議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

議第 65 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 66 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

佐藤 清議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。13 番新宮予算特別委員長。

〔新宮征一予算特別委員長 登壇〕

新宮征一予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 10 日午前 10 時 14 分から本議場において委員 23 名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第 59 号平成 13 年度寒河江市一般会計補正予算（第 4 号）であります。

議第 59 号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

一つ、寄附金の内訳について。一つ、がけ地近接危険住宅移転事業費補助金の減額について。一つ、総合福祉保健センター駐車場工事の時期について。一つ、クリーンセンター分担金の追加について。一つ、不審者対策監視カメラの運用についての質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い……。

大変失礼いたしました。2 番目のがけ地近接危険住宅移転事業費補助金の減額について、訂正をさせていただきます。

などの質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日 9 月 20 日午前 9 時 30 分から本議場において委員 23 名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第 59 号を議題とし、各分科会委員長より、それぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 59 号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

決算特別委員長報告

佐藤 清議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。2 番松田決算特別委員長。

〔松田 孝決算特別委員長 登壇〕

松田 孝決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 18 日午前 9 時 30 分から本議場において委員 22 名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役、監査委員及び関係課長出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第 1 号平成 12 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について及び認第 2 号平成 12 年度寒河江市水道事業会計決算の認定についての 2 案件であります。

認第 1 号及び認第 2 号を一括議題とし、議案説明の後に監査委員報告を受け、質疑、討論、採決に入りました。

最初に、認第 1 号平成 12 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、主な質疑を申し上げます。

一つ、高度医療機器の活用について、特に土日の利用について。一つ、患者の苦情件数と対応について。一つ、ベッドの稼働率に対する対応と人間ドックの導入について。一つ、研修研究費の使われ方について。一つ、医師確保のための奨学金制度導入について。一つ、類似病院と比較した薬品費についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第 1 号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきと決しました。

次に、認第 2 号平成 12 年度寒河江市水道事業会計決算の認定について申し上げます。

認第 2 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第 2 号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 15、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第 1 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第 1 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第 1 号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

認第 2 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第 2 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第 2 号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議第 59 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 59 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 59 号は原案のとおり可決されました。

議第 60 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 60 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 60 号は原案のとおり可決されました。

議第 61 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 61 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 61 号は原案のとおり可決されました。

議第 62 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 62 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 62 号は原案のとおり可決されました。

議第 63 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 63 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 63 号は原案のとおり可決されました。

議第 64 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 64 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 64 号は原案のとおり可決されました。

議第 65 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 65 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 65 号は原案のとおり可決されました。議第 66 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 66 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 66 号は原案のとおり可決されました。

請願第 3 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第 3 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第 3 号は採択とすることに決しました。

請願第 4 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第 4 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、請願第 4 号は採択とすることに決しました。

陳情第 1 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

15 番伊藤 諭議員。

〔15 番 伊藤 諭議員 登壇〕

伊藤 諭議員 私は、今回幸生地区の全世帯 230 名の署名を付して提出された、幸生幼児学級存続に対する陳情に賛成する立場から、賛成する議員を代表し、討論を行います。

市教育委員会は、醍醐・幸生・田代・三泉地区の幼児学級の廃止の理由として、当該地域の幼児数が減少し、集団の中での遊びや学習という点で、幼児教育上問題があること、また、平成 14 年度から学校完全 5 日制となり、開級日数が 190 日程度になるため、父母の子育てを支援する要望を満たすことができないなどの理由を挙げています。

しかし、幼児学級はそもそも幼児の少ない地域での保育を前提とし、運営されてきたものでありますし、父母が身近なところで保育したいと望んでいることが、今回の陳情によっても明らかです。

身近なところに幼児学級があることによって、地区全体が生き生きとし、未来に希望が持てる地域づくりの原動力になるものと思います。地域の活性化という視点からも、幼児学級は廃止すべきではないと思います。

市当局も地域住民の意思を最大限尊重し、対応すべきであります。

また、こうした廃止の動きは、議会に全然相談もなく進められ、ことしの5月に発表された行政改革実施計画書によって、突然打ち出してきました。まさに住民代表である議会を軽視したやり方であります。こうした進め方についても、私は憤りを覚えます。

全戸にわたる幸生地区幼児学級の反対署名、幼児学級の閉鎖に対する反対署名の重みを受けとめ、全会一致で採択されますよう、本議場におられる議員各位にお願いし、賛成討論といたします。

佐藤 清議長　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより陳情第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決しました。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 16、議案第 4 号から日程第 18、議案第 6 号までの 3 案件を一括議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 日程第 19、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 4 号から議案第 6 号までの 3 案件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第 20、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 4 号から議会案第 6 号までの 3 案件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託の省略をいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 21、これより質疑、討論、採決に入ります。
議会案第 4 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第 4 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 4 号は原案のとおり可決されました。

議会案第 5 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第 5 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 5 号は原案のとおり可決されました。

議会案第 6 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第 6 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 6 号は原案のとおり可決されました。

日程の追加

佐藤 清議長 お諮りいたします。

松田伸一議員から、寒河江市議会議会運営委員会委員を辞任したい旨の願い出があります。

この際、寒河江市議会議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、この際、寒河江市議会議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、議題といたします。

日程の追加

佐藤 清議長 お諮りいたします。

松田伸一議員から、寒河江市議会議会運営委員会委員を辞任したい旨の願い出があります。

この際、寒河江市議会議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、この際、寒河江市議会議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、議題といたします。

寒河江市議会議会運営委員会委員の辞任について

佐藤 清議長 この際、地方自治法第 117 条の規定により、松田伸一議員の退席を求めます。

〔19 番 松田伸一議員 退席〕

まず、その辞任願を事務局長に朗読させます。

安孫子勝一事務局長 では、私から辞任願の報告をいたします。

平成 13 年 9 月 20 日

寒河江市議会議長 佐藤 清 殿

寒河江市議会議会運営委員会委員 松田伸一

辞任願

今般私事都合により、議会運営委員会委員を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

佐藤 清議長 お諮りいたします。

松田伸一議員の議会運営委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議がありますので、挙手によって採決いたします。

お諮りいたします。

松田伸一議員の議会運営委員会委員の辞任を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、松田伸一議員の辞任を許可することに決しました。

松田伸一議員の着席を求めます。

〔19 番 松田伸一議員 着席〕

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 27 分

再 開 午前 11 時 50 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

佐藤 清議長 寒河江市議会議会運営委員会委員 1 名が欠員となりました。

この際、寒河江市議会議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、この際、寒河江市議会議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

寒河江市議会議会運営委員会委員の選任について

佐藤 清議長 お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、高橋勝文議員を指名したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました高橋勝文議員を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 51 分

再 開 午前 11 時 56 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

佐藤 清議長　この際、寒河江市議会議会運営委員会委員長の互選結果報告についてを日程に追加いたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

寒河江市議会議会運営委員会委員長の互選結果報告について

佐藤 清議長 議会運営委員会委員長の互選結果を報告いたします。
議会運営委員会委員長 高橋 勝文議員
以上であります。

閉 会 午前 11 時 57 分

佐藤 清議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。
これで、平成 13 年第 3 回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長

佐 藤 清

会議録署名議員

柏 倉 信 一

同 上

那 須 稔